



Graduate School of Law **大学院法学研究科**

2018 年度

COURSES & TIMETABLE SYLLABUS

学科目配当表
講義要項
時間割

早 稲 田 大 学
WASEDA UNIVERSITY

2018 年度 法学研究科暦

行 事		期 間
大学院入学式		4 月 1 日 (日)
春 学 期	★法研科目登録 受付期間	3 月 3 0 日 (金) ～ 4 月 3 日 (火)
	★奨学金登録 受付期間 ※郵送も可	3 月 2 7 日 (火) ～ 4 月 3 日 (火)
	授業開始	4 月 6 日 (金) 至: 7 月 2 6 日 (木)
	※臨時の休業日	5 月 1 日 (火) ・ 5 月 2 日 (水)
	授業を行う国民の祝日	7 月 1 6 日 (月) 海の日
	※自主研究期間	7 月 2 7 日 (金) ～ 8 月 2 日 (木)
	春学期終了	8 月 2 日 (木)
	夏季休業期間	8 月 3 日 (金) ～ 9 月 2 0 日 (木)
秋 学 期	授業開始	9 月 2 7 日 (木) 至: 1 月 2 8 日 (月)
	授業を行う国民の祝日	1 0 月 8 日 (月) 体育の日
	※体育祭 (授業休講)	1 1 月 1 日 (木)
	※早稲田祭 2 0 1 8 (授業休講)	1 1 月 3 日 (土) ・ 1 1 月 4 日 (日)
	授業を行う国民の祝日	1 1 月 2 3 日 (金) 勤労感謝の日
	冬季休業期間	1 2 月 2 3 日 (日) ～ 2 0 1 9 年 1 月 5 日 (土)
	※自主研究期間	1 月 2 9 日 (火) ～ 2 月 4 日 (月)
	秋学期終了	2 月 4 日 (月)
春季休業期間		2 月 5 日 (火) ～ 3 月 3 1 日 (日)
学位授与式		3 月 2 4 日 (日) 予定

○行事に※印のあるものは、通常授業は休講となります。

○法学研究科の教場授業日程は、次の通りとなります。

春学期: 4 月 6 日 (金) ～ 7 月 26 日 (木)

秋学期: 9 月 27 日 (木) ～ 12 月 22 日 (土) および 2019 年 1 月 7 日 (月) ～ 1 月 28 日 (月)

○以下の国民の祝日等は通常授業を実施します。

7 月 1 6 日 (月) 海の日 1 0 月 8 日 (月) 体育の日

1 1 月 2 3 日 (金) 勤労感謝の日

○臨時の休業日は以下の通りです。

5 月 1 日 (火) ・ 5 月 2 日 (水) ・ 1 1 月 2 日 (金)

以 上

2018年度学科目選択・登録について

民事法学専攻、公法学専攻、基礎法学専攻

■登録期間 3月30日（金）9:00 ～ 4月3日（火）17:00

■登録方法 原則として、MyWaseda で行う Web 登録
※詳細は、法学研究科ホームページを参照してください。

■授業開始 4月6日（金）※法務研究科との合併科目についても4月6日（金）より授業を開始します。

■登録手順・注意事項等

(1) 登録科目の選択にあたっては、入学時に配付された法学研究科要項を熟読し、指導教員の学科目選択指導での指示に従い、上述期間内に Web 登録を実施してください。〔別紙の「学科目選択等指導日程」または掲示を参照してください。〕

※Web 科目登録画面をプリントアウトし、指導教員から署名・捺印を受けた後、4月9日（月）までに法学研究科事務所に提出してください。

(2) 修了に必要な単位は30単位です。既得科目を再度履修した場合は、「随意科目扱い」となり、修了単位に含めることはできません。ただし、専修科目については4単位まで含めることができます。

(3) 他系統（学内・他校を含む）出身者は、指導教員から指示があれば、法学部設置の法律科目を履修する必要があります。

(4) 専修科目以外の科目は、法学研究科に設置された授業科目の中から選択するのが原則ですが、以下の科目について、合計8単位を上限として修了に必要な単位として含むことができます。

①他研究科提供科目

本学の他研究科に設置されている科目のうち、指導教授および科目設置箇所から履修の許可を得て、かつ指導教授が修了単位として履修することを認めた科目について、上述の上限の範囲内で修了単位として履修することができます。

②大学院全学共通設置科目

本学の全大学院生を対象に、履修の機会が設けられる科目であり、法学研究科が認めた科目については、上述の上限の範囲内で修了単位とすることができます。

③法学研究科の科目等履修生として修得した単位

以下の条件を満たした場合に限り、科目等履修生として修得した科目については、上述の上限単位の範囲で修了単位とすることができます。

1. 当研究科の科目等履修生として、取得した単位であること。
2. 専修科目以外の科目であること。
3. 入学の前年度履修科目であること。

※「特別履修科目」および上記①～③については、法学研究科での手続きが必要となります。

以 上

先端法学専攻

■登録期間	1次：3月30日（金）9:00 ～ 4月3日（火） <u>17:00</u>
	2次：4月12日（木）9:00 ～ 4月13日（金） <u>17:00</u>

■登録方法 原則として、MyWaseda で行う Web 登録
※詳細は、法学研究科ホームページを参照してください。

■授業開始 4月6日（金）

■登録手順・注意事項等

- （1）登録科目の選択にあたっては、入学時に配付された法学研究科要項を熟読し、上述期間内に Web 登録を実施してください。
- （2）修了に必要な単位は30単位です。必修単位10単位の他、選択科目20単位の修得が必要です。
- （3）専修科目以外の科目は、法学研究科に設置された授業科目の中から選択するのが原則ですが、以下の科目について、合計8単位を上限として修了に必要な単位として含むことができます。

①現代アジア・リージョン法LL.M.コースの科目

知的財産法 LL.M.コースの学生は、現代アジア・リージョン法 LL.M.コースの科目を8単位まで履修することができます。

②法学研究科の科目等履修生または法務研究科の委託履修生として修得した科目

法学研究科の科目等履修生または法務研究科の委託履修生として修得した科目は8単位まで修了単位とすることができます。

- （4）以下の科目は修了に必要な30単位に含まれない、随意科目として履修が可能です。

①大学院生解放科目（グローバルエデュケーションセンター提供科目）

②他研究科提供科目

③日本語教育研究センター設置の日本語科目

※上記①, ②については、法学研究科での手続きが必要となります。

以 上

2018年度春学期 他研究科提供の科目登録について

1. 登録日程

授業開始は4/6(金)です。登録希望の科目は初回授業から参加し、担当教員に登録予定であることを伝えてください。

科目設置研究科名	登録期間・時間	結果発表日	秋学期科目の 科目登録手続期間	問合せ先・開室時間
政治学研究科 経済学研究科 公共経営研究科 日本語教育研究科(注1) 人間科学研究科 基幹理工学研究科 創造理工学研究科 先進理工学研究科 商学研究科(商学専攻) 社会科学研究科 国際コミュニケーション研究科 スポーツ科学研究科 法学研究科 文学研究科 教育学研究科 環境・エネルギー研究科	4/12(木)9:00～ 4/13(金)17:00	4/17(火)	秋学期登録期間 (注4)	各 研 究 科 事 務 所 (事 務 室 ・ セ ン タ ー)
				3号館10F 19号館8F 100号館1F 51号館1F 11号館3F 14号館3F 11号館4F 100号館1F 8号館1F 34号館1F 16号館2F 93号館2階
			4/12(木)9:00～ 4/13(金)17:00	9:00～17:00 9:00～19:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00 9:00～17:00
会計研究科(注2)	<春学期科目> 4/12(木)9:00～4/13(金)17:00 <夏季集中科目> 7/9(月)9:00～7/13(金)17:00	<春学期> 4/17(火) <夏集中> 7/18(水)	秋学期登録期間 (注5)	11号館3F 11号館3F 11号館10F 19号館7F
経営管理研究科(注3)	<春学期科目> 4/12(木)9:00～4/13(金)17:00 <春学期集中科目> 7/13(金)10:00～7/16(月)23:59	<春学期> 4/17(火) <春集中> 7/20(金)		9:00～17:00 9:00～17:00 17:00～22:00 9:00～17:00
アジア太平洋研究科	<春学期科目> 4/12(木)9:00～4/13(金)17:00 <夏集中学期科目> 7/2(月)9:00～7/6(金)17:00	<春学期> 4/17(火) <夏集中> 7/10(火)		
国際情報通信研究科	登録不可			-
情報生産システム研究科				-
法務研究科				-
教職研究科				-

注1 集中開講科目も、上記「登録期間」中に登録してください。

注2 一部の科目は商学研究科・アジア太平洋研究科・社会科学研究科・ファイナンス研究科・経営管理研究科の学生のみ履修可能、その他の公開科目は、全研究科の学生が履修可能です。公開科目一覧は会計研究科Webページに別途掲載いたします。

注3 ・商学研究科ビジネス専攻・ファイナンス研究科の学生は、下記の要件・経歴書の提出は必要なく履修可能です。
・商学研究科商学専攻・会計研究科・アジア太平洋研究科の学生は、「常勤者として満3年以上の実務経験を有する者」のみ履修可能です。
登録の際は、Web申請に加えて、経営管理研究科所定の「経歴書」の提出が必要です。
対象研究科所属学生への登録案内・公開科目一覧は
経営管理研究科HP (<http://www.waseda.jp/fcom/wbs/other/2694>) に別途掲載いたします。

注4 今回、秋学期科目の登録を受け付けていない研究科の秋学期科目の登録期間は10月3、4日を予定しています。詳細は別途周知します。

2. 登録方法

Web科目登録システムから履修申請してください。

※一部の研究科では指定の書式での書類提出が必要です。

3. その他注意事項

(1)履修可能科目は、原則として講義科目のみです（詳細はグローバルエデュケーションセンターHPの「他研究科提供科目一覧」を参照）。

【グローバルエデュケーションセンターHP】<http://www.waseda.jp/gec/>

(2)他研究科提供科目の申請は、書類選考もしくは抽選の結果、選外・不可となる場合があります。

(3)上述の「他研究科提供科目一覧」にある科目でも、教室定員により登録時に締切りとなっている場合があります。

以 上

【目次】

2018 年度 法学研究科暦	
2018 年度 学科目選択・登録について	
2018 年度春学期 他研究科提供の科目登録について	

学科目配当表

法学研究科共通科目・随意科目	1
民事法学専攻	2
修士課程研究指導	
専修科目・専修科目以外の科目	
博士後期課程研究指導	
公法学専攻	5
修士課程研究指導	
専修科目・専修科目以外の科目	
博士後期課程研究指導	
基礎法学専攻	8
修士課程研究指導	
専修科目・専修科目以外の科目	
先端法学専攻	10
知的財産法 LL.M.の科目	
現代アジア・リージョン法 LL.M.の科目	

講義要項

法学研究科共通科目	13
民事法学専攻	
専修科目	18
専修科目以外の科目	41
公法学専攻	
専修科目	58
専修科目以外の科目	71
基礎法学専攻	
専修科目	85
専修科目以外の科目	88
先端法学専攻の科目	97

時間割表	103
------	-----

大学院全学共通設置科目	109
-------------	-----

- ・2018 年度 大学院全学共通設置科目一覧
- ・大学院全学共通設置科目・大学院生開放科目・外国人留学生対象日本語科目 春学期科目登録日程

学 科 目 配 当 表

法学研究科共通科目・随意科目

科目名	単位	授業日	曜日・時限	授業内容	担当教員	
法学研究の基礎Ⅰ 「法と社会」	春学期 2単位	ユニットA〔法学研究の倫理〕				
		第1回	4月 9日	月 3時限	論文執筆の方法	近江 幸治
		第2回	4月16日		研究・教育活動と著作権	高林 龍
		第3回	4月23日		(前半講義)比較法と論文執筆 (後半座談会)論文執筆の困難と克服法	中村 TA・講師・助教
		ユニットB〔法文献情報の検索収集〕				
		第4回	5月 7日	月 3時限	法学文献の調べ方(日本法)	図書館・TA
		第5回	5月14日		法学文献の調べ方(英米法)Westlaw/Lexis	図書館、Westlaw/Lexis、TA
		第6回	5月21日		法学文献の調べ方(大陸法系〔独仏あたり〕)	図書館・講師or助教、TA
		第7回	5月28日		応用演習・図書館ツアー	高度TA
		ユニットC〔比較法の実践—多様なアプローチに触れる〕				
		第8回	6月 7日	木 2時限	ローマ法：歴史的存在としての法—ローマ法を素材に	原田 俊彦
		第9回	6月11日	月 3時限	ドイツの法と社会	水島 朝穂
		第10回	6月1日		フランスの法と社会	松澤 伸
		第11回	6月25日		イギリスの法と社会	後藤 巻則
		第12回	7月 2日		現代ヨーロッパ共通法：EU法・欧州人権条約	中村 民雄
		第13回	7月 9日		アメリカの法と社会	中村 民雄
		第14回	7月16日		中国の法と社会	宮川 成雄
		第15回	7月23日		授業内試験(レポート課題の執筆)	文 元春

※「法学研究の基礎Ⅱ」は2018年度休講です。

科目区分	単位	学期	曜日・時間	科目名	担当教員
共通科目 ※法務研究科との 合併科目	2単位	集中講義(秋学期)		トランスナショナル・プログラム ※本年度中に修了を予定している学生が本科目を履修する場合には、他の履修科目で修了必要単位数を満たすこと	石田 京子 清水 章雄
	2単位	秋学期	木 5時限	比較家族法	橋本 有生
	2単位	春クォーター	月水 4時限	IT Law	ツーフール フレデリケ
	2単位	秋クォーター	月水 4時限	Data Protection Law	

※使用言語については、個別にシラバス等でご確認ください。

科目区分	単位	学期	曜日・時間	科目名	担当教員
随意科目	2単位	春学期	水 1時限	国際交流能力養成科目(ドイツ語)Ⅰ	星井 牧子
		秋学期	水 1時限	国際交流能力養成科目(ドイツ語)Ⅱ	
		春学期	月 6時限	国際交流能力養成科目(フランス語)Ⅰ	守中 高明
		秋学期	月 6時限	国際交流能力養成科目(フランス語)Ⅱ	

※使用言語については、個別にシラバス等でご確認ください。

民事法学専攻

◆ 修士課程研究指導 ◆

研究指導	担当教員	時間割
民法研究指導	近江 幸治	月 6時限
	岩志 和一郎	
	棚村 政行	
	三枝 健治	
	青木 則幸	
	山口 斉昭	
	大場 浩之	
	橋本 有生	
商法研究指導	上村 達男	
	箱井 崇史	
	尾崎 安央	月 6時限
民事手続法研究指導	加藤 哲夫	
	本間 靖規	木 6時限
	高田 昌宏	
労働・社会法研究指導	菊池 馨実	
	竹内 寿	
	大木 正俊	
知的財産権法研究指導	高林 龍	
環境法研究指導	大塚 直	火 1時限
経済法研究指導	土田 和博	木 2時限
国際関係法(私法)研究指導	江泉 芳信	

民事法学専攻

◆ 専修科目以外の科目 ◆

知知知知知社社社社社国国国国国

知知知知知知社社社社社社国国国国国国

社:「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」
知: 社会人研究課題科目「知的財産紛争と法」
国: 社会人研究課題科目「国際海事問題の実務と法」

民事法学専攻

◆ 博士後期課程研究指導 ◆

研究指導	担当教員	時間割
民法研究指導	近江 幸治	火 6時限
	岩志 和一郎	
	棚村 政行	
	大塚 直	
	山野目 章夫	
	後藤 巻則	
	山口 斉昭	
	三枝 健治	
	磯村 保	
	青木 則幸	
	大場 浩之	
商法研究指導	尾崎 安央	月 7時限
	鳥山 恭一	
	上村 達男	
	大塚 英明	
	箱井 崇史	
	黒沼 悦郎	
	福島 洋尚	
	岩原 紳作	
民事訴訟法研究指導	勅使川原 和彦	
	松村 和徳	
	菅原 郁夫	
	本間 靖規	
	高田 昌宏	
倒産処理法研究指導	加藤 哲夫	
	山本 研	
労働法研究指導	島田 陽一	
	浅倉 むつ子	
	竹内 寿	
社会保障法研究指導	菊池 馨実	
知的財産権法研究指導	高林 龍	
	上野 達弘	
環境法研究指導	大塚 直	木 3時限
経済法研究指導	土田 和博	木 7時限
	岡田 外司博	
国際私法研究指導	江泉 芳信	
国際取引法研究指導	須網 隆夫	
法社会学研究指導	棚澤 能生	
ローマ法研究指導	原田 俊彦	

公法学専攻

◆ 修士課程研究指導 ◆

研究指導	担当教員	時間割
憲法研究指導	水島 朝穂	
	金澤 孝	
行政法研究指導	首藤 重幸	
	田村 達久	木 1時限
	渡辺 徹也	
刑法研究指導	高橋 則夫	
	松澤 伸	木 1時限
	田山 聡美	
刑事訴訟法研究指導	寺崎 嘉博	
刑事政策研究指導	石川 正興	土 5時限
国際関係法(公法)研究指導	河野 真理子	
	萬歳 寛之	

公法学専攻

◆ 専修科目 ◆

科目名	担当教員	時間割
憲法研究I	水島 朝穂	春学期 金 3時限
憲法研究II	水島 朝穂	秋学期 金 3時限
憲法研究I	中島 徹	春学期 月 3時限
憲法研究II	中島 徹	秋学期 水 2時限
憲法研究I	金澤 孝	春学期 木 2時限
憲法研究II	金澤 孝	秋学期 木 2時限
比較憲法研究I	長谷部 恭男	春学期 火 4時限
比較憲法研究II	長谷部 恭男	秋学期 火 4時限
行政法研究I	田村 達久	春学期 火 6時限
行政法研究II	田村 達久	秋学期 火 6時限
行政法研究I	首藤 重幸	春学期 土 1時限
行政法研究II	首藤 重幸	秋学期 土 1時限
刑法研究I	高橋 則夫	春学期 月 4時限
刑法研究II	高橋 則夫	秋学期 月 4時限
刑法研究I	松原 芳博	春学期 火 3時限
刑法研究II	松原 芳博	秋学期 火 3時限
刑法研究I	甲斐 克則	春学期 水 2時限
刑法研究II	甲斐 克則	秋学期 水 2時限
刑法研究I	松澤 伸	春学期 水 2時限
刑法研究II	松澤 伸	秋学期 水 2時限
刑法研究I	北川 佳世子	春学期 火 4時限
刑法研究II	北川 佳世子	秋学期 火 4時限
刑法研究I	杉本 一敏	春学期 木 5時限
刑法研究II	杉本 一敏	秋学期 木 5時限
刑法研究I	田山 聡美	春学期 木 2時限
刑法研究II	田山 聡美	秋学期 木 2時限
刑事訴訟法研究I	寺崎 嘉博	春学期 月 2時限
刑事訴訟法研究II	寺崎 嘉博	秋学期 月 2時限
刑事訴訟法研究I	小川 佳樹	春学期 月 4時限
刑事訴訟法研究II	小川 佳樹	秋学期 月 4時限
刑事訴訟法研究I	酒巻 匡	春学期 月 4時限
刑事訴訟法研究II	酒巻 匡	秋学期 月 4時限
刑事政策研究I	石川 正興	春学期 土 3時限
刑事政策研究II	石川 正興	秋学期 土 3時限
犯罪者処遇法研究I	小西 暁和	春学期 金 6時限
犯罪者処遇法研究II	小西 暁和	秋学期 金 6時限
国際法研究I	古谷 修一	春学期 月 2時限
国際法研究II	古谷 修一	秋学期 月 2時限
国際法研究I	萬歳 寛之	春学期 金 4時限
国際法研究II	萬歳 寛之	秋学期 金 4時限
国際関係論研究I	河野 真理子	春学期 月 6時限
国際関係論研究II	河野 真理子	秋学期 月 6時限
国際経済法研究I	清水 章雄	春学期 水 2時限
国際経済法研究II	清水 章雄	秋学期 木 4時限

◆ 専修科目以外の科目 ◆

科目名	担当教員	時間割
行政法特殊研究(1)I	首藤 重幸/渡辺 徹也	春学期 土 2時限
行政法特殊研究(1)II	首藤 重幸/渡辺 徹也	秋学期 土 2時限
行政法特殊研究(2)I	岡田 正則/田村 達久 /人見 剛	春学期 土 2時限
行政法特殊研究(2)II	岡田 正則/田村 達久 /人見 剛	秋学期 土 2時限
地方自治法研究I	田村 達久	春学期 土 4時限
地方自治法研究II	田村 達久	秋学期 土 4時限
租税法研究I	西山 由美	春学期 土 3時限
租税法研究II	西山 由美	秋学期 土 3時限
租税法特殊研究I	渡辺 徹也	春学期 金 4時限
租税法特殊研究II	渡辺 徹也	秋学期 金 4時限
租税法各論I(所得税・相続・贈与税)	青山 慶二	春学期 木 6時限
租税法各論II(法人税)	青山 慶二	秋学期 木 6時限
教育法研究I	廣澤 明	春学期 金 4時限
教育法研究II	廣澤 明	秋学期 金 4時限
情報法I	田島 泰彦	春学期 月 2時限
情報法II	田島 泰彦	秋学期 月 2時限
経済刑法研究I	田山 聡美	春学期 水 2時限
刑事訴訟法特殊研究(1)I	仲道 祐樹	秋学期 木 2時限
刑事訴訟法特殊研究(1)II	仲道 祐樹	秋学期 木 2時限
刑事訴訟法特殊研究(2)I	寺崎 嘉博	春学期 月 5時限
刑事訴訟法特殊研究(2)II	寺崎 嘉博	秋学期 月 5時限
刑事政策特殊研究(1)I	石川 正興	春学期 土 6時限
刑事政策特殊研究(1)II	石川 正興	秋学期 土 6時限
刑事政策特殊研究(2)I	押切 久遠	秋学期 土 2時限
刑事政策特殊研究(2)II	大橋 哲	春学期 土 2時限
国際法特殊研究(1)	濱本 幸也	秋学期 月 7時限
国際法特殊研究(2)I	萬歳 寛之	春学期 金 5時限
国際法特殊研究(2)II	萬歳 寛之	秋学期 金 5時限
国際法特殊研究(4)I	朴 培根	集中講義(春学期)
国際法特殊研究(4)II	浅田 正彦	集中講義(秋学期)
国際政治学研究I	篠田 英朗	春学期 月 3時限
国際環境法研究	河野 真理子	春学期 月 7時限
自然保護法研究	榎澤 能生	春学期 木 4時限
社会保障行政法	岡田 正則	秋学期 金 6時限
海上安全論	雨宮 正啓	秋学期 月 7時限
海事政策研究I	河野 真理子/ 非常勤講師4名	春学期 水 7時限
海事政策研究II	河野 真理子/ 非常勤講師4名	秋学期 水 7時限

環
境
社
会
国
国

※隔週開講科目の開講週については、別途掲示にてお知らせします。
 環: 社会人研究課題科目「環境問題と法」
 租: 社会人研究課題科目「租税紛争と法」
 社: 社会人研究課題科目「社会保障・社会福祉・成年後見の法と行政」
 国: 社会人研究課題科目「国際海事問題の実務と法」

公法学専攻

◆ 博士後期課程研究指導 ◆

研究指導	担当教員	時間割
憲法研究指導	水島 朝穂	
	中島 徹	
	長谷部 恭男	
	金澤 孝	
行政法研究指導	首藤 重幸	
	岡田 正則	
	田村 達久	土 1時限
	渡辺 徹也	
	人見 剛	
刑法研究指導	高橋 則夫	
	松原 芳博	
	甲斐 克則	
	松澤 伸	
	杉本 一敏	
	北川 佳世子	
	田山 聡美	
刑事訴訟法研究指導	寺崎 嘉博	
	小川 佳樹	
	井上 正仁	
刑事政策研究指導	石川 正興	土 6時限
犯罪者処遇法研究指導	石川 正興	土 7時限
	小西 暁和	金 7時限
国際法研究指導	古谷 修一	
	萬歳 寛之	
国際関係論研究指導	河野 真理子	
国際経済法研究指導	清水 章雄	
日本法史学研究指導	和仁 かや	
英米法研究指導	宮川 成雄	
	中村 民雄	
フランス法研究指導	大橋 麻也	

基礎法学専攻

◆ 修士課程研究指導 ◆

研究指導	担当教員	時間割
法社会学研究指導	糊澤 能生	
法史学研究指導	原田 俊彦	
フランス法研究指導	大橋 麻也	
英米法研究指導	中村 民雄	

基礎法学専攻

◆ 専修科目 ◆

科目名	担当教員	時間割
ローマ法研究I	原田 俊彦	春学期 木 3時限
ローマ法研究II	原田 俊彦	秋学期 木 3時限
日本法史学研究(2)	和仁 かや	秋学期 金 2時限
法社会学研究I	棚澤 能生	春学期 火 6時限
法社会学研究II	棚澤 能生	秋学期 火 6時限
英米法研究I	宮川 成雄	春学期 金 4時限
英米法研究II	宮川 成雄	春学期 金 5時限
英米法研究I	中村 民雄	秋学期 火 1時限
英米法研究II	中村 民雄	秋学期 火 2時限
フランス法研究II	大橋 麻也	秋学期 火 2時限

◆ 専修科目以外の科目 ◆

科目名	担当教員	時間割
法社会学特殊研究I	棚澤 能生	春学期 水 2時限
法社会学特殊研究II	棚澤 能生	秋学期 水 2時限
法哲学・法思想史特殊研究I	郭 舜	春学期 水 2時限
法哲学・法思想史特殊研究II	郭 舜	秋学期 水 2時限
日本法史学特殊研究II	和仁 かや	秋学期 木 1時限
英米法特殊研究(2)I	中村 民雄	春学期 火 1時限
英米法特殊研究(2)II	中村 民雄	春学期 火 2時限
英米法特殊研究(3)I	中村 民雄	秋学期 火 3時限
英米法特殊研究(3)II	中村 民雄	秋学期 火 4時限
英米法特殊研究(6)I	ローゼン ダニエル	秋学期 火 2時限
英米法特殊研究(6)II	ローゼン ダニエル	秋学期 火 2時限
西洋法史学研究I	小川 浩三	春学期 月 5時限
西洋法史学研究II	小川 浩三	秋学期 月 5時限
ローマ法特殊研究I	原田 俊彦	春学期 木 4時限
ローマ法特殊研究II	原田 俊彦	秋学期 木 4時限
ドイツ法研究(1)I	田村 達久	春学期 火 5時限
ドイツ法研究(1)II	田村 達久	秋学期 火 5時限
ドイツ法研究(2)I	只木 誠	春学期 木 6時限
ドイツ法研究(2)II	只木 誠	秋学期 木 6時限
フランス法特殊研究(2) II	大橋 麻也	秋学期 火 3時限
フランス法特殊研究(3)I	金山 直樹	春学期 金 2時限
フランス法特殊研究(3)II	金山 直樹	秋学期 金 2時限
中国法特殊研究(1)I	國谷 知史	春学期 火 2時限
中国法特殊研究(1)II	國谷 知史	秋学期 火 2時限
中国法特殊研究(2)I	文 元春	春学期 火 5時限
中国法特殊研究(2)II	文 元春	秋学期 火 5時限
比較環境法研究(1)	大塚 直	春学期 土 2時限
比較環境法研究(2)	棚澤 能生	秋学期 木 4時限
ヨーロッパ法特殊研究I	中村 民雄	春学期 火 3時限
ヨーロッパ法特殊研究II	中村 民雄	春学期 火 4時限

環
環

環: 社会人研究課題科目「環境問題と法」

先端法学専攻

◆ 知的財産法LL.M.の科目 ◆ ※先端法学専攻 知的財産法LL.M.コース学生対象

科目名	担当教員	時間割
LL.M.知的財産法研究Ⅰ	高林 龍	春学期 木 6時限
LL.M.知的財産法研究Ⅱ	上野 達弘	秋学期 月 6時限
知的財産訴訟の実務	後日発表	秋学期 金 6時限
国際知的財産法	駒田 泰士	春学期 火 6時限
比較知的財産法	ラーデマッハ クリストフ	春学期 土 3時限
著作権法研究Ⅰ	今村 哲也	春学期 土 4時限
著作権法研究Ⅱ	楢山 敬士	秋学期 水 6時限
特許法	オムニバス	春学期 火 4時限
著作権法	上野 達弘	春学期 火 3時限
商標法・不正競争防止法	三村 量一	秋学期 土 2時限
特許紛争処理法	オムニバス	春学期 土 2時限
著作権等紛争処理法	オムニバス	春学期 火 5時限
出願実務と権利の活用	加藤 志麻子	春学期 金 6時限
Comparative Studies of Intellectual Property Law	ラーデマッハ クリストフ	秋学期 土 3時限
Patent Law in Japan	中山 一郎	秋学期 土 4時限
Copyright Law in Japan	駒田 泰士	秋学期 火 6時限

◆ 現代アジア・リージョン法LL.M.の科目 ◆ ※先端法学専攻 現代アジア・リージョン法LL.M.学生対象

科目名	担当教員	時間割
Legal Regulation of Global and Macro-Regional Markets	Tamio NAKAMURA	秋学期 水 1時限
Comparative Law of Regional Integration: EU, ASEAN and APEC	Tamio NAKAMURA	春学期 水 2時限
Legal Research and Writing	Tamio NAKAMURA; Christoph RADEMACHER	春学期 月 2時限
Principles of International Law	Hirokyu BANZAI	春学期 木 3時限
International Human Rights Law	Shuichi FURUYA	秋学期 月 1時限
International Law of the Sea	Mariko KAWANO	春学期 木 4時限
International Disputes Concerning the Law of the Sea and Asia	Mariko KAWANO	秋学期 木 4時限
Law and Practice of International Business Transaction in East Asia I	Christoph RADEMACHER	春学期 火 3時限
Law and Practice of International Business Transaction in East Asia II	Christoph RADEMACHER	秋学期 火 3時限
Commercial Arbitration in East Asia	Hiroshi ODA	春学期 水 3時限
Asia-Pacific Investment Law	Hiroshi ODA	秋学期 水 3時限
International Trade Law	Akio SHIMIZU	秋学期 水 2時限
Transnational Crime in Asia	Shin MATSUZAWA	春学期 火 4時限
Substantive Criminal Law in Japan: an Asia-Pacific Perspective	Shin MATSUZAWA	秋学期 火 4時限
Japanese Real Estate Law in a Globalized Market	Noriyuki AOKI	春学期 月 3時限
Global Economy and the Law relating to Secured Transactions in Japan	Noriyuki AOKI	秋学期 木 3時限
Japanese Labor and Employment Law in a Comparative Context	Hisashi TAKEUCHI	春学期 火 5時限
Environmental Law in Japan	Satoshi KUROKAWA	春学期 月 6時限
Legal Issues on Corporate Governance in Japan	Hirokyu WATANABE	春学期 水 4時限
Regulation of Financial Markets in Japan	Hirokyu WATANABE	秋学期 金 3時限
Law of Contract and Torts in Japan	Kenji SAIGUSA	春学期 水 1時限
Chinese Commercial Law	Changyin HAN	春集中
Dispute Resolution in China	Jinhua CHENG	春集中
Japanese Language (Japanese Legal Terms and expressions) I	Christoph RADEMACHER; Hiraku SHIMODA	春学期 月 4時限
Japanese Language (Japanese Legal Terms and expressions) II	Christoph RADEMACHER; Hiraku SHIMODA	秋学期 月 4時限

講 義 要 項

※各授業の内容は変更となる場合があります。授業の詳細(授業計画や教科書など)や最新情報については、Web シラバス(<https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php>)で必ず確認してください。

法学研究科共通科目・随意科目

科目名	法学研究の基礎I	担当教員氏名	オムニバス			
副題	法学研究の倫理/法文献情報の検索収集/比較法の実践	学期曜日時限	春学期	月3時限	単位数	2

【授業概要】

※オムニバス科目のため、曜日時限が変更となる場合があります。

本講義は、これから早稲田大学大学院法学研究科で研究生活を始めようとする新入生を主な対象として、プロの研究者となるために必要な心構えと技法のうち特に大事なこと--その意味で、法学研究の基礎を--身につけてもらうことを目標としている。必修科目ではないが、とくに修士1年生の諸君には、専修・専攻にかかわらず、可能な限り、全員の受講をお願いしたい。

具体的には、「ユニットA」(第1回～第3回)と、「ユニットB」(第4回～第7回)、「ユニットC」(第8回～15回)にわけて、下記のテーマを学び、検討する。

(1)「ユニットA」では、「法学研究の方法・倫理」として、研究論文の執筆作法、研究者倫理(著作の引用方法など著作権への配慮)等を学ぶ。

(2)「ユニットB」では、法文献情報の検索収集」として、日本および外国の法令、判例、法学文献(著書・論文)の情報を信頼性の高い情報源を用いて、迅速的に収集する技法を学び、その練習を行う。

(3)「ユニットC」では「比較法の実践―多様なアプローチに触れる」として、①各国(帝国やマクロ地域を含む)の法制度の特色を歴史・社会と関連して学び、②担当教員の専門分野の視点から、担当国を使った比較法の実践例等を通じ、比較法による論文執筆の糸口をつかむことを目指す

受講生には、自分の修士論文に直結することしか学ばないという狭い見ではなく、アカデミシャンとしての広い視野を持ち、研究手法の多様性と普遍性に触れ、社会科学の一環としての法律学の研究者としての視点を養ってほしいと考えている。本講義は、そのような願いから、多くの専任教員および図書館スタッフの協力を得て、法学研究科の新入生に提供される講義である。本講義での考察と経験は、諸君がその後に指導教授のもとで各自の専門的な研究を探求する際に、基礎力として大きな意味を持つであろう。

コーディネータ：山口斉昭

【授業の到達目標】

1. 研究論文とは何かを学び、大学院での具体的な達成目標を認識する。
2. 研究者倫理を学ぶ。
3. 大学院生としての図書館の使い方を学び、情報収集技術の基本を学ぶ。
4. 重要なアプローチである比較法の意義を知り、論文執筆に役立てる術としての「比較法研究の方法」を身につける。

【成績評価】

レポート 70%

平常点 30%

※上記のほかに、受験および合格が単位修得の必須条件となる授業内テストが課されます。

【備考・関連URL】

大学院では、専修や専攻を越えて、諸先輩や同期の大学院生から教わることや議論を交わす中で得られる新たな知見も少なくないはずである。かつて(MD一貫制度導入前)の法学研究科では、博士後期課程に進むための難関であった外国法(2科目)の試験準備の勉強会を通して、そのような交流の機会があったように思う。試験が免除されるようになった現在でも、研究者を志す大学院生にとって(できれば複数の)外国語を駆使する能力の重要性は全く衰えていない。受講生諸君は、この講義で知りあう友人と誘いあい、先輩や先生からボランティアで指導を仰ぐ手配をつけて、外国法の勉強会をやってみてはどうか。研究者を志す大学院生には、視野を広げ新たな知見を得るチャンスを貪欲かつ積極的に開拓していく精神が不可欠である。本講義が、現在の大学院生諸君に、専修・専攻を越えたネットワークをつくる機会を提供し、現代のニーズにマッチした領域横断的な議論を創造する好機にもなることを、願っている。

科目名	トランスナショナル・プログラム	担当教員氏名	石田 京子、清水 章雄
副題		学期曜日時限	秋集中 その他その他単位数 2

【授業概要】

本プログラムは、協定校を中心とする海外の大学を加えて、本研究科をハブとするロー・スクールのグローバル・ネットワークを構築し、各校の教員と学生及び法律実務家が協働して、英語による1週間の集中講義を行うプログラムです。正規登録して全日程に参加した学生にはプログラム修了証を交付します。

2018年度のテーマは2018年秋学期科目登録時期までに決定する予定です。アメリカ、ヨーロッパ、韓国、台湾等の提携大学より教授を招聘して英語による授業を実施し、加えて各大学から優秀な学生を招聘し、本研究科の受講生と共に英語でテーマについて理解を深めます。

【参考】

2017年度テーマ：ADR（裁判外紛争解決手続）

2016年度テーマ：医療と法

2015年度テーマ：刑事司法における国民参加

2014年度テーマ：災害と法

【授業の到達目標】

プログラムへの参加を通じて、国際的な視点からテーマへの理解を深めること。法専門職に将来たずさわる法科大学院生が国際的な交流を持つことの意義を理解すること。

【成績評価】

プログラム参加の様子を見て、評価する。

【備考・関連URL】

＜受講要件等＞

授業は全て英語で行うため、ある程度の英語力を持っていることが望ましい。ただし、流ちょうな英語を話せる必要はありません。

＜受講者への要望＞

流暢な英語を話せないからと、参加を躊躇う必要はありません。プログラムを通じて、積極的に質問や意見を述べる姿勢を重視します。海外ロー・スクールへの留学を考えている方、法曹になって国際舞台で活躍することを希望する方は奮ってご参加ください。

科目名	比較家族法（橋本）	担当教員氏名	橋本 有生
副題		学期曜日時限	秋学期 木5時限 単位数 2

【授業概要】

In this class, we will study about the Japanese family law systems and the problems involved with them. To do so, we use some controversial cases decided by the Supreme Court.

Each class is divided into two parts. At the beginning of the class a short case will be distributed. Students will read it and guess the conclusion which was decided by the judge (students from foreign countries may think what will be the case of your country's court). In the rest of the class, you will provide legal rules from the lecturer. Based on the explanation, reconsider about the conclusion and think whether there are problems in the judgement handed down by the Court.

※日本語を母国語とする学生の参加も歓迎します。

【授業の到達目標】

The aim of this course is to learn the basic knowledge of Japanese family law.

In particular-

(1) to understand the meaning of legal clauses which relate to the matters of family.

(2) to learn what kind of issues are before the Court right now and how the judges resolve them.

【成績評価】

Reports 50%: It is expected for the students to write a term paper (more than 3 pages(at 12 point and double spaced)).

Regular evaluation 50%: Class participation (include attitudes).

科目名	IT Law	担当教員氏名	ツーフアール フレデリケ			
副題	with a focus on EU Law	学期曜日時限	春前半	月水4時限	単位数	2

【授業概要】

IT law can be understood as a new field of law which crosses the borders of the traditional fields. This class aims to provide an overview of today's legal aspects of information technology: It will start by covering an overview of telecommunications law and its technical and economic backgrounds with special emphasis on the regulation of network access. Another subject will be questions of so called Internet governance as well as the background behind the conflict between access-blocking and free speech on the net. Furthermore, the transfer of personal data over the Internet involves several questions of data protection law which will be highlighted through introducing the relevant case-law of the European Court of Justice (for example, the "Google Spain"-case). Finally the class will conclude by granting insight into certain aspects of civil law - such as questions of private international law or liability on the net by discussing prominent case-law. The class will overall focus mostly on the viewpoint of EU law, but will also point out the situations in other legal systems when appropriate.

*As the instructor is a non-native speaker herself, non-native English speakers are highly welcome!

【授業の到達目標】

The goal of this class is not just to provide an overall understanding of different aspects of IT law, but also to enable the students to think critically and be able to understand the various challenges which today's information society is facing regarding the regulation of the Internet.

【成績評価】

試験: 50% Final Exam

平常点評価: 50% In-Class participation

科目名	Data Protection Law	担当教員氏名	ツーフアール フレデリケ			
副題		学期曜日時限	秋前半	月水4時限	単位数	2

【授業概要】

This course provides a basic understanding of contemporary data protection law by focusing on the new EU data protection regime, but also casts a glance at the current state of data protection law in Japan. After a brief introduction to the development of data protection law, the course will examine basic principles of data protection law. The EU has been a pioneer regarding data protection law ever since and set up common rules for all member-states with its Data Protection Directive (1995/46/EC). In 2016 this regime was finally replaced by the new General Data Protection Regulation (2016/679/EU) which will be applicable from 2018 and can be considered as probably being the most modern data protection law in the world. This class will grant fundamental insight in this new regime, but also offer an overview of the prevailing jurisprudence of the European Court of Justice regarding data protection law. Furthermore, one of today's most urgent questions, how to deal with cross-border data flows, shall be discussed and solutions in EU law and the APEC's legal framework will be explained. Finally the class will cover an overview of Japan's Data Protection Law (個人情報保護法) and will highlight and discuss differences from the EU's regime.

*Non-native English speakers are highly welcome.

【授業の到達目標】

The goal of this class is not just to provide an overall understanding of data protection law, but also to enable the students to think critically and be able to understand the various challenges which today's information society is facing regarding data protection.

【成績評価】

レポート: 50% Paper submission at the end of the class

平常点評価: 50% In-class participation

科目名	国際交流能力養成科目（ドイツ語）I（星井）	担当教員氏名	星井 牧子			
副題	Wissenschaftsdeutsch 1	学期曜日時限	春学期 水 1 時限	単位数	2	

【授業概要】

この授業では、学術分野で必要なドイツ語の語彙や表現を中心に、ドイツ語の総合的な力を高めることを目指します。自己紹介、自分の研究の紹介、大学関係者・研究者への問い合わせ等でのメールの書き方、ディスカッションやショートプレゼンテーションなど、学術分野で必要となるドイツ語でのコミュニケーションのため、様々な形式の課題を行います。具体的に取り上げる内容は、受講生のレベルと関心にあわせて決定します。

【授業の到達目標】

プレゼンテーション／ディスカッション、論文／レジュメ執筆等に必要となる学術ドイツ語を学び、自分の研究をドイツ語で発信するための基礎を身につける。

【成績評価】

授業への出席を前提とします。課題（30%）とプレゼンテーション（30%）、授業への参加（40%）の平常点を総合して評価します。

【備考・関連URL】

トリアー大学法学部で日本法を学ぶ学生とのインターネットを使った遠隔交流を、学期中に3, 4回実施します。使用言語はドイツ語と日本語です。先方の集中講義にあわせた実施のため、金曜5限前後の時間帯になる予定です。授業外の活動となりますが、ドイツ語を使ったプレゼンテーションやディスカッションの実践練習になりますので、時間割の都合がつく場合には、なるべく学期中に1回は参加するようにしてください。具体的な日程は授業時にお知らせします。

科目名	国際交流能力養成科目（ドイツ語）II（星井）	担当教員氏名	星井 牧子			
副題	Wissenschaftsdeutsch 2	学期曜日時限	秋学期 水 1 時限	単位数	2	

【授業概要】

この授業では、学術分野で必要なドイツ語の語彙や表現を中心に、ドイツ語の総合的な力を高めることを目指します。春学期にひきつづき、自己紹介、自分の研究の紹介、大学関係者・研究者への問い合わせ等でのメールの書き方、ディスカッションやショートプレゼンテーションなど、学術分野で必要となるドイツ語でのコミュニケーションのため、様々な形式の課題を行います。具体的に取り上げる内容は、受講生のレベルと関心にあわせて決定します。

【授業の到達目標】

プレゼンテーション／ディスカッション、論文／レジュメ執筆等に必要となる学術ドイツ語を学び、自分の研究をドイツ語で発信するための基礎を身につける。

【成績評価】

授業への出席を前提とします。課題（30%）とプレゼンテーション（30%）、授業への参加（40%）の平常点を総合して評価します。

【備考・関連URL】

トリアー大学法学部で日本法を学ぶ学生とのインターネットを使った遠隔交流を、学期中に3, 4回実施します。使用言語はドイツ語と日本語です。先方の集中講義にあわせた実施のため、金曜5限前後の時間帯になる予定です。授業外の活動となりますが、ドイツ語を使ったプレゼンテーションやディスカッションの実践練習になりますので、時間割の都合がつく場合には、なるべく学期中に1回は参加するようにしてください。具体的な日程は授業時にお知らせします。

科目名	国際交流能力養成科目（フランス語）I（守中）	担当教員氏名	守中 高明
副題	「ケア」の倫理学——ジェンダー・人権・責任	学期曜日時限	春学期 月6時限 単位数 2

【授業概要】

人は誰もがその誕生の瞬間から生育過程において、あるいは病んだとき、あるいは年老いやがて死を迎えるとき、「ケア」を必要とする。誰かが誰かを「ケア」するとき、あるいは誰かが誰かに「ケア」されるとき、そこにはどのような倫理的・社会的・法学的関係があるのか。「ケア」という相互関係の中に入るとき、人間存在は、その自己と他者は、どのような問いを生きていくことになるのだろうか。

この授業では、「ケア」概念の現代的な位置づけと刷新に寄与したアメリカ合衆国のフェミニズム倫理学・心理学者キャロル・ギリガン（1936—）の仕事をめぐる、フランスにおける受容と発展的継承をつぎの論文集の読解を通してたどる：Carol Gilligan et l'éthique du care, PUF, 2010（『キャロル・ギリガンとケアの倫理学』）。

フランス語のレベルとしては、大学入学後はじめてフランス語を学び、学部1・2年次に初級・中級を終えただけの学生にも無理なく読めるよう、十分な配慮をし、必要な文法事項等の解説を行う。

この科目の目標は、フランス語の理論的文献を正確に読み解く力を培い向上させることにある。だが、それと同時に、「ケア」という自己－他者関係がおおよそ最も繊細に問われる場面に焦点化することで、社会関係におけるジェンダー・人権・責任などの根本的概念を深く検証することをも目指す。

「ケア」という倫理的であると同時に法学・心理学・社会学等の多様なコンテクストを持つ概念の本質を、現代社会の具体的な現実を見据えつつ、フランス語の読解を通して考える場としたい。とりわけ社会保障法・家族法・ジェンダー法学・人権論などを広い視野から研究しようとする大学院生の参加を期待する。

【授業の到達目標】

現代フランス思想の理論的文献を理解し、正確な日本語に翻訳する力を身につけること。

【成績評価】

毎回の教室内での実践がすべてであり、履修者がどれだけ熱意をもって臨んでいるかを評価する。

科目名	国際交流能力養成科目（フランス語）II（守中）	担当教員氏名	守中 高明
副題	「歓待」の倫理学——世界市民の時代へ	学期曜日時限	秋学期 月6時限 単位数 2

【授業概要】

「世界市民法は普遍的歓待をもたらす諸条件に制限されなければならない」（『永遠平和のために』）——カントがこう宣言してからすでに220年以上が経つが、現代のわれわれはこの普遍的命法をどれだけ実現できているだろうか。シリア内戦に起因する大量の難民の受け入れがEU諸国に深刻な課題を突きつけたのは記憶に新しい。他方、日本はEU諸国と比較した場合、ほとんど鎖国的としか形容できない数の難民しか受け入れてこなかった。今日、排外主義的ナショナリズムに陥ることなく、われわれは他者を、それも大きく異なるさまざまな文化的・宗教的・政治的背景をもつ他なる存在を、いかにして迎え入れるべきか。

この授業では、「歓待」概念をめぐる複数の比較的短くまとまった（各6頁～10頁程度）法学的・社会的・哲学的文献を読むことで、移民・難民の受け入れに関する人権先進国フランスの思想を学ぶ。

日本でもよく知られたルネ・シェレー（René Schérer）の『歓待の数々』Hospitalités(2004)のいくつかの章（インタヴュー等の比較的平易な章）から始め、ついでバンジャマン・ブドウ（Benjamin Boudou）の『歓待の政治学』Politique de l'hospitalité（2017）へと読み進める。その他、履修者の希望を適宜反映させ、テキストの選択を含めて柔軟な授業運営をするつもりである。

フランス語のレベルとしては、大学入学後はじめてフランス語を学び、学部1・2年次に初級・中級を終えただけの学生にも無理なく読めるよう、十分な配慮をし、必要な文法事項等の解説を行う。

この科目の目標は、フランス語の理論的文献を正確に読み解く力を培い向上させることにある。だが、それと同時に、法学研究者の基礎教養として、移民・難民問題に関する最先端の議論を知る機会をも提供する。「歓待」という倫理的であると同時に法学・政治学・社会学等の多様なコンテクストを持つ概念の本質を、今日の世界情勢を見据えつつ、フランス語の読解を通して考える場としたい。とりわけ、国際関係論・国際人権法・法社会学・法哲学などを広い視野から研究しようとする大学院生の参加を期待する。

【授業の到達目標】

現代フランス思想の理論的文献を理解し、正確な日本語に翻訳する力を身につけること。

【成績評価】

毎回の教室内での実践がすべてであり、履修者がどれだけ熱意をもって臨んでいるかを評価する。

民法法学専攻

(専修科目以外の科目)

科目名	民法特殊研究II (吉田)	担当教員氏名	吉田 克己
副題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限
		単位数	2

【授業概要】

フランス物権法の基本文献を講読する。現時点で考えているのは、Philippe Malaurie et Laurent Aynes, Les biens, 6e editions, Defrenois, 2015である。受講者には、必要個所のコピーを配付する。

ただし、授業内容については受講生の希望により適宜変更が可能なので、受講希望者は、必要がある場合には、事前に吉田までコンタクトされたい。

【授業の到達目標】

フランス物権法の基本構造を把握する。フランス語で文献を読む能力の基本を身につける。

【成績評価】

報告内容、議論における発言内容で評価する。

科目名	商法特殊研究 (1) I (大塚)	担当教員氏名	大塚 英明
副題	取締役の義務と責任	学期曜日時限	春学期 月 7 時限
		単位数	2

【授業概要】

昨今、とくに同族経営型株式会社などにおいて、取締役の不祥事が絶えません。会社法上、取締役は業務執行のまさに中核を担います。最近のニュースでも明らかなように、「経営陣の失態」は会社にとって死活問題となるほどのインパクトがあります。そこでこの授業では、会社法上の「役員の義務と責任」をあらためて研究し直してみたいと思います。現在の理論はどこまで到達しているのか、それらはどの程度裁判例で活かされているのか、あるいは現実の取締役がそうした理論をどれだけ意識しているのか、様々な観点から、義務論・責任論を分析していきたいと思います。

教材は各受講者にそれぞれ選んでいただきます。最新の論文や判決など、分析・考察の対象として十分に価値のあるモノを各人が見つけてきて下さい。各発表者の持ち時間は一応2コマとしますが、興味をひく題材である場合には、それよりも多くなることもあります。

この授業は春学期と秋学期の商法特殊研究を一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません（いずれかが他方の前提となるわけではありません）。春学期には役員の義務論、秋学期には役員の責任論と、テーマ群を二つに分けて扱います。

【授業の到達目標】

経営首脳陣の「失態」の法的理解

【成績評価】

テーマを担当したことを前提とします。担当しない方は採点することができません。

科目名	商法特殊研究 (1) II (大塚)	担当教員氏名	大塚 英明
副題	取締役の義務と責任	学期曜日時限	秋学期 月 7 時限
		単位数	2

【授業概要】

昨今、とくに同族経営型株式会社などにおいて、取締役の不祥事が絶えません。会社法上、取締役は業務執行のまさに中核を担います。最近のニュースでも明らかなように、「経営陣の失態」は会社にとって死活問題となるほどのインパクトがあります。そこでこの授業では、会社法上の「役員の義務と責任」をあらためて研究し直してみたいと思います。現在の理論はどこまで到達しているのか、それらはどの程度裁判例で活かされているのか、あるいは現実の取締役がそうした理論をどれだけ意識しているのか、様々な観点から、義務論・責任論を分析していきたいと思います。

教材は各受講者にそれぞれ選んでいただきます。最新の論文や判決など、分析・考察の対象として十分に価値のあるモノを各人が見つけてきて下さい。各発表者の持ち時間は一応2コマとしますが、興味をひく題材である場合には、それよりも多くなることもあります。

この授業は春学期と秋学期の商法特殊研究を一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません（いずれかが他方の前提となるわけではありません）。春学期には役員の義務論、秋学期には役員の責任論と、テーマ群を二つに分けて扱います。

【授業の到達目標】

経営首脳陣の「失態」の法的理解

【成績評価】

テーマを担当したことを前提とします。担当しない方は採点することができません。

科目名	商法特殊研究（２）Ⅰ（箱井）	担当教員氏名	箱井 崇史		
副題		学期曜日時限	春学期 土 4 時限	単位数	2

【授業概要】

本年度は、海法に関する文献研究をベースとして進めていきます。このほか、論文作成中の学生の研究報告を適宜加えて、参加者全員による討論を行います。できるだけ新しい文献をとりあげて海法研究の最先端にふれるとともに、それぞれの論文作成のための参考とするため、構成や資料の使い方、さらに論理の展開などについても意識的に検討したいと思います。

【授業の到達目標】

講義、報告、ディスカッションを通じて、受講者の年次に応じた論文作成スキルを習得すること。具体的には、内外の文献読解力、資料の収集・整理、法的問題の論理的な把握・理解・構成およびアウトプットについて、修士１年および２年の学年に応じたスキルを身につけることである。

【成績評価】

すべて平常点による。教室での発表・発言のみならず、講義に参加するために必要な準備がなされているかについても評価対象とする。

【備考・関連URL】

海商法の学習経験、または私の商法研究Ⅰの履修（同時履修を含む）が受講の前提となります。

科目名	商法特殊研究（２）Ⅱ（箱井）	担当教員氏名	箱井 崇史		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 4 時限	単位数	2

【授業概要】

前期に引き続き、海法に関する文献研究をベースとして進めていきます。このほか、論文作成中の学生の研究報告を適宜加えて、参加者全員による討論を行います。できるだけ新しい文献をとりあげて海法研究の最先端にふれるとともに、それぞれの論文作成のための参考とするため、構成や資料の使い方、さらに論理の展開などについても意識的に検討したいと思います。

【授業の到達目標】

講義、報告、ディスカッションを通じて、受講者の年次に応じた論文作成スキルを習得すること。具体的には、内外の文献読解力、資料の収集・整理、法的問題の論理的な把握・理解・構成およびアウトプットについて、修士１年および２年の学年に応じたスキルを身につけることである。

【成績評価】

すべて平常点による。教室での発表・発言のみならず、講義に参加するために必要な準備がなされているかについても評価対象とする。

【備考・関連URL】

前期の商法特殊研究（２）Ⅰとの連続受講を原則とします。

科目名	商法特殊研究（３）Ⅰ（鳥山）	担当教員氏名	鳥山 恭一		
副題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

フランス法は歴史的にみて日本の諸法制に影響を与えてきたわけですが、そのことに加えて、現行フランス法制を理解し研究することは、現行の日本法の様々な問題を相対化して考えるうえでも有意義です。本演習は、とくに会社法を中心にした企業法制を対象にして、フランス法制を内在的に理解し研究するための能力の修得と向上を目標にします。

【授業の到達目標】

体系書または判例評釈その他の最新のフランス語文献の講読の répétition を行なうことを通して、フランス会社法の内容について理解を得るとともに、上に述べたようにフランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

【成績評価】

平常点評価: 100% 毎回の授業への参加の状況を総合して評価する。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

フランス法を研究することについて自覚した積極的な意欲をもつ者の受講を期待しています。一定のフランス語能力が必要になります。

まず、日本法科目を適確に理解していることが、（フランス法に限らず）外国法研究の前提になります。さらに、「外国法基礎（フランス法）」を受講していることが望ましい。

<受講者への要望>

いうまでもなく毎回の予習が必要になります。さらに、授業の枠を越えて積極的にフランス法研究を進めていく意欲のある者の受講を期待しています。

科目名	商法特殊研究（3）II（鳥山）	担当教員氏名	鳥山 恭一		
副題		学期曜日時限	秋学期	月4時限	単位数 2

【授業概要】

一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

フランス法は歴史的にみて日本の諸法制に影響を与えてきたわけですが、そのことに加えて、現行フランス法制を理解し研究することは、現行の日本法の様々な問題を相対化して考えるうえでも有意義です。本演習は、とくに会社法を中心にした企業法制を対象にして、フランス法制を内面的に理解し研究するための能力の修得と向上を目標にします。

【授業の到達目標】

体系書または判例評釈その他の最新のフランス語文献の講読の répétition を行なうことを通して、フランス会社法の内容について理解を得るとともに、上に述べたようにフランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

【成績評価】

授業への参加により評価します。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

フランス法を研究することについて自覚した積極的な意欲をもつ者の受講を期待しています。一定のフランス語能力が必要になります。

また、まず日本法を適確に理解していることが、（フランス法に限らず）外国法研究の前提になります。

<受講者への要望>

いうまでもなく毎回の予習が必要になります。さらに、授業の枠を越えて積極的にフランス法研究を進めていく意欲のある者の受講を期待しています。

科目名	民事訴訟法特殊研究（1）（高田）	担当教員氏名	高田 昌宏		
副題	ドイツ民事訴訟法の基礎理論	学期曜日時限	春学期	水2時限	単位数 2

【授業概要】

わが国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法について、その基本的な教科書を原書講読することを通じて、ドイツ民事訴訟法の概要と現状を理解することを目指します。そのうえで、わが国の民事訴訟法との比較により、わが国の民事訴訟法の基礎にある原理・原則の探究を試みます。民事訴訟法のなかでも、民事訴訟の目的、審理原則、手続的基本権、既判力などの基本的問題を取り上げる予定です。受講者は、ドイツ語の基本的な文法知識を有していることが必要です。

【授業の到達目標】

授業を通じてドイツ民事訴訟法の基礎的な概念および規律を理解できるようになることと、ドイツ民事訴訟法をさらに深く研究するために自分でドイツ民事訴訟法の文献・資料等を調べることができるようになることを目標とします。また、民事訴訟法を専門としない受講者は、比較法の対象としてドイツ法を研究するために必要な基礎知識および研究方法を修得できるようになることを目標とします。

【成績評価】

報告内容、授業での質疑応答、議論への参加状況などを考慮して評価する。

科目名	民事訴訟法特殊研究（２）（高田）	担当教員氏名	高田 昌宏
副題	ドイツ民事訴訟法の基礎理論	学期曜日時限	秋学期 水２時限
		単位数	２

【授業概要】

わが国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法について、その基本的な教科書を原書講読することを通じて、ドイツ民事訴訟法の概要と現状を理解することを目指します。そのうえで、わが国の民事訴訟法との比較により、わが国の民事訴訟法の基礎にある原理・原則の探究を試みます。民事訴訟法のなかでも、民事訴訟の目的、審理原則、手続的基本権、既判力などの基本的問題を取り上げる予定です。受講者は、ドイツ語の基本的な文法知識を有していることが必要です。

【授業の到達目標】

授業を通じてドイツ民事訴訟法の基礎的な概念および規律を理解できるようになることと、ドイツ民事訴訟法をさらに深く研究するために自分でドイツ民事訴訟法の文献・資料等を調べることができるようになることを目標とします。また、民事訴訟法を専門としない受講者は、比較法の対象としてドイツ法を研究するために必要な基礎知識および研究方法を修得できるようになることを目標とします。

【成績評価】

報告内容、授業での質疑応答、議論への参加状況などを考慮して評価する。

科目名	民事訴訟法特殊研究（４）Ⅰ（本間）	担当教員氏名	本間 靖規
副題		学期曜日時限	春学期 木５時限
		単位数	２

【授業概要】

ドイツ法系民事訴訟法に関する基本的な文献を使って、ドイツならびにオーストリア民事訴訟法の基本構造の習得を進める。ドイツ語が読めることが前提となる。

【授業の到達目標】

ドイツ法系民事訴訟法の用語の意味や概念など基礎的な知識を身につける。

【成績評価】

毎回の授業のための準備状況と質問に対する解答の質により評価する。

科目名	民事訴訟法特殊研究（４）Ⅱ（本間）	担当教員氏名	本間 靖規
副題		学期曜日時限	秋学期 木５時限
		単位数	２

【授業概要】

ドイツ法系民事訴訟法に関する基本的な文献を使って、ドイツならびにオーストリア民事訴訟法の基本構造の習得を進める。Ⅱでは特に判決効論の理解に努める。

【授業の到達目標】

ドイツ法系民事訴訟法の用語の意味や概念など基礎的な知識を身につける。

【成績評価】

毎回の授業のための準備状況と質問に対する解答の質により評価する。

科目名	比較民事訴訟法研究Ⅰ（勅使川原）	担当教員氏名	勅使川原 和彦
副題		学期曜日時限	春学期 木３時限
		単位数	２

【授業概要】

ドイツ語文献を用いて、ドイツ民事手続法またはEUの民事手続法の最新の文献や判例を研究し、日本法への示唆を得る。

【授業の到達目標】

ドイツ語文献が正確に読めるようにするとともに、背景のドイツ法知識やEU法知識を獲得する。

【成績評価】

講読時の報告内容を評価します。

科目名	比較民事訴訟法研究II（勅使川原）	担当教員氏名	勅使川原 和彦		
副題		学期曜日時限	秋学期 木3時限	単位数	2

【授業概要】

ドイツ語文献を用いて、ドイツ民事手続法またはEUの民事手続法の最新の文献や判例を研究し、日本法への示唆を得る。

【授業の到達目標】

ドイツ語文献が正確に読めるようにするとともに、背景のドイツ法知識やEU法知識を獲得する。

【成績評価】

講読時の報告内容を評価します。

科目名	民事執行・保全法研究（松村）	担当教員氏名	松村 和徳		
副題		学期曜日時限	春学期 火5時限	単位数	2

【授業概要】

「民事執行・保全法」は、実務との関連が極めて深く、かつ実体法と密接に関連する科目なので、実務での実態を認識しつつ、実体法と手続法相互の理解を必要とする基本的論点に関する問題について取り扱う。本授業では、理論と実務の架橋を念頭に置き、前半部分と後半部分とを分け、前半部分では、民事執行・保全法の基本構造の理解、判例の把握に重点を置いて基本知識の習得を目的とする。後半部分は、最新の判例をできるだけ題材として取り上げ、実体法と手続法の交錯する論点を中心に、判例・学説の問題点を抽出し、分析・検討する。なお、授業は、学生と相談の上、ドイツ及びオーストリア民事執行・保全法に関する文献講読も加えることもありうる。

【授業の到達目標】

実体法と手続法の交錯する民事執行・保全制度全体を理解しつつ、具体的問題に関する基本判例を理解し、さらにその思考方法を学び、事案分析能力・法的思考能力を養成することを目標とする。

【成績評価】

主体的（積極的）な授業参加度

科目名	労働法特殊研究（1）（小宮）	担当教員氏名	小宮 文人		
副題	イギリス労働法研究	学期曜日時限	春学期 木4時限	単位数	2

【授業概要】

イギリス労働法は、コモンローの雇用契約法理を基礎にしながらも、膨大な量の制定法による修正を受けて変貌を続けている。また、集団的労働関係における伝統的ボランティアリズムも変容しつつある。こうした側面に光を当てつつ、イギリス労働法を考察する。なお、受講者の研究テーマや関心を最大限尊重した授業内容とするために詳細な授業内容は一回目の授業（イントロダクション）の際に確定することとする。

【授業の到達目標】

イギリス労働法の基本的構造と変容を理解し、その変容の原因、特にEU労働法のインパクト等を探り、加えて、わが国の労働法へ示唆するものを見出したい。

【成績評価】

平常点評価：100% 課題報告の内容、発言の積極性、討論への貢献度等の総合的な評価

【備考・関連URL】

英語論文等の講読を求められる。

科目名	労働法特殊研究（2）（竹内）	担当教員氏名	竹内 寿		
副題	アメリカ労働法等（解雇関係）文献講読	学期曜日時限	春学期 水2時限	単位数	2

【授業概要】

後掲の文献におけるJ. H. Verkerkeの論文（Discharge）を精読し、アメリカ労働法等における解雇制度を題材に、解雇についての理論的・比較法的な考察軸を習得する。

※重要：なお、受講者の希望等を踏まえ、上記文献に代えて、解雇に関係する他の英語文献（ないしは日本語の文献）を講読することに変更する可能性もある。

【授業の到達目標】

(1)英語（日本語文献を対象とする場合は、日本語）文献の読解能力を養う。(2)アメリカ労働法等における解雇制度の特徴及びこれをめぐる理論動向について理解する。

【成績評価】

毎回各個人に割り当てられる担当箇所の内容についての報告、及び、授業中の発言（授業への参加・貢献）に基づき評価する。

【備考・関連URL】

参加者は事前に相当量の英語（日本語文献の場合は、日本語）を丹念に読み込み、毎回、担当箇所について報告する準備が求められる。予習で理解できない事柄について、授業の中で共有し、共に理解を深める積極的な姿勢を期待する。なお、具体的な進め方は、参加者の人数・希望を踏まえて、適宜変更する可能性がある。

科目名	労働法特殊研究（3）（大木）	担当教員氏名	大木 正俊
副題		学期曜日時限	春学期 火 3 時限
		単位数	2

【授業概要】

判例の読み方、労働法における判例法の位置づけ、判例評釈の構造、裁判例の紹介方法などを学ぶ。

【授業の到達目標】

判例の読み方、労働法における判例法の位置づけ、判例評釈の構造、裁判例の紹介方法などを学ぶことを通じて、研究論文における労働判例の取り扱い方を習得する。

【成績評価】

平常点評価：100% 主体的な授業参加度により評価する

科目名	企業会計法研究（尾崎）	担当教員氏名	尾崎 安央
副題		学期曜日時限	春学期 木 5 時限
		単位数	2

【授業概要】

企業活動を財務面から表現する企業会計は、企業法制においてもきわめて重要な地位を占めています。しかし、いわゆる「トライアングル体制」とも呼ばれるわが国の企業会計法制は、会社法会計、金融商品取引法会計、税法会計とが、それぞれの法目的に適合するように独自の法規制を施してきた関係で、複雑な様相を呈しています。加えて、ヨーロッパ各国において見られる国際会計基準（IAS）や国際財務報告基準（IFRS）の国内制度化など、企業会計の国際化の動きの中で、わが国の企業会計法制も著しく変化しつつあります。将来の法曹また法学研究者にとって、企業会計および企業会計法を学ぶことの重要性はきわめて高いと考えます。企業会計のみならず企業会計法（企業会計と企業会計法の違いはこの講義の中で明らかにします）をしっかりと学び、企業会計・企業会計法の現状と問題点、そして将来の動向を知るといのが、この講義の目標です。

企業会計・企業会計法は、法学研究者・法実務家にとって、最低限必要な素養であると考えますので、講座では、そのような観点から、第一に、わが国の企業会計・企業会計法制の現状と問題点を確認することを目標にします。第二に、企業会計の国際化の動きを正しく理解し、その動向がわが国の法制度に与えるであろう影響を考察することを内容とします。特に、法実務家にとって、企業会計・企業会計法の実務的な側面ばかりか、いわゆる「学理」「法理」を学修することの重要性を知ってもらいたいと考えています。なお、企業会計と深い関係のある開示制度が拡大してきている現状から、本講座では、財務情報だけでなく非財務情報の開示の問題にも触れる予定にしています。

【授業の到達目標】

日本の企業会計法制の現状を理解し、将来、研究者あるいは法曹となった後も、法的観点から会計の諸問題に取り組むうえで必要となるであろう基礎的な知識・素養を身につけるとともに、法的アプローチが等閑視されがちな「企業会計」の諸問題に対して、法的な観点から接近しようとの意欲を涵養すること。

【成績評価】

70%：問題設定とその論述内容
30%：受講態度など

【備考・関連URL】

企業会計の知識が足りないと感じる受講者は、自習によって補うことが期待されます（そのための文献は紹介します）。しかし、受講者の会計に関するレベルは毎年異なりますので、授業を進行しながら確認し、レベルに合わせた授業内容にしています。柔軟に対応する予定にしています。

<受講者への要望>

将来、企業あるいは証券・金融等に関する研究を志す者や企業法務を希望する者にとっては、企業会計法は重要な領域です。企業会計と法との学際領域であって、法学部出身者にとって難解な部分があるかもしれませんが、積極的にチャレンジしてほしいと思います。

科目名	信託法研究（渡辺）	担当教員氏名	渡辺 宏之		
副題		学期曜日時限	春学期 月6時限	単位数	2

【授業概要】

信託の特性とは何かにつき、他の法形式やヴィークル(会社等)との比較や、国際的な動向等をふまえながら、信託法の諸問題に関する考察を行う。

【授業の到達目標】

信託の基本構造を民法等との連続性および相違点をふまえ十分に理解しつつ、特定のテーマにつき研究を深める。

授業は、質疑を交えた講義形式で行い、希望者には特定のテーマについての報告を行ってもらいます。

【成績評価】

出席・報告と授業への積極的な参加

【備考・関連URL】

－信託協会提携講座としての本講座－

信託協会は、大正8年に結成された「信託会社協会」が前身で、同12年の信託法および信託業法の施行とともに「信託協会」と改称し（大正15年1月に社団法人組織に改組）、現在に至っております。信託協会は、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的とし、内外の金融制度、税制、信託業務等の調査・研究を行い、これらに基づいて関係方面に対し、適宜、提言・要望・意見具申等の活動を行っています。平成27年12月現在、信託協会の加盟会社は56社となっています。（講座設置趣旨）信託協会は、信託思想の普及、信託研究の振興等を図る観点から、さまざまな事業を行っています。★ 本講座（信託法講座）は、信託協会創立60周年の記念事業の一環として、信託法の教育・研究振興を図ることを目的として開講しています。

科目名	国際民事訴訟法研究（安達）	担当教員氏名	安達 栄司		
副題	ヨーロッパの国際民事訴訟法の最新判例	学期曜日時限	春学期 月5時限	単位数	2

【授業概要】

国際民事訴訟法のモデル法と目すべきヨーロッパの国際民事訴訟法（ブラッセル規則の他、EUの送達規則、証拠収集規則、国際倒産規則）に関するEC司法裁判所の最新判例を検討（翻訳）します。英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語など各自の得意とする言語で読み解きます。なお、担当者はドイツ語訳を原則として使用しています。ドイツ語の場合、ドイツ法文献の読解の手ほどきも致します。

わが国の国際民事訴訟法の現状にも言及して検討します。

【授業の到達目標】

国際民事訴訟法の基礎理論に関わる重要な外国裁判例を独力で検索し、理解し、わが国の法律との関連性を考究できる力をつける。

【成績評価】

担当部分についての準備の状況および授業時の参加態度を評価する。

科目名	倒産処理法特殊研究（１）（加藤）	担当教員氏名	加藤 哲夫			
副 題	倒産法の基本構造	学期曜日時限	春学期	金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、「倒産法」の世界における破産・民事再生・会社更生の基本構造を理解することを通じて、「倒産法」の機能を学びます。

倒産は、日常的な社会的現象ですが、これを法制度から俯瞰してどのような役割を果たしているかを検討します。昨今の企業取引は複雑になっていますが、この取引関係の一方が倒産した場合に、その取引関係がどのように法的に修正されるのか、究極においてどのような結末に至るかを、日本の最近の判例や外国法を通じて、理解してもらうよう考えています。

【授業の到達目標】

破産法、民事再生法、会社更生法の基本的な構造を理解することを、目標にします。

【成績評価】

授業参加、討論参加などを総合的に判断いたします

【備考・関連URL】

東京商工リサーチ又は帝国データバンクのＨＰの倒産情報を活用してください。

科目名	倒産処理法特殊研究（２）（加藤）	担当教員氏名	加藤 哲夫			
副 題	倒産法の基本構造	学期曜日時限	秋学期	金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、「倒産法」の世界における破産・民事再生・会社更生の基本構造を理解することを通じて、「倒産法」の機能を学びます。

倒産は、日常的な社会的現象ですが、これを法制度から俯瞰してどのような役割を果たしているかを検討します。昨今の企業取引は複雑になっていますが、この取引関係の一方が倒産した場合に、その取引関係がどのように法的に修正されるのか、究極においてどのような結末に至るかを、日本の最新の判例や外国法を通じて、理解してもらうよう考えています。

【授業の到達目標】

春学期と同様に、破産法、民事再生法、会社更生法の基本的な構造を理解することを、目標にします。

【成績評価】

授業参加、討論参加などを総合的に判断いたします

【備考・関連URL】

東京商工リサーチ又は帝国データバンクのＨＰの倒産情報を活用してください。

科目名	倒産処理法特殊研究（３）（山本）	担当教員氏名	山本 研			
副 題	連邦倒産法基本文献講読	学期曜日時限	春学期	金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

アメリカ連邦倒産法に関する基本文献を講読する。

基本的なTEXT の講読を予定しているが、受講者の希望があれば、連邦倒産法に関連する論文を講読することや、加藤哲夫教授が担当される倒産法特殊研究（１）と連動して、連邦倒産法規則に関連するテーマを扱うこともあり得る。

【授業の到達目標】

連邦倒産法についての基本的知識の習得と、比較法研究のための英語文献講読能力の向上を目標とする。

【成績評価】

授業における報告内容にもとづき評価する。

【備考・関連URL】

http://store.westacademic.com/Epstein_and_Nickles_Principles_of_Bankruptcy_Law_9780314161925.html

科目名	倒産処理法特殊研究（４）（山本）	担当教員氏名	山本 研		
副 題	連邦倒産法基本文献講読	学期曜日時限	秋学期 金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

アメリカ連邦倒産法に関する基本文献を講読する。

基本的なTEXT の講読を予定しているが、受講者の希望があれば、連邦倒産法に関連する論文を講読することや、加藤哲夫教授が担当される倒産法特殊研究（２）と連動して、連邦倒産法規則に関連するテーマを扱うこともあり得る。

【授業の到達目標】

連邦倒産法についての基本的知識の習得と、比較法研究のための英語文献講読能力の向上を目標とする。

【成績評価】

授業における報告内容にもとづき評価する。

【備考・関連URL】

http://store.westacademic.com/Epstein_and_Nickles_Principles_of_Bankruptcy_Law_9780314161925.html

科目名	国際知的財産法（駒田）	担当教員氏名	駒田 泰士		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 6 時限	単位数	2

【授業概要】

多数国で特許や商標等の登録出願がなされ、著作権に関する国際的な取引が活発化するなど、今日ではかつてないほど知的財産権をめぐる環境が国際化している。それゆえ知的財産権をめぐる涉外事件も近年増加し、いかなる場合にわが国の裁判所は裁判をなすのか、適用される法はどの国の法であるかという問題が実務上重要性を増しつつある。この講義は、近時活発に議論されている知的財産法と国際私法が交錯する法問題に焦点を当てて、かかる先端的法実務に対応するための基礎的な能力を涵養しようとするものである。

【授業の到達目標】

この講義を通して、国際私法の基本的な考え方をまず習得してもらう。そして、知的財産に関する諸条約がどのように当事国を規律しているのか、またそれがもたらす各国の国際私法・実質法秩序へのインプリケーションについても理解してもらう。その上で、わが国において形成されつつあるこの分野の判例法理等を分析し、最先端の議論にキャッチアップするための足がかりとなる知識の習得を目指す。

【成績評価】

レポート: 50%

平常点評価: 50%

【備考・関連URL】

〈受講要件等〉

とくにないが、法学部等で国際私法ないし抵触法を学んだことがある学生の受講が望ましい。

★【社会人研究課題科目】知的財産紛争と法

科目名	Comparative Studies of Intellectual Property Law	担当教員氏名	ラーデマツハ クリストフ		
副 題		学期曜日時限	秋学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

Comparative Intellectual Property law class for Japanese and international graduate students. This class can be taken both by students who have not taken IP law classes before, or students who have studied IP law in Japan or abroad. Basic introduction of fundamental areas in IP law such as patent law, trademark law and copyright law; after explain basic concepts, discussion of selected topics of recent interest.

【授業の到達目標】

Introduction and recent developments in intellectual property law.

【成績評価】

Class Participation 50% Final Exam 50%

【備考・関連URL】

This class will be taught and conducted in English. A certain level of fluency in English will be required. It is a good class to make yourself familiar with legal terminology in IP law and related fields such as civil procedure law. By engaging in discussion, you will get a good opportunity to practice and use your English in an academic environment.

科目名	著作権法研究（１）（今村）	担当教員氏名	今村 哲也		
副題	著作権法学の最前線	学期曜日時限	春学期 土 4 時限	単位数	2

【授業概要】

具体的な授業内容は、参加者の属性や要望に応じて柔軟に対応するが、さしあたり以下のような内容を含むものとする（関心があれば、ヨーロッパにおける外国文献の講読などもさらなる選択肢となり得る）。

第一に、著作権法学に関する重要論文を検討して、学界における議論の最前線をフォローすることである。具体的には、最近の代表的な論文を精読してこれを批判的に検討する。そこでは、知的財産法学の総論ないし体系論をめぐる最近の議論も検討対象となろう。このような検討は、知的財産法を専攻する者にとって不可欠であることはもちろん、他分野を専攻する者にとっても何らかのインスピレーションを与えるものとなり得よう。

第二に、著作権法に関する最新判例を検討して、著作権訴訟の実務的動向をフォローする。知的財産法に関する裁判例は、下級審も含めて判決文が直ちに最高裁ウェブサイトに掲載されているため、本授業ではそうした最新判例をいち早く分析する（関心があれば、米国やヨーロッパにおける外国判例もさらなる選択肢となり得る）。

第三に、参加者が著作権法に関する自らの研究内容を報告し、これをもとに議論を行う。研究報告の機会を持つことは、担当者にとって研究の進展や整理を促すものであるとともに、議論を通じて、さらなる発見や分析の契機となり得るものである。

【授業の到達目標】

本授業は、上記のような内容を通じて、参加者が、著作権法学を中心とする知的財産法学や著作権関連訴訟実務の最前線からの知見を得るとともに、そうした知見を今後も自らの力で学ぶことができる方法論を会得することができるようにする。

【成績評価】

平常点 30%：ここで平常点とは、授業への参加度を意味する。（１）自らの報告内容（20点）と、（２）授業での意見・質疑内容を踏まえて（10点）、30点満点で評価する。（１）については、報告をしなかった場合や、著しく内容が悪い場合に減点する方式で点数を評価するので、平常に参加していれば問題ない。（２）については、総合的に評価して、加点する方式で評価をする。

レポート 70%：自ら選択した著作権関係の判例について、授業で学んだことに基づいて、その評釈を作成し提出する。字数等の条件については、学生の人数にもよるので、授業の際に指示する。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】知的財産紛争と法

科目名	著作権法研究（２）（梶山）	担当教員氏名	梶山 敬士		
副題		学期曜日時限	秋学期 水 6 時限	単位数	2

【授業概要】

歴史的、比較法的観点をふまえ、近時の重要判例等を受講生とともに検討するものである。対象とする判例（論文もありうる）については、各受講生の興味に応じ、協議のうえ決定する。

【授業の到達目標】

重要判例における裁判所の考え方を分析して、決定要因をさぐるとともに、著作権法につき批判的視点を持てるようにしたい。

【成績評価】

発表内容と討議内容

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】知的財産紛争と法

【コメント】

法学は通俗的な事象に関する学問であって、「神学」ではない。人間社会における一つ一つの具体的紛争を適切に解決することが法の実践であり、このことの究明以外に法を学ぶ意義はない。いかに体系的に見事に整えられていても、適切な実践を導き得ない「学問」は無効である。

他方、法は言語によって提示されるものであって抽象的なものであり、その具体的な適用のためには法の意味内容を確認するという操作（解釈）を必要とする。また、法を個別事件に適用することは、法の具体的な意味を開示することになり、以後の紛争に対する「新たな」規範ともなる。したがって、法の実践は、個別事件を通じながらも、当該事案を超えるもの（適用の条件、整合性、他への波及）への配慮を必要とする。そこで、法の実践は、法文を含む既存の法を探索し、将来の法への構想を伴うものでなければならないことになる。ここにおいて、法の体系的な理解・構築が要求されることになり、実践的な「神学」の相貌も帯びることになる。

そのような共通の基盤を有しつつも、法とのかかわり方は、学者、裁判官、弁護士、等によって異なる。私の職業とする弁護士は、それ自体ビジネスでもあり、依頼者からの報酬で生計を立てている以上、依頼者の利益を追求することを本旨とする。依頼者の紛争において、依頼者を代理して、依頼者を勝たせるべく「雇われガンマン」としての役割を果たすことが職業である。弁護士にとって、法学は一つの武器である（法学だけが武器ではない。紛争の実態を把握すること、技術的知識を得ること、人間の理解、勝負勘なども武器である）。武器と腕を磨かねば勝利は覚束ない。

このような観点の下で、私が実際の事件で体験・工夫してきたエッセンスをお伝えできれば嬉しいと思っている。

と、偉そうなことを述べてみたが、実際にはよくわからない点が多いし、ひょっとしたら根本の理解から間違っているのではないかと恐れたりもする。

自由に議論できれば見えてくることもあろうと期待しています。

科目名	経済法（１）（菅久）	担当教員氏名	菅久 修一			
副題		学期曜日時限	春学期	土 5 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の独占禁止法の構造・内容や同法の自由経済社会での役割を理解し、その際に、実際のどのような競争上の問題があって、それらに対して独占禁止法のどのような規定が適用され、公正取引委員会が具体的にどのように法執行しているのかを意識しつつ検討する。

【授業の到達目標】

履修者が「授業の概要」に書かれているような内容を理解するとともに、それらに関連する論点を把握し議論できるようになること

【成績評価】

平常点評価 100% 報告内容と質疑応答への貢献で評価する。

科目名	経済法（２）（菅久）	担当教員氏名	菅久 修一			
副題		学期曜日時限	秋学期	土 5 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の独占禁止法の構造・内容や同法の自由経済社会での役割の理解を踏まえ、独占禁止法の主要な審判決を検討する。

【授業の到達目標】

履修者が独占禁止法に関する主要な審判決を理解するとともに、そこで争われた論点を把握し議論できるようになること

【成績評価】

平常点評価 100% 報告内容と質疑応答への貢献で評価する。

科目名	比較知的財産法研究（ラーデマッハ）	担当教員氏名	ラーデマッハ クリストフ		
副題	欧米知財制度からみた日本知的財産法	学期曜日時限	春学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の知的財産法の主要論点は、米国や欧州の主要国の学説や判例理論に影響を受けているものが多い。また、現在、法改正の議論の対象となっている著作権におけるフェアユースや商標法におけるトレードドレスの保護等も、諸外国の動向を視野に、改正の方向性が構築されている。従って、日本の知的財産法の判例理論や学説を理解するためには、米国・欧州主要国の知財制度を知り、比較法の観点から分析することが必要になる。そのため、本講義では、日本知財法の主要論点に関する米国・欧州主要国の判例を読み、対応する日本の学説・判例と比較分析することで、日本知財法の理解を深めることを目的とする。

【授業の到達目標】

欧米主要知的財産制度の概要を理解し、日本知的財産法の現代的争点を比較法の観点から深く理解すること。

【成績評価】

50%：期末レポートおよび発表

50%：授業中発言、発表状況

【備考・関連URL】

＜受講要件等＞

知的財産権法に関するいずれかの科目を法学部又は法務研究科で履修した者が好ましいが、必須ではない。授業は日本語で行う。

＜受講者への要望＞

アサイメントの資料を事前に読み、授業でディスカッションできるように用意してきてほしい。

★【社会人研究課題】知的財産紛争と法

科目名	社会保障法特殊研究（1）（中島）	担当教員氏名	中島 誠		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 1 時限～	単位数	2

【授業概要】

社会保障法は、法政策論、立法論の持つ重要度が高い分野であり（岩村正彦）、社会保障法学の任務の一つに、規範的政策策定指針の提示が挙げられる（菊池馨実）。

本講義では、社会保障法政策総論（社会保障を巡る法と政治）及び立法過程論を講じる。立法プロセスを中心に、我が国の精神風土に根差した政治過程の特徴、また、そこで迫られる価値選択の実相について、教官の官僚としての経験も踏まえながら、理論的、実証的に考察する。

【授業の到達目標】

社会保障を巡る法と政治の関係を踏まえ、我が国における政治的意思決定過程の特徴とそこで迫られる価値選択について、それぞれの全体構図を理解できる。

【成績評価】

レポート、小テスト(2回)及び平常点により評価する。

なお、無断欠席は認めない。

科目名	社会保障法特殊研究（２）（福島）	担当教員氏名	福島 豪
副題	ドイツ社会保障法の構造分析	学期曜日時限	春集中 その他その他単位数 2

【授業概要】

ドイツの社会保障法—ドイツで"Sozialrecht"と呼ばれている法分野—を検討する。この授業で取り上げる領域は、主として医療保険法（社会法典第５編）である。つまり、医療制度に関わるテーマを中心に検討するものの、受講生の関心によってはそれ以外の社会保障法のテーマも取り上げる。これらのテーマに関するドイツ語文献の講読と、それを踏まえた議論を通じて、ドイツ法の仕組みや理論の背後にある構造を理解することを目指す。

この授業で講読する文献は、次のものを予定しているけれども、最終的には受講生と相談した上で決定する。

Huster, Gesundheit aus rechtswissenschaftlicher Sicht: Mittelknappheit als Herausforderung von Gesundheitspolitik und Rechtswissenschaft, in: Masuch / Spellbrink / Becker / Leibfried (Hrsg.), Grundlagen und Herausforderungen des Sozialstaats, Bd. 2, 2015, S. 223 ff.

また、受講生や担当教員の研究報告も入れる予定である。

【授業の到達目標】

具体的なテーマを手がかりに、ドイツの社会保障法の構造を理解するとともに、それを通じて日本の社会保障法の特徴を理解する。

【成績評価】

報告 50%

平常点評価 50%

科目名	社会保障法特殊研究（３）（秋元）	担当教員氏名	秋元 美世
副題		学期曜日時限	春学期 木２時限 単位数 2

【授業概要】

この講義では、福祉政策を研究するにあたって重要となる政策運営上の問題でもある権利保障の問題を取り上げ、受講者が、各自の問題意識や研究テーマに関連させながら権利保障に関する議論を展開できるようになることを目的とする。到達目標は、権利保障の問題を研究するにあたって必要となる諸概念を理解し説明できるようになること、さらにそれらの諸概念と具体的な福祉政策ないし福祉行政上の問題とを関係づけて説明できるようになることなどである。

【授業の到達目標】

（１）社会保障の法制度を専門的に研究するにあたって必要となる諸概念を理解し説明できるようになること、（２）それらの諸概念と具体的な社会保障政策の問題とを関係づけて説明できるようになること、（３）社会保障法制において具体的に課題となっている問題を類別し内容分析を行えるようになることである。

【成績評価】

授業への参加状況と担当した課題の報告内容によって成績を評価する。

科目名	年金制度と法（度山）	担当教員氏名	度山 徹
副題		学期曜日時限	春学期 土２時限 単位数 2

【授業概要】

講義では、公的年金を中心に、年金制度を構成する基本的な考え方や機能、制度の発展経過、経済社会の変化に伴う制度上の課題、先進諸国の改革動向を取り上げ、今後の制度改革の方向性を展望する。

【授業の到達目標】

年金制度をめぐる様々な議論が行われているが、実際に政策としてとることのできる選択肢の幅はそれほど広くはない。また、年金の制度設計は国によって異なっているが、先進諸国の間では直面する課題やその解決の方向性には共通点も少なくない。将来が誰にとっても不確実であるが故に、社会経済の変化に対応して、制度も改革を続けなければ、人の一生にわたる長い期間の保障はできないが、不確実な将来に対して知見が非常に限られる状況の中で、政策判断と合意形成を行っていかねばならないという困難を宿命的に背負った仕組みである。受講者が今後の年金制度について自ら考えていく上で土台となる年金制度を論じる上での基本的な考え方について、制度が直面する課題と対応の方向性ととくに理解を深めることを目標に置く。

【成績評価】

60%：6月中旬にレポートの骨子（１～２枚）を提出した上で、7月末に提出。詳細は授業で指示。

40%：出席及び質疑応答の状況により評価

【備考・関連URL】

【社会人研究課題科目】「雇用、社会保障、社会福祉・成年後見と法」、「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」

科目名	社会保障法理論研究（菊池）	担当教員氏名	菊池 馨実
副題		学期曜日時限	春学期 水 6 時限
		単位数	2

【授業概要】

基本文献の講読を行う。社会保障法をはじめとする法学文献のみならず、広く社会科学分野における関連文献を含む。参加者には最低1回の報告義務が課される。

【授業の到達目標】

社会保障及び関連諸領域への理解を深める。

【成績評価】

平常点のみで評価する

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】「雇用、社会保障、社会福祉・成年後見と法」、「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」 連続して開講される社会保障法研究Ⅰと一体的に授業を組み立てているので（たとえば、招聘講師をお迎えする際には、連続して講義を行うことがあり、論文指導も2コマ続きで行うことがある）、単位取得を目指す場合、原則として2コマ連続受講を履修要件とする。

科目名	成年後見・権利擁護と法（岩志）	担当教員氏名	岩志 和一郎
副題		学期曜日時限	秋学期 火 6 時限
		単位数	2

【授業概要】

私たちの社会には、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、日常生活を営むのに必要な法律行為や事実行為を本人のみでは適切に行うことが困難な人々がいます。そのような人々の意思決定を代行したり、補充したりすることによって、そのような人々の利益を保護し、社会参加の機会を拡大するための制度が成年後見制度です。成年後見制度は、民法上の制度であり、それゆえの限界がありますが、他の支援制度の活用と組み合わせながら、より良い保護を展開してゆくことが重要です。本講義では、成年後見制度の枠組みとその限界を理解したうえで、高齢者や障害者全般に関する社会的支援のあり方について検討していきたいと思います。授業は、講義形式をとりまぜながら、参加者の報告とそれに基づいた議論を中心に展開していきます。

【授業の到達目標】

成年後見制度の問題点の検討と制度理解の深化

成年後見制度に関する研究を中心として、高齢者や障害者全般に関する社会的支援・権利擁護のあり方について理解を深めることを目標とします。

【成績評価】

40%：学期末に提出を義務づけるレポート内容による

60%：各回授業での報告ならびに討議への参加度により評価する

【備考・関連URL】

【社会人研究課題科目】「雇用、社会保障、社会福祉・成年後見と法」、「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」

科目名	医療制度と法（島崎）	担当教員氏名	島崎 謙治
副題		学期曜日時限	春学期 土 1 時限
		単位数	2

【授業概要】

医療制度はdeliveryとしての医療提供制度とfinanceとしての医療保険制度から成る。医療制度は各国の歴史・経済・政治・文化を反映し固有の形態をとるが、他方において各国共通の普遍的性格も有する。以上の点に対する“正しい理解”があつてはじめて医療政策を語ることができる。本講義では、医療制度の歴史、先進諸国との制度比較、各種改革手法の評価等を踏まえ、日本の医療制度をめぐる法的諸問題を中心に考察する。

【授業の到達目標】

受講生の医療制度に関する知識・関心のバラツキ等にもよるが、テキストを完全に理解することを目標とする。

【成績評価】

レポートにより評価する。ただし、授業の欠席が多い場合は単位取得は認めない。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】「雇用、社会保障、社会福祉・成年後見と法」、「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」

科目名	社会福祉と法（古都）	担当教員氏名	古都 賢一
副題		学期曜日時限	秋学期 土 1 時限～2 時限
		単位数	2

【授業概要】

社会福祉の現代的な意義と役割を、社会福祉制度を取り巻く社会環境の変化と社会福祉法制の変遷と重ね合わせる中から考察する。主な素材として介護保険制度改革、社会福祉基礎構造改革、社会福祉法人制度改革、生活困窮者自立支援制度の策定など近年の制度改革を取り上げる。

【授業の到達目標】

講義は、社会福祉制度について概説を行った後、社会福祉制度の諸改革について受講者との議論を基本に進める。複雑多様な福祉問題の解決の思考過程を理解できることを目指す。

【成績評価】

レポート：90% 提出されたレポートにより評価する。
平常点：10% 主体的な授業参加度により評価する。

科目名	船舶金融法研究（木原）	担当教員氏名	木原 知己
副題		学期曜日時限	秋学期 月 6 時限
		単位数	2

【授業概要】

船舶金融について金融論、船主経営論を踏まえ総合的に分析することで発展的な再定義を試み、かかる定義によって派生する法的諸論点を包摂することで「船舶金融法」なる新領域を専門的かつ実践的に研究する。

【授業の到達目標】

船舶金融および船舶金融法を体系的に講義することで、船舶金融分野に長けた研究者、実務家の育成、更なる学問的向上をめざす。

【成績評価】

平常の授業への貢献度と個別報告、理解度に基づいて行う。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	海上保険法研究（久保）	担当教員氏名	久保 治郎
副題		学期曜日時限	春学期 木 6 時限
		単位数	2

【授業概要】

（１）海上保険は船舶運航や貿易取引等と密接に関係する制度であり、海事分野に携わる者にとってその内容を正しく理解しておくことは極めて重要である。本講義では、和文の海上保険約款および国際的に利用されている英文の海上保険約款を中心に各種保険契約の内容を分析し、それに適用される法を研究する。また、日本、イギリスその他主要な海上保険市場に適用される海上保険法の近年の改正動向についても説明を行う。

（２）海運・海上分野の各種制度と海上保険の関係等についても解説する。

（３）判例研究の回を中心に後半の回では、演習形式で討議を進める。

【授業の到達目標】

（１）海上保険契約に関する法理論や海上保険法と陸上保険法との相違点等を理解し、それらを分かり易く説明できること

（２）日本およびイギリスの代表的な船舶保険約款、貨物海上保険約款の内容と各条項の意味内容、意義等を理解し、それらを分かり易く説明できること

（３）海上保険と密接な関係にある海運・海上分野の各種制度の概要を理解していること

【成績評価】

出席、発表、課題、その他授業に対する貢献度を総合評価する。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	国際海事争訟論（雨宮）	担当教員氏名	雨宮 正啓
副題		学期曜日時限	春学期 月7時限 単位数 2

【授業概要】

この講義では、訴訟及び仲裁手続、国際海事紛争に関する準拠法、外国判決及び仲裁判断の執行、国際裁判管轄、仲裁合意の効力、船舶先取特権の内容及び実行手続、仮差押え等の保全手続、船舶所有者等の責任制限手続並びに倒産処理手続等について、実務問題を中心に考察する。授業方式は授業担当者の概説、参加者の報告及び討論を基本に進める。

【授業の到達目標】

海事紛争に関連する裁判及び仲裁手続につき、現実が生じた問題にいかに対応すべきかのスキル（調査及び研究方法、理論構成など）を習得することを到達目標とする。

【成績評価】

個別報告50%、出席30%、演習での参加状況20%

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	英米海商法研究（中出）	担当教員氏名	中出 哲
副題		学期曜日時限	秋学期 火6時限 単位数 2

【授業概要】

貿易取引やマリンビジネスにおいては、イギリスの実務と法が世界標準となっている。契約においてイギリス法準拠が定められる場合も多い。イギリス法の理解は、マリンビジネスや海事法の実務を進めていくうえで重要である。

イギリスの海事法は、判例法と制定法からなるが、わが国とは、法制度を異にしており、判例の位置づけ、制定法の解釈、用語の概念なども、わが国と異なる場合が多いので、注意が必要である。

本講義では、イギリスのロースクール（LL.M）で使用されている海事法のテキストなどの標準的な教材を利用して、イギリス海商法やイギリス契約法についての理解を深めていく。

最初は、輪読方式で、和訳の練習も行い、その後は、演習形式で授業を進める。

【授業の到達目標】

イギリス法における基本的な法律用語の意味を理解していること

イギリス法における海商法の全体像について、概要を理解していること

【成績評価】

出席、発表、課題、その他授業に対する貢献を総合評価する。

【備考・関連URL】

シラバスの内容は、受講者の人数、経験等に応じて、変更することがある。

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	備船契約法研究I（津留崎）	担当教員氏名	津留崎 裕
副題		学期曜日時限	春学期 火7時限 単位数 2

【授業概要】

Dry貨物のTC書式として実務で最も使用されているNew York Produce Exchange Form 1946を教材として、基本条項や通常付随条項に関して必ずしも書式条文順ではなく、主として英法契約法、判例を中心に法的・実務的緒論点を考察する。

授業形式は、原則として担当教師の概説解説、予め指定する受講者の文献・判例等報告と討議、担当教師の講評とする。

【授業の到達目標】

船舶使用契約として実務界でもっとも重要な定期備船契約TCに関して、法的観点ばかりでなく実務的観点からの基本知識と根本原則・理念の習得と、TCの各条項の存在理由、意味づけ、各当事者の利害等、TC開始から終了までの全体像を把握し、実際の実務事案処理もある程度可能になる。

【成績評価】

50%：課題は、講義中提示し、最終講義日までに提出して貰う。定期備船契約の本質部分に関わる課題を設定し、その理解度を評価する。

50%：各個人に割り当てられたテーマについての発表内容、授業での発言、特に、講義・討論への参加状況並びに授業出席状況

【備考・関連URL】

【社会人研究課題科目】「国際海事問題の実務と法」

科目名	傭船契約法研究II（津留崎）	担当教員氏名	津留崎 裕			
副題		学期曜日時限	秋学期 火 7 時限	単位数	2	

【授業概要】

Dry貨物のTC書式として実務で最も使用されているNew York Produce Exchange Form 1946を教材として、基本条項や通常付随条項に関して必ずしも書式条文順ではなく、主として英法契約法、判例を中心に法的・実務的緒論点を考察する。授業形式は、原則として担当教師の概説解説、予め指定する受講者の文献・判例等報告と討議、担当教師の講評とする。

【授業の到達目標】

船舶使用契約として実務界でもっとも重要な定期傭船契約TCに関して、法的観点ばかりでなく実務的観点からの基本知識と根本原則・理念の習得と、TCの各条項の存在理由、意味づけ、各当事者の利害等、TC開始から終了までの全体像を把握し、実際の実務事案処理もある程度可能になる。

【成績評価】

50%：課題は、講義中提示し、最終講義日までに提出して貰う。定期傭船契約の本質部分に関わる課題を設定し、その理解度を評価する。

50%：各個人に割り当てられたテーマについての発表内容、授業での発言、特に、講義・討論への参加状況並びに授業出席状況

【備考・関連URL】

【社会人研究課題科目】「国際海事問題の実務と法」

民事法学専攻

(専修科目)

科目名	民法研究I (近江)	担当教員氏名	近江 幸治
副題		学期曜日時限	春学期 月 5 時限 単位数 2

【授業概要】

この「民法研究I」は、既に学部で民法各科目を履修した学生が、さらに民法を深く研究するための講座であるが、同時に、学生が課題について報告し、論文ないしリサーチペーパーを執筆しようとする際の指導も行う。なお、一面においては、秋学期の「民法研究II」と連続性をもっている。

春学期においては、特に、民法研究の基礎的な知識の獲得と、生きた民法理論の修得に力点を置くが、春学期・秋学期に共通な学習内容は以下の通りである。

第1は、日本の裁判所で出される最新の民事判決について、下級審判決を含めて網羅的に検討していく。具体的には、判例を、その「事実関係」、「攻撃・防御の方法」、およびそれに対する「裁判所の判断」を対応させて理解し、検討する。これによって、法的思考能力と論文構成能力が大いに涵養されるとともに、相当数の判例を読むわけだから、日本の民事裁判（紛争）の生きた実態を把握することができよう。

第2は、論文の作成・資料収集・執筆の指導である。学生は、博士論文を完成させるための自分のコース・ワークにより、それぞれの段階で行うべきことに留意してほしい。下記のシラバスで、「公開報告会」というのは、博士論文の報告会を兼ねていることから、聴講者を登録者に限らないで公開することである。報告者は、報告するテーマにつき、原則として1週間前までにその内容をレジュメによって提示してほしい。

以上のプロセスで、春学期・秋学期を通して、随時、「研究指導」（修士論文の作成指導等）を行っていく。

【授業の到達目標】

- (a)民法を学問的に研究する基礎（基礎理論、法制史的研究、比較法的研究）を理解できるようになる。
- (b)修士課程の学生については、当面の修士論文完成のためのコースワークを設定し、それを実行することによって修士論文を執筆できるようになる。
- (c)博士後期課程の学生については、博士論文執筆のためのコースワークを設定し、それを実行することによって、博士論文の執筆ができるようになる。

【成績評価】

少人数のため、判例報告・論文報告や質疑応答を中心に、平常点で評価する。なお、上記のとおり、学生が自主的に作成し提出するレポートについては、平常点として積極的な評価要素とする。

【備考・関連URL】

- (a)大学院における「研究」を通して、修士論文・博士論文の執筆につき、文献の収集と引用の方法、自説の展開の仕方など、基本的な「研究の方法」をしっかり身につけてほしい。とりわけ、自説を述べようとする場合には、先達の存在に注意を払い、それとの関係で自分の考え方を客観的に論述することを心がけなければならない。
- (b)文献は、最近ではWEBから容易に手に入ることがあるが、しかし、図書館で現物に当たり、じっくり行間を読んで学問の深遠さを肌で感じることも、学問を目指す者には、目に見えない大きな意義がある。

科目名	民法研究II (近江)	担当教員氏名	近江 幸治
副題		学期曜日時限	秋学期 月 5 時限 単位数 2

【授業概要】

この「民法研究II」は、授業の内容としては、春学期の「民法研究I」と連続しており、2つの学期を通して民法研究指導を行うものである。春学期の要項を参照されたい。そこで、民法研究Iと連続して受講されることが好ましいが、ただ、内容的にも同じというわけではないから、この科目だけの受講も可能である。

春学期の「民法研究I」では、その要項に表記したように、特に、民法研究の基礎的な知識の獲得と、生きた民法理論の修得に力点を置くとした。

秋学期では、春学期で扱った「日本の最新の民事判例」の検討は、民法研究者にとって極めて重要な研究であるので、継続して行っていく。他方、秋学期は、修士論文または博士論文の作成および提出時期と重なるため、論文報告会（公開）が多くなるであろう。そして、学生の進度に合わせて、その論文指導を綿密に行っていくつもりである。法学研究科は、研究者養成に特化しているわけであるから、学生の研究者としての素質を引き出しながら、制度論、比較研究などの方法を踏まえて、各学生の論文を完成させたい。

【授業の到達目標】

- (a)民法を学問的に研究する基礎（基礎理論、法制史的研究、比較法的研究）を理解できるようになる。
- (b)修士課程の学生については、当面の修士論文完成のためのコースワークを設定し、それを実行することによって修士論文を執筆できるようになる。
- (c)博士後期課程の学生については、博士論文執筆のためのコースワークを設定し、それを実行することによって、博士論文の執筆ができるようになる。

【成績評価】

少人数のため、判例報告・論文報告や質疑応答を中心に、平常点で評価する。なお、上記のとおり、学生が自主的に作成し提出するレポートについては、平常点として積極的な評価要素とする。

【備考・関連URL】

- (a)大学院における「研究」を通して、修士論文・博士論文の執筆につき、文献の収集と引用の方法、自説の展開の仕方など、基本的な「研究の方法」をしっかり身につけてほしい。とりわけ、自説を述べようとする場合には、先達存在に注意を払い、それとの関係で自分の考え方を客観的に論述することを心がけなければならない。
- (b)文献は、最近ではWEBから容易に手に入ることがあるが、しかし、図書館で現物に当たり、じっくり行間を読んで学問の深遠さを肌で感じることも、学問を目指す者には、目に見えない大きな意義があろう。

科目名	民法研究I（岩志）	担当教員氏名	岩志 和一郎		
副題		学期曜日時限	春学期 月3時限	単位数	2

【授業概要】

適宜、家族法・医事法領域の諸問題を取りあげ、参加者の報告を中心として検討、考察する。参加者側からも、積極的に取り上げてもらいたいテーマを寄せて欲しい。

【授業の到達目標】

各自のテーマ報告を深めて、家族法・医事法分野の諸問題に対する関心を深める。

【成績評価】

平常点評価

科目名	民法研究II（岩志）	担当教員氏名	岩志 和一郎		
副題		学期曜日時限	秋学期 月3時限	単位数	2

【授業概要】

家族法および医事法領域の問題を取り上げ、院生の報告を中心に授業を進める。院生がそれぞれ積極的に自分を取り上げたいテーマを立て、授業に臨むことを希望する。

【授業の到達目標】

各自のテーマ報告を深めて、家族法・医事法分野の諸問題に対する関心を深める。

【成績評価】

平常点評価

科目名	民法研究I（棚村）	担当教員氏名	棚村 政行		
副題		学期曜日時限	春学期 木3時限	単位数	2

【授業概要】

本講義では、日本の家族の急ピッチな変化や現状・将来を踏まえて、受講者のみなさんとともに、21世紀を迎えて夫婦・親子や相続・遺言などをめぐる法制度のあり方をもう一度考え直してみたいと思う。国際化や世界の動向にも注目しながら、今話題となっている最先端のトピックを取り上げ、家裁実務や実例をまじえながら分かり易い解説を心がけた。岩志和一郎教授の民法研究、菊池馨実教授の社会保障法研究、江泉芳信教授の国際私法研究も関連分野である。

【授業の到達目標】

本授業では、人数にもよるが、受講者がテーマを選定して、各テーマごとに報告し、参加者全員で討議する方式をとりたい。この授業で、基本的な家族法の問題点を把握し、理論的実務的にどのような到達水準に達しているかを理解したうえで、今後のあるべき姿を検討する。問題によっては、解釈論にとどまらず、立法論・海外での法改革・法実務の動向に及ぶこともある。

【成績評価】

20%：毎回の報告レジュメ・資料等を評価の対象に含める。

80%：毎回の授業での取り組み、発言、受講態度などを総合的に評価する。

【備考・関連URL】

岩志教授の民法研究は受講が望ましい。家族法につき興味をもっている学生の受講を望む。

科目名	民法研究II（棚村）	担当教員氏名	棚村 政行
副題		学期曜日時限	秋学期 木3時限
		単位数	2

【授業概要】

本講義では、日本の家族の急ピッチな変化や現状・将来を踏まえて、受講者のみなさんとともに、21世紀を迎えて夫婦・親子や相続・遺言などをめぐる法制度のあり方をもう一度考え直してみたいと思う。国際化や世界の動向にも注目しながら、今話題となっている最先端のトピックを取り上げ、家裁実務や実例をまじえながら分かり易い解説を心がけた。岩志和一郎教授の民法研究、菊池教授の社会保障法研究、江泉教授の国際私法研究も関連分野である。

【授業の到達目標】

本授業では、人数にもよるが、受講者がテーマを選定して、各テーマごとに報告し、参加者全員で討議する方式をとりたい。この授業で、基本的な家族法の問題点を把握し、理論的実務的にどのような到達水準に達しているかを理解したうえで、今後のあるべき姿を検討する。問題によっては、解釈論にとどまらず、立法論・海外での法改革・法実務の動向に及ぶこともある。各自の関心あるテーマや問題について報告してもらい、全員で討議する方式をとる。

【成績評価】

レポート 20%：毎回の報告、レジュメ・資料等で評価する。

平常点 80%：毎回の受講態度、発言内容、授業への取り組み等を総合的に勘案して評価する。

【備考・関連URL】

家族法に関心のある学生諸君の積極的参加を望む。

科目名	民法研究I（大塚）	担当教員氏名	大塚 直
副題	不法行為法の改正に向けて	学期曜日時限	春学期 火6時限
		単位数	2

【授業概要】

不法行為法の改正を視野に入れつつ、不法行為法に関するわが国の最新論文や判例を適宜選んで検討し、全員で議論する。場合により、英文（アメリカ法）を講読し、わが国の不法行為との比較を行うこともありうる。一方的な講義形式ではない。

【授業の到達目標】

民法の不法行為に関する一般的理解をするとともに、現代的な課題に対する学界等の先端的な検討を理解し自己の見解を形成できるようにすることを目標とする。授業計画はおおむね以下のようなものとするが、その時々判例等の状況を踏まえつつ確定する。

【成績評価】

報告、出席、発言等平常点評価による

科目名	民法研究II（大塚）	担当教員氏名	大塚 直
副題	不法行為法の改正に向けて	学期曜日時限	秋学期 火6時限
		単位数	2

【授業概要】

不法行為法に関するわが国の最新論文や判例を適宜選んで検討し、全員で議論する。場合により、英文（アメリカ法）を講読し、わが国の不法行為との比較を行うこともありうる。一方的な講義形式ではない。

【授業の到達目標】

民法の不法行為に関する一般的理解をするとともに、現代的な課題に対する学界等の先端的な検討を理解し自己の見解を形成できるようにすることを目標とする。授業計画はおおむね以下のようなものとするが、その時々判例等の状況を踏まえつつ確定する。

【成績評価】

報告、出席、発言等平常点評価による

科目名	民法研究I（後藤）	担当教員氏名	後藤 巻則		
副 題		学期曜日時限	春学期 月 2 時限	単位数	2

【授業概要】

契約法ないし不法行為法の諸問題を取り上げて検討します。日本法の問題状況を扱いますが、受講生の顔ぶれから可能であればフランス語の文献を読む時間も設けます。

【授業の到達目標】

契約法ないし不法行為法の検討を通して、法的問題の考え方や、論文作成方法を修得する。

【成績評価】

報告内容、発言により評価します。

科目名	民法研究II（後藤）	担当教員氏名	後藤 巻則		
副 題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

契約法ないし不法行為法の諸問題を取り上げて検討します。日本法の問題状況を扱いますが、受講生の顔ぶれから可能であればフランス語の文献を読む時間も設けます。

【授業の到達目標】

契約法ないし不法行為法の検討を通して、法的問題の考え方や、論文作成方法を修得する。

【成績評価】

報告内容、発言により評価します。

科目名	民法研究II（中田）	担当教員氏名	中田 裕康		
副 題	民法（財産法）の論文を読む	学期曜日時限	秋学期 水 3 時限	単位数	2

【授業概要】

民法（財産法）に関する短編論文（30頁程度のもの）を、毎回1本ずつ読む。最初の4回は、この4半世紀に出た論文の中から特徴のあるものを全員で読み、その正確な理解を目指す。その後は、最近の論文集に収められた論文の中から選択し、参加者が分担して、報告をする。報告担当者は、その論文の内容・意義を説明するとともに、残された問題点及び今後の展開について考察する。その際、関連する論文・判例等を紹介することが望ましい。報告の後、全員で議論する。報告担当者は、担当した項目の報告に基づき、また、参加者の議論も考慮して、レポート1通を作成する（複数の報告をした場合でも、レポートは1通）。多くの論文を読むことにより、論文の書き方を学ぶことも、この授業の狙いである。

下記に掲げた論文集は暫定的なものであり、参加者の希望などにより、それ以外の論文を取り上げることもある。

【授業の到達目標】

民法（財産法）に関する論文を丁寧に読むことにより、正確に理解する力を高めるとともに、論文の書き方を学ぶ。また、最近の学説状況を把握し、提示された問題についての今後の展開を自ら考察する力を養う。

【成績評価】

レポート 60%：レポートにより評価を行う。

平常点評価 40%：授業への積極的・主体的な参加（報告、議論等）により評価する。

科目名	民法研究I（三枝）	担当教員氏名	三枝 健治		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、我が国の問題状況を意識しながら、国際的な各種の契約法原則に関する英語文献を読み進め、比較法研究を行う。取り扱うのは、国際物品売買契約条約（CISG）、ヨーロッパ契約法原則（PECL）、国際商事契約法原則（PICC）、共通参照枠草案DCFR等々であるが、本年はCISGを扱うことにしたい。具体的に読み進める文献は参加者の意向や問題関心を聞いたうえで決定する。

【授業の到達目標】

国際的な契約法原則に関する基本概念を習得することが授業の到達目標である。

【成績評価】

いわゆる総合判断により成績は評価する。

科目名	民法研究II（三枝）	担当教員氏名	三枝 健治		
副題		学期曜日時限	秋学期 水 1 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、我が国の問題状況を意識しながら英語文献を読み進め、アメリカ法を素材に比較法研究を行う。取り扱うのは、アメリカ契約法、不法行為法、家族法等であるが、本年は契約法を扱うことにしたい。具体的に読み進める文献は参加者の意向や問題関心を聞いたうえで決定する。アメリカ契約法が我が国の契約法にどのような示唆を与えうるものかを考えることも授業の目的の一つである。

【授業の到達目標】

アメリカ契約法に関する基本的な概念を習得することが授業の到達目標である。

【成績評価】

いわゆる総合判断により成績は評価する。

科目名	民法研究I（青木）	担当教員氏名	青木 則幸		
副題		学期曜日時限	春学期 月 5 時限	単位数	2

【授業概要】

わが国の判例研究を行う。扱う領域は民法に関する新着判例とし、特に分野を限定せず、広く検討を行う。

ただし、大学院法学研究科の授業であるので、参加してくれる院生からの報告を基礎に授業を進める予定である。そのため、特に参加者が少数である場合など、報告担当の負担を適度に保ったり効果的な検討を行うために必要と認められる場合には、他の研究室と合同で授業を行うこともありうる。また、参加者の研究のために必要である場合には、適宜研究報告とその研究を行うこともある。

以上の特徴から、授業の進め方の詳細は、初回のガイダンスで、参加者と相談の上決定する。

【授業の到達目標】

民法解釈論の基礎となる判例の分析技術を培い、潜みうる問題点を見抜く視点を身に着けることを目標とする。

【成績評価】

出席、発言、その他関連する研究活動への参加状況によって判断する。

【備考・関連URL】

上記のとおり、この授業では、初回のガイダンス時に参加者の要望をきいたうえで、フレキシブルに授業を運営していく予定である。参加希望者は、必ず初回の授業に出席されたい。（参加希望者で、やむを得ぬ理由があって初回に出席できない人は、必ず別途担当教員に連絡してもらいたい。）

科目名	民法研究II（青木）	担当教員氏名	青木 則幸		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 5 時限	単位数	2

【授業概要】

わが国の判例研究を行う。扱う領域は民法に関する新着判例とし、特に分野を限定せず、広く検討を行う。

ただし、大学院法学研究科の授業であるので、参加してくれる院生からの報告を基礎に授業を進める予定である。そのため、特に参加者が少数である場合など、報告担当の負担を適度に保ったり効果的な検討を行うために必要と認められる場合には、他の研究室と合同で授業を行うこともありうる。また、参加者の研究のために必要である場合には、適宜研究報告とその研究を行うこともある。

以上の特徴から、授業の進め方の詳細は、初回のガイダンスで、参加者と相談の上決定する。

【授業の到達目標】

民法解釈論の基礎となる判例の分析技術を培い、潜みうる問題点を見抜く視点を身に着けることを目標とする。

【成績評価】

出席、発言、その他関連する研究活動への参加状況によって判断する。

【備考・関連URL】

上記のとおり、この授業では、初回のガイダンス時に参加者の要望をきいたうえで、フレキシブルに授業を運営していく予定である。参加希望者は、必ず初回の授業に出席されたい。（参加希望者で、やむを得ぬ理由があって初回に出席できない人は、必ず別途担当教員に連絡してもらいたい。）

科目名	民法研究I（山口）	担当教員氏名	山口 斉昭		
副題	（医療安全・医療政策・医療事故法を含む）	学期曜日時限	春学期 月4時限	単位数	2

【授業概要】

民法プロパーの問題のほか、医療事故にかかわる損害賠償・補償法、医療政策や医療安全に関わる各種制度についての検討を行う。受講者からの報告と全員での議論を中心とするため、意欲のある者の参加を望む。

【授業の到達目標】

調査した事柄に基づき、自ら考え、それを適切かつわかりやすく伝えることができる能力を身につけることを目標とする。

【成績評価】

出席、授業内の報告・議論内容、取り組み方による。

科目名	民法研究II（山口）	担当教員氏名	山口 斉昭		
副題	（医療安全・医療政策・医療事故法を含む）	学期曜日時限	秋学期 月4時限	単位数	2

【授業概要】

民法プロパーの問題のほか、医療事故にかかわる損害賠償・補償法、医療安全や医療政策に関わる各種制度についての検討を行う。受講者からの報告と全員での議論を中心とするため、意欲のある者の参加を望む。

【授業の到達目標】

授業の到達目標 調査した事柄に基づき、自ら考え、それを適切かつわかりやすく伝えることができる能力を身につけることを目標とする。

【成績評価】

出席、授業内の報告・議論内容、取り組み方による。

科目名	民法研究I（大場）	担当教員氏名	大場 浩之		
副題		学期曜日時限	春学期 火3時限	単位数	2

【授業概要】

民法に関するドイツ語文献を講読することを通じて、民法上の諸問題について、日本法とドイツ法を比較しながら理解を深めていくことを目的とする。

【授業の到達目標】

扱う文献については、参加者と相談の上、決定する。教員からの一方的な講義形式ではなく、学生の報告が前提となる形式であることを認識した上で、受講してほしい。

【成績評価】

報告の内容や議論への参加状況など、平常点で評価する。

科目名	民法研究II（大場）	担当教員氏名	大場 浩之		
副題		学期曜日時限	秋学期 火3時限	単位数	2

【授業概要】

民法に関するドイツ語文献を講読することを通じて、民法上の諸問題について、日本法とドイツ法を比較しながら理解を深めていくことを目的とする。

【授業の到達目標】

扱う文献については、参加者と相談の上、決定する。教員からの一方的な講義形式ではなく、学生の報告が前提となる形式であることを認識した上で、受講してほしい。

【成績評価】

報告の内容や議論への参加状況など、平常点で評価する。

科目名	民法研究I（磯村）	担当教員氏名	磯村 保
副題		学期曜日時限	春学期 月 5 時限
		単位数	2

【授業概要】

2017年度秋学期に続き、ドイツ不当利得法の事例研究を通じて、ドイツ不当利得法と日本不当利得法を対比して検討する。テキストとして、Grigoleit/ Auer, Schuldrecht III Bereicherungsrecht 2. Aufl. を用いる。
ただし、新しい履修者がいる場合には、内容を変更することがある。

【授業の到達目標】

ドイツ法の専門的な文献を読解する能力を身につけること、ドイツと日本の民法全体の体系の相違や不当利得法の異同を理解することにより、ドイツ民法を比較法研究の対象として研究を遂行するための基礎的能力を身につけることを目標とする。

【成績評価】

毎回の報告と質疑応答を評価する。

【備考・関連URL】

事前に決められた担当部分について報告を担当することになる。ドイツ語の一定の能力があることが望ましいが、これからドイツ語を専門的に学びたいという意欲ある大学院生も歓迎する。また、原則として、報告を担当する部分の一部を音読し、ドイツ語の発音の練習も行う。

科目名	民法研究I（白石）	担当教員氏名	白石 大
副題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限
		単位数	2

【授業概要】

当科目では、主に銀行取引において用いられる各種の法制度、とりわけ担保制度について、それぞれの法的諸問題を学んでいく。担当教員の銀行での勤務経験に照らし、実務上多用されている（あるいは今後利用が期待されている）重要度の高い法制度に焦点を当てることとする。なお、当科目では銀行法などの業法規制については取り扱わないので留意されたい。

当科目は次の3点に意を用いた講義を行う予定である。

- ①担保がその真価を発揮するのは債務者の財産状況が悪化した局面であり、執行（実行）・倒産時における取扱いがきわめて重要な意味をもつ。そこで当科目では、民法のみならず民事執行・保全法や倒産法（破産法・民事再生法・会社更生法）をも視野に入れ、担保がそれぞれの局面においてどのように取り扱われるかを横断的に検討する。
- ②金融法・担保法は実務的な色彩が強い法分野であり、現在の金融法務においてどのような問題が生起しているかを知ることが重要である。そこで当科目では、金融法務系の法律雑誌（金融法務事情、NBL等）に掲載される実務家・研究者の論文等を通じて、最新の法的問題の所在を確認し、それらについての理論的考察を試みる。
- ③2017年に成就した債権法改正は2020年に施行される運びであり、これは金融法・担保法の分野にも少なからぬ影響を及ぼすことになると思われる。また、改正に向けて行われてきた議論は、現行法の諸問題を照らし出すものでもある。そこで当科目では、法制審議会の議事録等をフォローすることを通じて、金融法・担保法の現在・未来についての理解を深める。

【授業の到達目標】

各種の金融法・担保法制度について、それらが現実にもどのように機能するかを法横断的に理解するとともに、現在の法制における理論的・実務的課題についての考察を深めることを目標とする。

【成績評価】

レポート: 30% 期末に、金融法・担保法に関する最高裁判例を分析するレポートを課し、①執行・倒産法制との関係、②金融実務との関係、③債権法改正との関係などを踏まえた検討ができるかを評価する。

平常点評価: 70% 平常の授業における参加状況（発言、質問）を評価する。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

当科目では執行法・倒産法を相当程度取り扱う予定であり、これらについての基礎的知識をあらかじめ有していることが求められる（倒産法を全く学習したことがない者は、受講前に参考文献③の13～206頁を通読しておくこと）。

科目名	民法研究II（白石）	担当教員氏名	白石 大		
副題		学期曜日時限	秋学期 月4時限	単位数	2

【授業概要】

わが国では2017年に「民法の一部を改正する法律」が可決・成立し、いわゆる債権法改正が成就したが、フランスでもこれにわずかに先立つ2016年に債務法改正が実現している。ほぼ同時期に同分野について行われたこれら日仏の法改正を比較検討することは、わが国の改正法をより深く理解するうえで有益であるとともに、法研学生にとっては研究テーマの発掘にも資するものと思われる。そこで当科目では、2016年フランス債務法改正に関する文献の翻訳・報告を行う。

受講生に担当を割り当てて報告してもらう形式を採る予定であるが、どの部分についての翻訳・報告を担当するかについては受講生の希望に沿って決定することにしたい。また、受講生の様子を見て、翻訳にとどまらずフランス法の調査・報告もしてもらう可能性がある。

【授業の到達目標】

2016年フランス債務法改正に関する文献の翻訳・報告を通じ、債権法（債務法）分野の改正についての比較法的理解・考察を深める。あわせて、比較法研究に求められるフランス語の読解能力の向上を目指す。

【成績評価】

平常点 100% 平常の授業における参加状況（報告・発言・質問）を評価する。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

受講生には、事前にフランス語の文献を読み、これを翻訳して報告することを求める予定である。そのため、一定のフランス語能力があることが望ましいが、これからフランス語を学ぼうという意欲のある学生の履修を妨げない。

科目名	民法研究I（橋本）	担当教員氏名	橋本 有生		
副題		学期曜日時限	春学期 火3時限	単位数	2

【授業概要】

家族法や成年後見法をめぐる諸問題のうち、参加者が関心を有するテーマを選び、報告をしていただきます。授業の後半は、報告者の発表をもとに、参加者全員で討議をします。

【授業の到達目標】

発表準備および他の参加者との討議を通じて、授業で取り上げられたテーマに関する理解を深める。

【成績評価】

平常点 100% 報告の内容、討論での発言の有無、受講態度等を総合的に評価します。積極的に議論に参加する学生を高く評価します。

科目名	民法研究II（橋本）	担当教員氏名	橋本 有生		
副題		学期曜日時限	秋学期 火3時限	単位数	2

【授業概要】

前期に引き続き、家族法や成年後見法をめぐる諸問題のうち、参加者が関心を有するテーマを選び、報告をしていただきます。授業の後半は、報告者の発表をもとに、参加者全員で討議をします。

【授業の到達目標】

発表準備および他の参加者との討議を通じて、授業で取り上げられたテーマに関する理解を深める。

【成績評価】

平常点 100% 報告の内容、討論での発言の有無、受講態度等を総合的に評価します。積極的に議論に参加する学生を高く評価します。

科目名	商法研究I（上村）	担当教員氏名	上村 達男		
副題	株式会社法と資本市場法の交錯	学期曜日時限	春学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

公開株式会社法の理論研究と併せて会社法・金融商品取引法の解釈問題等を研究する。

公開株式会社とは、証券市場で株式を公開している株式会社であり、公開株式会社法理とは、株式会社法に内在しているマーケットの論理を自覚的に理論の枠組みに取り込むと同時に、現に証券市場を有する前の静態論と、現に証券市場を有した後の動態論の両面を十分に意識したものとなる。その際、各国の企業社会の規範意識、市場とデモクラシーとの関係等にも留意する。その他、最新の判例、注目すべき論文を取り上げて検討する。OBが多数参加しており、最新の問題意識に触れることができる。

【授業の到達目標】

研究者として独り立ちできる基本的な素養、考える力の涵養を目的とする。博士論文執筆の基礎となりうるような研究テーマの発見を目指す。そのために必要なスキルを磨く。

【成績評価】

出席状況、発言、報告等を総合的に勘案して評価する。

【備考・関連URL】

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/>

科目名	商法研究II（上村）	担当教員氏名	上村 達男		
副題	株式会社法と資本市場法の交錯	学期曜日時限	秋学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

公開株式会社法の理論研究と併せて会社法・金融商品取引法の解釈問題等を研究する。

公開株式会社とは、証券市場で株式を公開している株式会社であり、公開株式会社法理とは、株式会社法に内在しているマーケットの論理を自覚的に理論の枠組みに取り込むと同時に、現に証券市場を有する前の静態論と、現に証券市場を有した後の動態論の両面を十分に意識したものとなる。その際には、各国の企業社会が有する規範意識、歴史、市場の論理とデモクラシーとの関係等に留意する。最新判例、最新論文、立法動向等も取り上げる。

【授業の到達目標】

研究者として独り立ちできる基本的な素養、考える力の涵養を目的とする。博士論文執筆の基礎となりうるような研究テーマの発見を目指す。そのために必要なスキルを磨く。

【成績評価】

日常の出席状況、発言、報告等を総合的に評価する。

【備考・関連URL】

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/>

科目名	商法研究I（尾崎）	担当教員氏名	尾崎 安央		
副題		学期曜日時限	春学期 木 3 時限	単位数	2

【授業概要】

研究者養成を目的とした授業内容とします。今年度の春学期は、次期会社法改正の内容を検討する予定にしています。もとより、これは「予定」にすぎませんので、受講者にそれ以外に希望があれば、おっしゃっていただきたいと思います。研究者養成という趣旨において、柔軟に対応します。

【授業の到達目標】

原則として、修士課程1年生を対象とした講義科目ですが、博士後期課程の学生も参加することを想定しています。学位取得のための基礎的な力をつけることが目標です。

【成績評価】

授業態度や出席などを総合的に判断し、成績評価します。

科目名	商法研究II（尾崎）	担当教員氏名	尾崎 安央		
副題		学期曜日時限	秋学期 木 3 時限	単位数	2

【授業概要】

研究者養成を目的とした授業内容とします。秋学期は、1年生の場合も博士論文あるいは修士論文に向けた準備が始まる時期でしょうから、春学期とは違った内容にしていきたいと思います。具体的な授業内容は、第1回目に、各受講者の希望を聞き決定したいと思います。

【授業の到達目標】

将来研究者となろうとする者として有すべき基礎的な素養を身につけることを目標とします。

【成績評価】

授業態度や出席などを総合的に判断し、成績評価します。

科目名	商法研究I（箱井）	担当教員氏名	箱井 崇史		
副題		学期曜日時限	春学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

この講義では、国際海上物品運送法の全体に関する講義をベースとしながら、各テーマについて受講生とのディスカッションを行い、同法に関する深い理解を目指します。

教室では、個々の問題の実務的な背景や、同法の基礎となる条約との比較などに触れつつ、それぞれの問題をできる限り立体的にとらえることに努めます。

【授業の到達目標】

国際海上物品運送法の全体について体系的な理解を深めること。講義、報告、ディスカッションを通じて、受講者の年次に応じた論文作成スキルを習得すること。具体的には、内外の文献読解力、資料の収集・整理、法的問題の論理的な把握・理解・構成およびアウトプットについて、修士1年および2年の学年に応じたスキルを身につけることである。

【成績評価】

すべて平常点による。教室での発表・発言のみならず、講義に参加するために必要な準備がなされているかについても評価対象とする。

科目名	商法研究II（箱井）	担当教員氏名	箱井 崇史		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

前期講義の履修を前提として、裁判例を中心とした各論的研究を継続します。さらに、近時発表されたわが国の論文の検討など、重要問題に関する研究を深めていきたいと思います。

【授業の到達目標】

講義、報告、ディスカッションを通じて、受講者の年次に応じた論文作成スキルを習得すること。具体的には、内外の文献読解力、資料の収集・整理、法的問題の論理的な把握・理解・構成およびアウトプットについて、修士1年および2年の学年に応じたスキルを身につけることである。

【成績評価】

すべて平常点による。教室での発表・発言のみならず、講義に参加するために必要な準備がなされているかについても評価対象とする。

科目名	商法研究I（鳥山）	担当教員氏名	鳥山 恭一		
副題		学期曜日時限	春学期 月 3 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の商法・企業法に関する最近の裁判例の検討と、受講者の研究発表を行なうことを通して、受講者の研究能力の向上をはかることを目標にする。

【授業の到達目標】

上に述べたように、日本の商法・企業法に関する最近の裁判例の検討と、受講者の研究発表を行なうことを通して、受講者の解釈論を展開させる能力と研究能力の向上をはかることを目標にする。

【成績評価】

報告と議論により評価します。

科目名	商法研究II（鳥山）	担当教員氏名	鳥山 恭一		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 3 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の商法・企業法に関する最近の裁判例の検討と、受講者の研究発表を行なうことを通して、受講者の研究能力の向上をはかることを目標にする。

【授業の到達目標】

上に述べたように、日本の商法・企業法に関する最近の裁判例の検討と、受講者の研究発表を行なうことを通して、受講者の解釈論を展開させる能力と研究能力の向上をはかることを目標にする。

【成績評価】

報告と議論により評価します。

科目名	商法研究I（大塚）	担当教員氏名	大塚 英明		
副題	会社法の「資料読解」	学期曜日時限	春学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

皆さんは、大学院の修士課程で1年生はこれから、あるいは2年生はさらに商法・会社法の研究を行い、最初のステップとして修士論文を書き上げなければなりません。この研究および成果発表の過程でもっとも重要なことは、偉大な研究者たちがこれまで積み上げてきた成果を十分に理解することです。単なる思いつきで持論を展開するだけでは、どうしても皮相的な成果しかあげることができなくなってしまいます。それに、皆さんが研究過程で思いつくようなことは、およそ過去の研究者たちが言い尽くしてきた内容であることがほとんどです。したがって、自らの研究テーマとその到達点を細部まで「独善的に」設計してしまう前に、先達の業績を読み込むことはとても重要な前提作業となります。この授業では、資料の「読み込み方」を練習しようと思います。まさに「眼光紙背に徹する」まで、するどく資料を読み解かなければ、自からの研究成果を磨き上げることができません。

なお、春学期の商法研究Ⅰと秋学期の商法研究Ⅱを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません（いずれかが他方の前提となるわけではありません）。春学期にはコーポレート・ガバナンス、秋学期にはコーポレート・ファイナンスと、テーマ群を二つに分けて扱おうと思っています。

【授業の到達目標】

会社法の資料をどのように読みこなすか

【成績評価】

テーマを担当したことを前提とします。担当しない方は採点することができません。

科目名	商法研究II（大塚）	担当教員氏名	大塚 英明		
副題	会社法の「資料読解」	学期曜日時限	秋学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

皆さんは、大学院の修士課程で1年生はこれから、あるいは2年生はさらに商法・会社法の研究を行い、最初のステップとして修士論文を書き上げなければなりません。この研究および成果発表の過程でもっとも重要なことは、偉大な研究者たちがこれまで積み上げてきた成果を十分に理解することです。単なる思いつきで持論を展開するだけでは、どうしても皮相的な成果しかあげることができなくなってしまいます。それに、皆さんが研究過程で思いつくようなことは、およそ過去の研究者たちが言い尽くしてきた内容であることがほとんどです。したがって、自らの研究テーマとその到達点を細部まで「独善的に」設計してしまう前に、先達の業績を読み込むことはとても重要な前提作業となります。この授業では、資料の「読み込み方」を練習しようと思います。まさに「眼光紙背に徹する」まで、するどく資料を読み解かなければ、自からの研究成果を磨き上げることができません。

なお、春学期の商法研究Ⅰと秋学期の商法研究Ⅱを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません（いずれかが他方の前提となるわけではありません）。春学期にはコーポレート・ガバナンス、秋学期にはコーポレート・ファイナンスと、テーマ群を二つに分けて扱おうと思っています。

【授業の到達目標】

会社法の資料をどのように読みこなすか

【成績評価】

テーマを担当したことを前提とします。担当しない方は採点することができません。

科目名	商法研究I（黒沼）	担当教員氏名	黒沼 悦郎		
副題	会社法研究	学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

会社法コンメンタールを用いて、会社法の主要な条文について担当者に報告してもらい、それを基に討論する。

【授業の到達目標】

会社法の条文の読み方、解釈の仕方を身に付け、判例・学説の状況を知り、自らの意見を会社法の解釈論・立法論として展開できる力を養う。

【成績評価】

授業中の報告、質疑応答を総合的に評価する。

科目名	商法研究II（黒沼）	担当教員氏名	黒沼 悦郎		
副題	会社法・証券法論文研究	学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

会社法・証券法の日本語論文または英語論文を担当者を決めて報告してもらい、それを基に全員で討論する。

【授業の到達目標】

会社法・証券法の論点について理解を深めるとともに、論文作成のための研究手法を身に着ける。

【成績評価】

授業中の報告、質疑応答を総合的に評価する。

科目名	商法研究I（福島）	担当教員氏名	福島 洋尚		
副題	閉鎖会社法制の研究	学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の会社法における閉鎖会社法制を検討対象とする。商法研究 I では、合名会社、合資会社、合同会社を対象とした。受講生の希望にもよるが、最初のうちは、これらについての基本文献を読み解くこととし、争点や紛争例を取り上げていきたいと考えている。

【授業の到達目標】

閉鎖会社法制の基礎的知識を修得することを到達目標とする。

【成績評価】

授業に対する取り組みや授業中の質問への回答、発言等を評価する。

科目名	商法研究II（福島）	担当教員氏名	福島 洋尚		
副題	閉鎖会社法制の研究	学期曜日時限	秋学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

日本の会社法における閉鎖会社法制を検討対象とする。商法研究 II では、特例有限会社を対象としたい。受講生の希望にもよるが、最初のうちは、これらについての基本文献を読み解くこととし、争点や紛争例を取り上げていきたいと考えている。

【授業の到達目標】

閉鎖会社法制の基礎的知識を修得することを到達目標とする。

【成績評価】

授業に対する取り組みや授業中の質問への回答、発言等を評価する。

科目名	商法研究I（岩原）	担当教員氏名	岩原 紳作		
副 題		学期曜日時限	春学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

テキストを予め予習して、その内容やその中の設問につき、全員で討論を行う。また可能であれば、関連する文献を全員で講読し、それについて論じたい。

【授業の到達目標】

金融規制の在り方についての基本的理論を学び、それを参考に、わが国における金融規制改革に向けた理論的な問題を検討する。

【成績評価】

授業中の質疑・討論等の平常点により評価する。

科目名	商法研究II（岩原）	担当教員氏名	岩原 紳作		
副 題		学期曜日時限	秋学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

テキストを予め予習して、その内容やその中の設問につき、全員で討論を行う。また可能であれば、関連する文献を全員で講読し、それについて論じたい。

【授業の到達目標】

アメリカの金融規制に関する法的諸問題、及びそれに関連する諸問題につき概観し、それらに関する基礎的な知識を得るとともに、わが国の金融規制改革に向けた理論的な問題を検討する。

【成績評価】

授業中の質疑・討論等の平常点により評価する。

科目名	民事訴訟法研究I（勅使川原）	担当教員氏名	勅使川原 和彦		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

判例雑誌等で公開された民事訴訟法関係の最新判例のレビューを行ないます。国際民事訴訟法も含みます。

参加者の属性により、関連する法領域の裁判例も扱うようにします。

【授業の到達目標】

数多くの裁判例に接して、最終的に、民事手続法の裁判例のポイントを、初見で読み取れるようになる、ようにするのが目標です。

【成績評価】

レビュー報告・発表の内容を評価します。

科目名	民事訴訟法研究II（勅使川原）	担当教員氏名	勅使川原 和彦		
副 題		学期曜日時限	秋学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

判例雑誌等で公開された民事訴訟法関係の最新判例のレビューを行ないます。国際民事訴訟法も含みます。

参加者の属性により、関連する法領域の裁判例も扱うようにします。

【授業の到達目標】

数多くの裁判例に接して、最終的に、民事手続法の裁判例のポイントを、初見で読み取れるようになる、ようにするのが目標です。

【成績評価】

レビュー報告の発表内容を評価します。

科目名	民事訴訟法研究I（高田）	担当教員氏名	高田 昌宏		
副 題	民事訴訟法の現状と課題	学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟法（主として判決手続に関する部分）の規律について、長年にわたり解釈・運用をめぐって判例・学説が蓄積されてきた問題と新しく判例・学説の展開の見られる問題を取り上げ、当該問題に関連する判例・文献の検討を通じて、民事訴訟法の理解を目指します。第1回目の授業の際に、受講者のそれぞれが担当するテーマを決定し、第2回目以降は、担当者の報告および受講者全員による検討という形で授業を進める予定です。

【授業の到達目標】

授業を通じて、民事訴訟法の理解を深めるとともに、わが国の民事訴訟法の置かれた現状と課題を把握することを目標とします。また、あわせて民事訴訟法を素材として法学研究の方法(文献の調査・収集の方法、論述の仕方など)を修得することも目標とします。

【成績評価】

報告内容、授業での質疑応答、議論への参加状況などを考慮して評価する。

科目名	民事訴訟法研究II（高田）	担当教員氏名	高田 昌宏		
副 題	民事訴訟法の現状と課題	学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟法（主として判決手続に関する部分）の規律について、長年にわたり解釈・運用をめぐって判例・学説が蓄積されてきた問題と新しく判例・学説の展開の見られる問題を取り上げ、当該問題に関連する判例・文献の検討を通じて、民事訴訟法の理解を目指します。第1回目の授業の際に、受講者のそれぞれが担当するテーマを決定し、第2回目以降は、担当者の報告および受講者全員による検討という形で授業を進める予定です。

【授業の到達目標】

授業を通じて、民事訴訟法の理解を深めるとともに、わが国の民事訴訟法の置かれた現状と課題を把握することを目標とします。また、あわせて民事訴訟法を素材として法学研究の方法(文献の調査・収集の方法、論述の仕方など)を修得することも目標とします。

【成績評価】

報告内容、授業での質疑応答、議論への参加状況などを考慮して評価する。

科目名	民事訴訟法研究I（松村）	担当教員氏名	松村 和徳		
副 題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟法に関する最新判例及び現在問題の検討・研究を行います。受講者の中から毎回担当者を決め、研究報告をしてもらい、それに基づき報告について全員で議論する方式で授業は実施します。

【授業の到達目標】

民事訴訟法に関する最新判例及び現在問題の検討・研究を行います。裁判例の検討を通して、判例の基本的思考方法、学説との関係等について理解を深めることを目的とします。判例については、事前に配付します。なお、最新の重要判例及び現在問題を題材とする予定ですので、下記の授業計画に挙げたテーマの変更もありえます。なお、取り扱う判例については、受講者の意見も考慮して決めていきます。受講者の中から毎回担当者を決め、研究報告をしてもらい、それに基づき報告について全員で議論する方式で授業は実施します。授業評価はその報告、質疑応答、及び議論に基づき行います。

なお、受講者の希望によりドイツ民事手続法の文献講読も可能です。

【成績評価】

平常点により、とくに報告、質疑応答、及び議論などにより評価します。

科目名	民事訴訟法研究II（松村）	担当教員氏名	松村 和徳		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟手続上の諸問題について検討・研究します。本授業では、民事手続法実務において生じている現在問題について検討していきますが、その分野は判決手続だけではなく、執行、保全、倒産も含んで行います。本授業では、こうした認識に基づき、裁判実務で生じている民事訴訟手続上の諸問題の中からいくつかをピックアップして、論点毎に検討・研究することを目的とします。そのうえで、民事裁判手続の個々の相違を意識することで民事訴訟法上の基礎理論を深めることをめざしていきます。

【授業の到達目標】

本授業では、民事手続法実務において生じている現在問題について手続上の特色を理解し、民事訴訟法の基本理論からみてその問題点の抽出とその検討を中心的目標とします。これらの作業を通じて、執行、保全、倒産等の個々の手続上の構造と特色に関する理解を確固たるものとし、同時に民事訴訟法の基本理論についての考察を深めることを目標とします。そして、この授業を通じて、民事手続法全体についての実践的考察ができるようになることを到達目標とします。

【成績評価】

平常点により、とくに質疑応答などにより評価します。

科目名	民事訴訟法研究I（菅原）	担当教員氏名	菅原 郁夫		
副題		学期曜日時限	春学期 水 1 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟の機能考察に深く関わる、手続的公正の社会心理学研究の概要を紹介し、そこでの知見が民事訴訟法の解釈運用にどのように関わりうるのかを検討する。受講者の希望によっては、原著（英文）の輪読も行う。

【授業の到達目標】

民事訴訟制度を実証的な視点から分析し、隣接諸科学の知見をもとに民事訴訟のあり方を考える視点を身につける。

【成績評価】

レポート50%、授業への貢献度30%、演習での参加状況20%

科目名	民事訴訟法研究II（菅原）	担当教員氏名	菅原 郁夫		
副題		学期曜日時限	秋学期 金 2 時限	単位数	2

【授業概要】

近時に行われた民事訴訟およびその周辺制度に関する実証研究をもとに、民事訴訟法の解釈や運用についての示唆を検討する。

【授業の到達目標】

実証的な視点から民事訴訟の機能を把握し、分析する視点を身につけると同時に、そういった視点に基づき、解釈論や運用論を展開する能力を身につける。

【成績評価】

レポート50%、授業への貢献度30%、演習での参加状況20%

科目名	民事訴訟法研究I（本間）	担当教員氏名	本間 靖規		
副題		学期曜日時限	春学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟法の重要問題に関する判例と文献を研究する。そのさい、受講生の研究テーマや出身国にもよるが欧米やアジア各国の比較法的な見地も取り入れて多角的な研究をすることを心がける。

【授業の到達目標】

民事訴訟法の理解が進み、日本の手続法上の諸問題を比較法的に位置づけることができる。

【成績評価】

授業への貢献度、報告内容等で評価します。

科目名	民事訴訟法研究II（本間）	担当教員氏名	本間 靖規		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

民事訴訟法の重要問題に関する判例と文献を研究する。そのさい、受講生の研究テーマや出身国にもよるが欧米やアジア各国の比較法的な見地も取り入れて多角的な研究をすることを心がける。前期の続きではなく、仕切り直して受講生の顔ぶれなどを見ながら具体的な進行を考える。

【授業の到達目標】

民事訴訟法の理解が進み、日本の手続法上の諸問題を比較法的に位置づけることができる。

【成績評価】

授業への貢献度、報告内容等で評価します。

科目名	倒産処理法研究I（加藤）	担当教員氏名	加藤 哲夫		
副 題	日米倒産法の比較	学期曜日時限	春学期 火 3 時限	単位数	2

【授業概要】

債務者が経済的に破綻した場合その法的処理を行なうための制度として、破産手続、特別清算手続、会社更生手続、再生手続があります。今日これらの諸手続を一つのカテゴリーに総称して倒産処理法（あるいは倒産法）というのが一般的です。この名称は、これら諸手続の機能面、手続構造面の相互関係を多分に意識したものといえます。

そこで、この講義では、これまで行ってきましたアメリカ連邦倒産法及び手続規則の条文の試訳(比較法学連載中)を用いて、アメリカ倒産処理法制(Insolvency)の基本構造を理解しながら、日本の倒産処理法制の基本構造との対比を行います。

【授業の到達目標】

春学期では、これまでに比較法学に連載して公表してきた米国連邦倒産手続規則を資料として、これを掘り下げて米国倒産法の構造を日本法との比較で理解するとともに、このことを通じて、アメリカ法文献及び判例の決まりごと、資料検索の手法、英米法律用語の理解をも図ります。

なお、授業における成果は、「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則・試訳」(資料)として、比較法研究所「比較法学」に2015年度より連載・公表しています。

【成績評価】

担当部分の訳出、質疑応答への参加への度合いなどによる。

【備考・関連URL】

意欲ある学生諸君の参加を望みます。

科目名	倒産処理法研究II（加藤）	担当教員氏名	加藤 哲夫		
副 題	日米倒産法の比較	学期曜日時限	秋学期 火 3 時限	単位数	2

【授業概要】

債務者が経済的に破綻した場合その法的処理を行なうための制度として、破産手続、特別清算手続、会社更生手続、再生手続があります。今日これらの諸手続を一つのカテゴリーに総称して倒産処理法（あるいは倒産法）というのが一般的です。この名称は、これら諸手続の機能面、手続構造面の相互関係を多分に意識したものといえます。

そこで、この講義では、春学期の成果を踏まえて、アメリカ連邦倒産法及び手続規則の条文の試訳(比較法学連載中)を用いて、アメリカ倒産処理法制(Insolvency)の基本構造を理解しながら、日本の倒産処理法制の基本構造との対比を行います。

【授業の到達目標】

秋学期については、これまでに比較法学にて公表した米国連邦倒産手続規則・試訳と連邦倒産法の読解を通して、米国倒産法の構造、とりわけアメリカの民事訴訟手続を理解するとともに、アメリカ法文献及び判例の決まりごと、資料検索の手法、英米法律用語の理解をも図ります。

2017年度は、民事訴訟手続規則の連邦倒産法が定める手続への準用に関する規定(第8編・8000条台)の読解を通じて、米国の民事訴訟手続と日本の民事訴訟との比較を掘り下げて行なう予定です。

ちなみに、授業における成果は、「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則試訳」(資料)として、比較法研究所「比較法学」に2015年度刊行分より連載・公表しています。

【成績評価】

担当部分の訳出、質疑応答への参加への度合いなどによる。

【備考・関連URL】

意欲ある学生諸君の参加を望みます。

科目名	倒産処理法研究I（山本）	担当教員氏名	山本 研			
副 題	倒産法最新判例研究	学期曜日時限	春学期	金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

倒産法および関連する民事法分野における重要問題や比較的新しい判例を取り上げ、検討します。
授業は報告担当者を割り当て、報告にもとづき討論をする形で進めます。

【授業の到達目標】

倒産手続についての基本的知識の習得と、判例分析・研究報告の手法を身につけることを目標とする。

【成績評価】

授業における報告内容、および、議論の状況にもとづき評価する。

科目名	倒産処理法研究II（山本）	担当教員氏名	山本 研			
副 題	倒産法最新判例研究	学期曜日時限	秋学期	金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

倒産処理法研究 I に引きつづき、倒産法および関連する民事法分野における重要問題や比較的新しい判例を取り上げ、検討します。
授業は報告担当者を割り当て、報告にもとづき討論をする形で進めます。

【授業の到達目標】

倒産法を中心とする民事手続法についての基本的知識の習得と、判例分析・研究報告の手法を身につけることを目標とする。

【成績評価】

授業における報告内容、および、議論の状況にもとづき評価する。

科目名	社会保障法研究I（菊池）	担当教員氏名	菊池 馨実			
副 題		学期曜日時限	春学期	水 7 時限	単位数	2

【授業概要】

社会保障に直接あるいは間接に関連する文献講読を行う。英語文献も取り上げる予定である。演習形式で行い、参加者には最低 1 回の報告義務が課される。修士論文・博士論文執筆への論文指導も随時行う。

【授業の到達目標】

論文指導と並んで、社会保障・社会福祉の法的諸問題を考えるにあたっての素養を習得することを目指している。

【成績評価】

平常点のみで評価する。

【備考・関連URL】

連続して開講される社会保障法理論研究と一体的に授業を組み立てているので（たとえば、招聘講師をお迎えする際には、連続して講義を行うことがあり、論文指導も2コマ続きで行うことがある）、単位取得を目指す場合、原則として社会保障法理論研究との連続受講を履修要件とする。

科目名	社会保障法研究II（菊池）	担当教員氏名	菊池 馨実			
副 題		学期曜日時限	秋学期	水 6 時限	単位数	2

【授業概要】

春学期に引き続き、文献講読と論文指導を行う。演習形式で行い、参加者には最低 1 回の報告義務が課される。

【授業の到達目標】

論文指導と並んで、社会保障・社会福祉の法的諸問題を考えるにあたっての基礎的素養を習得することを目指している。

【成績評価】

平常点のみで評価する。

科目名	労働法研究I（島田）	担当教員氏名	島田 陽一		
副題		学期曜日時限	春学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

過去の主要な判例と最新判例の研究を行う。毎回、各自が担当する裁判例について研究報告をし、それに基づいて討論を行う。取り上げる裁判例は、最初の授業の際に決定する。

【授業の到達目標】

最新判例を素材として、労働法研究に不可欠な判例研究の基礎的な能力を身につけるとともに、判例を通じて、現在の労働関係における紛争の実相を把握する。

【成績評価】

担当する判例研究が水準に達しているか。授業において、十分に予習をし、ディスカッションに積極的に参加しているか。

科目名	労働法研究II（島田）	担当教員氏名	島田 陽一		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

過去の主要な判例と最新判例の研究を行う。毎回、各自が担当する裁判例について研究報告をし、それに基づいて討論を行う。取り上げる裁判例は、最初の授業の際に決定する。

【授業の到達目標】

判例研究の基本的能力を身につける。判例を通じて労働関係の実相を把握する。

【成績評価】

判例研究が水準に達しているか。十分に予習をし、ディスカッションに積極的に参加しているか。

科目名	労働法研究I（大木）	担当教員氏名	大木 正俊		
副題		学期曜日時限	春学期 月 7 時限	単位数	2

【授業概要】

最近の労働判例の分析・検討をおこなう。それを通じて、わが国における労働法の理論動向をつかむことも目的とする。

【授業の到達目標】

最新の労働判例の検討を通じて、労働法の体系的理解を獲得するとともに、自らの研究課題（テーマ）についての研究の遂行状況を定期的に点検することを通じて研究能力の獲得をめざす。

【成績評価】

平常点 100% 主体的な授業参加度により評価する

科目名	労働法研究II（大木）	担当教員氏名	大木 正俊		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 7 時限	単位数	2

【授業概要】

最近の労働判例の分析・検討をおこなう。それを通じて、わが国における労働法の理論動向をつかむことも目的とする。

【授業の到達目標】

最新の労働判例の検討を通じて、労働法の体系的理解を獲得するとともに、自らの研究課題（テーマ）についての研究の遂行状況を定期的に点検することを通じて研究能力の獲得をめざす。

【成績評価】

平常点 100% 主体的な授業参加度により評価する

科目名	労働法研究I（浅倉）	担当教員氏名	浅倉 むつ子		
副題		学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

本年度は、イギリスの2010年平等法の内容の検討を柱に、性差別、人種差別、性的指向差別、障害者差別など、雇用差別の法的規制方法について学ぶことにする。必要なかぎり日英比較をし、イギリスの過去の判例にもあたることがある。

【授業の到達目標】

雇用差別をめぐる法制度の概要を学びながら、日本とイギリスが直面している雇用差別問題について、理解を深めていく。専門的な内容であるため、労働法・差別禁止法の知識は必須である。

【成績評価】

90%：1 回ごとに担当者を決めて報告を求めるため、その報告内容および貢献度を評価する。

10%：出席状況を考慮する。

科目名	労働法研究II（浅倉）	担当教員氏名	浅倉 むつ子		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

イギリスとEUにおける、性差別、人種差別、性的指向差別、障害者差別、年齢差別など、雇用差別をめぐる判例を読むことにする。専門的な内容であるため、労働法の知識は必須である。

【授業の到達目標】

雇用差別をめぐる判例の到達点を理解する

【成績評価】

90%：1 回ごとに担当者を決めて報告を求めるため、その報告内容および貢献度を評価する。

10%：出席状況を考慮する。

科目名	労働法研究I（竹内）	担当教員氏名	竹内 寿		
副題		学期曜日時限	春学期 月 7 時限	単位数	2

【授業概要】

労働判例について報告者の報告を受け、皆で議論し、検討する。また、この作業を通じて、現在の日本における労働法の理論動向を捉える。

受講者はこの授業の前（6限）に開講される島田陽一教授の講義を併せて登録することが望まれる。

【授業の到達目標】

(1)過去及び最新の主要な労働判例の検討を通じて労働法の体系的理解を獲得するとともに、(2) 議論能力を含む労働法の研究能力の向上を図る。

【成績評価】

担当する判例報告の内容、及び、授業中の発言（授業への参加・貢献）に基づき評価する。

【備考・関連URL】

参加者は事前に判例及び関連文献を丹念に読み込むなどの準備が求められる。予習で理解できない事柄について、授業の中で共有し、共に理解を深める積極的な姿勢を期待する。なお、具体的な進め方は、参加者の人数・希望を踏まえて、適宜変更する可能性がある。

科目名	知的財産権法研究II（高林）	担当教員氏名	高林 龍		
副題		学期曜日時限	秋学期 木 6 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義では知的財産権法のうちで特許法を中心にし、意匠法、商標法や不正競争防止法なども付随的に扱う。著作権法については別の講義が用意されているので、原則的には範囲外とする。ただし授業には博士後期課程で知的財産権法を専修している院生も参加して議論に参加しているので、彼らが執筆中の博士論文が著作権関係である場合には、著作権の事案を扱う場合もある。また、修士課程の者も著作権をテーマとした修士論文の作成段階に至った場合には、著作権の事案を扱うことも認められる。

【授業の到達目標】

修士課程の院生として、知的財産法関係の修士論文を作成する前提として、問題点を抽出して、その論点について議論を通じて分析する能力を備えることができることを目標とする。

【成績評価】

学期末試験は行わない。各回の授業へ参加することを当然の前提として、授業時の発表や質疑応答の際の対応等を総合的に評価する。

科目名	知的財産権法研究I（上野）	担当教員氏名	上野 達弘		
副題	知的財産法学の諸問題	学期曜日時限	春学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

具体的な授業内容は、参加者の属性や要望に応じて柔軟に対応するが、さしあたり以下のような内容を含むものとする（関心があれば、ヨーロッパにおける外国文献の講読などもさらなる選択肢となり得る）。

第一に、知的財産法学に関する重要論文を検討して、学界における議論の最前線をフォローすることである。具体的には、最近の代表的な論文を精読してこれを批判的に検討する。そこでは、知的財産法学の総論ないし体系論をめぐる最近の議論も検討対象となろう。このような検討は、知的財産法を専攻する者にとって不可欠であることはもちろん、他分野を専攻する者にとっても何らかのインスピレーションを与えるものとなり得よう。

第二に、知的財産法に関する最新判例を検討して、知的財産訴訟の実務的動向をフォローする。知的財産法に関する裁判例は、下級審も含めて判決文が直ちに最高裁ウェブサイトに掲載されているため、本授業ではそうした最新判例をいち早く分析する。

第三に、参加者が自らの研究内容を報告し、これをもとに議論を行う。研究報告の機会を持つことは、担当者にとって研究の進展や整理を促すものであるとともに、議論を通じて、さらなる発見や分析の契機となり得るものである。

【授業の到達目標】

本授業は、上記のような内容を通じて、各参加者が、知的財産法学の諸問題をめぐる議論を幅広く学び、また各自の研究について互いに意見交換を行うことを通じて、全員の研究を深化させることを目標とする。

【成績評価】

報告内容（50%）および討論内容（50%）

科目名	環境法研究I（大塚）	担当教員氏名	大塚 直		
副題		学期曜日時限	春学期 水 6 時限	単位数	2

【授業概要】

環境法分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論する。日欧米の環境法比較を行うほか、裁判例についても大いに議論したい。

【授業の到達目標】

環境法に関する一般的理解をするとともに、現代的な課題に対する学界等の先端的な検討を理解し自己の見解を形成できるようにすることを目標とする。

【成績評価】

授業中の報告、質疑応答を中心として評価します。

科目名	環境法研究II（大塚）	担当教員氏名	大塚 直		
副題		学期曜日時限	秋学期 水 6 時限	単位数	2

【授業概要】

環境法分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論する。日欧米の環境法比較を行うほか、裁判例についても大いに議論したい。

【授業の到達目標】

環境法に関する一般的理解をするとともに、現代的な課題に対する学界等の先端的な検討を理解し自己の見解を形成できるようにすることを目標とする。

【成績評価】

授業中の報告、質疑応答を中心として評価します。

科目名	経済法研究I（土田）	担当教員氏名	土田 和博		
副 題		学期曜日時限	春学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

本年度前期は、経済法（独占禁止法、景品表示法、下請法など）上の諸問題について、履修者の興味のある問題を報告してもらうこととする。

経済法と関連する限り、修士論文、博士論文についての報告でもよいものとし、それに関連したアメリカ合衆国の連邦反トラスト法や欧州連合（EU）の競争法、さらにはアジアの独占禁止法上の問題をも取り上げることとしたい。より具体的には、開講時に示すこととする。

【授業の到達目標】

履修者が上記のような問題に関する論点を把握することができるようになること。

【成績評価】

報告内容と質疑応答への貢献で評価する。

科目名	経済法研究II（土田）	担当教員氏名	土田 和博		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 3 時限	単位数	2

【授業概要】

本年度後期も、経済法（独占禁止法、景品表示法、下請法など）上の諸問題について、履修者の興味のある問題を報告してもらうこととする。

経済法と関連する限り、修士論文、博士論文についての報告でもよいものとし、それに関連したアメリカ合衆国の連邦反トラスト法や欧州連合（EU）の競争法、さらにはアジアの独占禁止法上の問題をも取り上げることとしたい。より具体的には、開講時に示すこととする。

【授業の到達目標】

履修者が上記のような問題に関する論点を把握することができるようになること。

【成績評価】

報告内容と質疑応答への貢献で評価する。

科目名	経済法研究I（岡田）	担当教員氏名	岡田 外司博		
副 題	特許と反トラスト法に関する英語論文を読む	学期曜日時限	春学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

特許法と反トラスト法において「特許（権）の範囲」論がどのようにして形成されてきたか、特許権に関連する競争制限的行為に対して、本来、どのような形で判断がなされるべきかなどについて論じた、Herbert Hovenkamp教授の比較的新しい論文である、The Rule of Reason and The Scope of Patent, 52 San Diego Law Review 515 (2015)について、各自の担当部分を決めて和訳し、日本における知的財産権と独禁法の関係に関する議論の状況と比較する

【授業の到達目標】

特許法と反トラスト法をめぐるアメリカ法の最近の動向とそれをめぐる議論について理解を得ることを目標とする。

【成績評価】

平常点100% 割り当てた部分について丁寧に和訳をしているか、どの程度内容を理解した上で和訳を行っているかを見て評価する。

科目名	経済法研究II（岡田）	担当教員氏名	岡田 外司博		
副 題	反トラスト法の最近の重要論文を読む	学期曜日時限	秋学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

反トラスト法の最近の重要論文について、担当箇所を決めて翻訳し、その内容について整理して理解を深めるという形をとる。

【授業の到達目標】

アメリカの反トラスト法における最近の議論の方向を知り、そこから日本の独占禁止法の解釈についても示唆を得ることを目標とする。

【成績評価】

平常点100% 出席及び授業での報告、積極的な議論への参加の程度を総合考慮して評価する。

科目名	国際取引法研究I（須網）	担当教員氏名	須網 隆夫		
副題	－ E U法とグローバル法秩序－	学期曜日時限	春学期 金 2 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、いわゆる国際取引法ではなく、E U法を対象とすることに注意されたい。

2015年度は、前期は、E U法の構造・E U法の基本原則を概観して、ヨーロッパ法秩序の全体像の把握に努めた後に、E U法の立憲化を一つの契機として、グローバルな法現象について議論されている「グローバル立憲主義」の理論を検討し、その妥当性を検証した。E U司法裁判所と他の国際裁判所との管轄の抵触、基本的人権をめぐるE Uと国連との関係などが、具体的な素材であった。2016年度も、国内法からE U法を経て、国際法荷まで至るヨーロッパにおける法現象の全体的把握を試みた。2017年度は、イギリスのE U離脱を前提に、その背景となるE U法に生じている様々な事象を検討した。本年度は、EUの基本的価値に反する事態が生じている中東欧諸国の状況を検討しながら、EU法の性質を検討する予定である。もともと、例年、履修学生は少数であるので、履修学生と相談した上で、具体的な授業の進行を決定する。教員と問題意識を共有するヨーロッパ法、国際法、憲法に関心のある学生の参加を希望する。

【授業の到達目標】

E U法・加盟国法双方によって構成されるヨーロッパ法秩序の全体像を把握し、それを前提に、グローバルな法秩序を考察する視点を獲得する。

【成績評価】

受講者の報告・議論への参加により評価する。

【備考・関連URL】

中村民雄・須網隆夫編著『E U法基本判例集〔2版〕』（日本評論社・2010年）

科目名	国際取引法研究II（須網）	担当教員氏名	須網 隆夫		
副題	－ E U法の各論的課題－	学期曜日時限	秋学期 木 2 時限	単位数	2

【授業概要】

本科目は、いわゆる国際取引法ではなく、E U法を対象とする科目であることに注意されたい。

後期は、E U法の各論的課題を検討する予定である。E U法の範囲は、国家の政策分野にほぼ対応して、極めて広い。過去数年は、自由移動を始め、競争法、通商法、環境法、国際私法、社会法等の各分野を扱っている。

修士課程2年生以上の学生については、各人の論文準備に関連するテーマを対象として、論文作成に役立つように配慮する。

前期と同様に、ヨーロッパ法、国際法、憲法に関心のある学生の参加を希望する。

【授業の到達目標】

E U法秩序の特殊性とその位置付けを、国際法・憲法との関係で把握する。

【成績評価】

講義に際して、受講者には、適宜報告を割り当てる。受講者は、レジメを準備して報告を行うが、この報告及び議論への参加に基づいて評価を実施する。

科目名	国際私法研究I（江泉）	担当教員氏名	江泉 芳信		
副題		学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

国際取引における国際私法問題を検討する。特に、インターネットを利用した電子商取引は、当事者が国境の制約を受けずに取引を行うことができるため、その法的規制をいかにして実効性あるものにするかが問われている。この問題は、基本的には、国際私法を通じた伝統的な手法により解決されることになるが、越境電子商取引には、インターネットの特性に鑑みて、特別な考慮を必要とする面がある。外国における動向を踏まえて検討していく。

【授業の到達目標】

電子商取引、特に消費者取引を中心に、国際的規制が国際私法を通じてどのように行われているかを理解する。

【成績評価】

授業中の発言:20%、報告:80%

【備考・関連URL】

後日、資料配付

科目名	国際私法研究II（江泉）	担当教員氏名	江泉 芳信			
副題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2	

【授業概要】

国際取引における国際私法問題を検討する。特に、インターネットを利用した電子商取引は、当事者が国境の制約を受けずに取引を行うことができるため、その法的規制をいかにして実効性あるものにするかが問われている。この問題は、基本的には、国際私法を通じた伝統的な手法により解決されることになるが、越境電子商取引には、インターネットの特性に鑑みて、特別な考慮を必要とする面がある。外国における動向を踏まえて検討していく。

【授業の到達目標】

電子商取引、特に消費者取引を中心に、国際的規制が国際私法を通じてどのように行われているかを理解する。

【成績評価】

授業中の発言:20%、報告：80%

【備考・関連URL】

後日、資料配付

公法学専攻

(専修科目以外の科目)

科目名	行政法特殊研究(1) I(首藤・渡辺)	担当教員氏名	首藤 重幸、渡辺 徹也
副題		学期曜日時限	春学期 土2時限 単位数 2

【授業概要】

本特殊研究では、租税法をめぐる諸問題を検討してゆくことで、参加者各自の租税法学に対する理解の総合的底上げをはかってゆく。そのため、二つの方法で講義を進めてゆく。

- ①講義参加者の研究テーマを報告して頂くことで、参加者全員の租税法能力を高める
- ②共通研究テーマを設定して、それを精密に検討してゆく

【授業の到達目標】

参加者が、どのような問題意識で研究活動をしているかを確認した上で、その問題意識が研究活動が学問という水準を確保するためには、どのようなことが要求されるのかを自覚できる授業内容としたい。

【成績評価】

平常点評価 100% 授業での報告内容と、その報告に対する質問の状況（授業への実質的参加度）などを総合的に判断して評価する。

【備考・関連URL】

この授業は、参加者の特殊で高度で複雑な研究テーマや問題意識を検討対象とするものであることから、その個別報告について作成するレジュメは、他の参加者の理解を助け、意見を出しやすい状況を作れるような内容で構成することをお願いしたい。

科目名	行政法特殊研究(1) II(首藤・渡辺)	担当教員氏名	首藤 重幸、渡辺 徹也
副題		学期曜日時限	秋学期 土2時限 単位数 2

【授業概要】

前期と同様の方法で授業をおこなう

本特殊研究では、租税法をめぐる諸問題を検討してゆくことで、参加者各自の租税法学に対する理解の総合的底上げをはかってゆく。そのため、二つの方法で講義を進めてゆく。

- ①講義参加者の研究テーマを報告して頂くことで、参加者全員の租税法能力を高める
- ②共通研究テーマを設定して、それを精密に検討してゆく

【授業の到達目標】

参加者が、どのような問題意識で研究活動をしているかを確認した上で、その問題意識が研究活動が学問という水準を確保するためには、どのようなことが要求されるのかを自覚できる授業内容としたい。

【成績評価】

平常点評価 100% 授業での報告内容と、その報告に対する質問の状況（授業への実質的参加度）などを総合的に判断して評価する。

【備考・関連URL】

この授業は、参加者の特殊で高度で複雑な研究テーマや問題意識を検討対象とするものであることから、その個別報告について作成するレジュメは、他の参加者の理解を助け、意見を出しやすい状況を作れるような内容で構成することをお願いしたい。

科目名	行政法特殊研究（２）Ⅰ（田村・岡田・人見）	担当教員氏名	岡田 正則、田村 達久、人見 剛
副題		学期曜日時限	春学期 土 2 時限
		単位数	2

【授業概要】

本授業は、研究参照領域を異にする表記３人の教員が担当することにより、日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を、多角的、多面的に考察、検討し、研究することを目指します。

授業においては、日本行政法学における最新の理論動向を追い、その検討を行うために、関係の日本語文献の講読や、判例報告が行われ、これらを契機として、その質疑応答はもちろんのこと、それを土台とした議論を行います。本・春学期はこの比重が少し大きくなります。また、受講者の研究関心に応じた英米独仏の行政法研究との比較法研究をも組み込むとともに、節目節目で、修士論文や博士論文等の受講者各自が抱える研究テーマに関する報告とこれに基づく討議をも組み込んで授業を進めていきます。下記「授業計画」欄には、その案を参考として掲げておきますが、計画の確定は、受講者の皆さんとの話し合いを経て行います。

【授業の到達目標】

日本行政法の最新の理論動向を把握し、その研究の基礎力を養うこと、および、英米独仏の各行政法・行政法理論を中心としてそれとの比較法研究の基礎力を養成すること。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

詳細については、事前に問い合わせいただければ幸いです。初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

また、とりわけ修士論文・博士論文等の論文報告・検討を行う場合には、本授業と同曜日・時限に開講される行政法特殊研究（１）Ⅰ（首藤・渡辺）の授業と合同で実施する予定です。したがって、当該授業と、学期ごとの授業計画の調整などを最終的には初講日に行いますので、初講日には必ず出席してください。

科目名	行政法特殊研究（２）Ⅱ（田村・岡田・人見）	担当教員氏名	岡田 正則、田村 達久、人見 剛
副題		学期曜日時限	秋学期 土 2 時限
		単位数	2

【授業概要】

本授業は、春学期に続き、研究参照領域を異にする表記３人の教員が担当することにより、日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を、多角的、多面的に考察、検討し、研究することを目指します。

授業においては、日本行政法学における最新の理論動向を追い、その検討を行うために、関係の日本語文献の講読や、判例報告が行われ、これらを契機として、その質疑応答はもちろんのこと、それを土台とした議論を行います。また、受講者の研究関心に応じた英米独仏の行政法研究との比較法研究をも組み込むとともに、節目節目で、修士論文や博士論文等の受講者各自が抱える研究テーマに関する報告とこれに基づく討議をも組み込んで授業を進めていきます。本・秋学期は外国法研究および研究論文報告・検討の比重が少し大きくなります。下記「授業計画」欄には、その案を参考として掲げておきますが、計画の確定は、受講者の皆さんとの話し合いを経て行います。

【授業の到達目標】

日本行政法の最新の理論動向を把握し、その研究の基礎力を養うこと、および、英米独仏の各行政法・行政法理論を中心としてそれとの比較法研究の基礎力を養成すること。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

春学期の授業（行政法特殊研究（２）Ⅰ）と同様、詳細については、事前に問い合わせいただければ幸いです。初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

また、春学期の授業（行政法特殊研究（２）Ⅰ）と同様、とりわけ修士論文・博士論文等の論文報告・検討を行う場合には、本授業と同曜日・時限に開講される行政法特殊研究（１）Ⅱ（首藤・渡辺）の授業と合同で実施する予定です。したがって、当該授業と、学期ごとの授業計画の調整などを最終的には初講日に行いますので、初講日には必ず出席してください。

科目名	租税法各論I（所得税、相続・贈与税）（青山）	担当教員氏名	青山 慶二		
副題		学期曜日時限	春学期 木6時限	単位数	2

【授業概要】

本講義では、所得及び資産取得を課税物件とする国税2税法（所得税法・相続税法）を取り上げ、課税要件の解釈上の主要課題を抽出して、立法趣旨を参照しつつ判例分析により税法解釈のあり方を検討する。これらの税目は、税負担の公平性確保が立法上も解釈上も最も求められる種類の税であり、所得概念、相続・贈与税の課税物件及びそれらの課税単位等の横断的な論点のみならず、譲渡所得を筆頭に各種所得や資産の種類に固有の解釈問題も山積されている。また、所得・資産課税は、わが国における少子・高齢化及び国際化という個人を巡る特殊な社会・経済構造の変化にも対応せざるを得ないという性格を持っている。その中に位置づけられる事業承継税制や金融所得課税、さらには国境を超える個人の租税計画がもたらす解釈問題にもアプローチする。出席者は各回のテーマに沿った指定された判例を事前に読み準備し、順番制で事前に指名された発表者の報告をベースとして、解釈のあり方の議論に積極的に参加することが期待される。

【授業の到達目標】

以上により、2税法の実践的解釈力の向上に資することが目標である。

【成績評価】

レポート及び平常点により行う。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】租税紛争と法

科目名	租税法各論II（法人税）（青山）	担当教員氏名	青山 慶二		
副題		学期曜日時限	秋学期 木6時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、所得税との関係での法人税の位置付けを明らかにしたうえで、法人税の課税所得計算の前提となる企業会計との関連にも留意した税法解釈の理解を増進することを目的とする。すなわち、22じょうの益金・損金等の通則に加えて、税法プロパーの所得計算の細則である別段の定めのあるものについても立法趣旨を確認しつつ、その解釈上の諸問題を論じる。さらに、一定の関連会社間における課税繰延を認める法人税特有の諸規定（組織再編税制、グループ法人税制、連結納税）の仕組に関する解釈問題にもアプローチする。最後に、企業活動のグローバル化に伴い重要性を増す事業体課税と国際課税をテーマに、主要な解釈問題を抽出・検討する。授業においては毎回テーマとなる判例を読み準備してもらい、順番制で事前指名した発表者の報告をベースとして当該事案での税法解釈のあり方について出席者間での活発な議論が期待されている。

【授業の到達目標】

重要判例の検討を通じて、法人税法の実践的解釈力の向上を目標とする。

【成績評価】

レポート及び平常点により行う。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】租税紛争と法

科目名	地方自治法研究I（田村）	担当教員氏名	田村 達久
副題		学期曜日時限	春学期 土 4 時限
		単位数	2

【授業概要】

日本国憲法の特徴の一つは、国民主権、平和主義および基本的人権の保障に加えて、地方自治を保障したことにある。これは、主権者である日本国民が、国レベルの統治団体とは別に、自治体レベルにおける地域的統治団体（地方政府）としての地方公共団体を設立し、これにも政治・行政を信託することを憲法で宣言したものである。ここから、憲法第92条ないし第95条が保障する地方自治は法律でもってしても容易に侵害することはできない、といった地方自治の基本原則が導かれることにもなる。そして、このような憲法が保障する地方自治（憲法による自治権保障）を具体化するところの基本法に相当する法律が地方自治法であり、これ以外にもさまざまな個別法律によって地方自治（地方公務員法、地方財政法、地方税法、地教行法など）は具体化されることになる。また、行政に係わる多くの法的紛争・事件が地方自治の場において生じていることを再認識できることであろう。

そこで、この授業では、まずはこのような地方自治の憲法保障を踏まえて地方自治法の基本的な法構造を確認した後、統一的なテーマを設定した上で受講者に調査研究報告を行ってもらい、それに基づき討論するというスタイルで授業を展開したい。

本年度の計画としては、下記の教科書欄に記載した河内隆ほか編著『地方自治の構造（地方自治総合講座 第1巻）』（ぎょうせい、2002年）を基本文献（以下、基本文献、という）として使用し、この基本文献の諸章を履修者に分担してもらい、その内容のまとめ、及び、当該担当箇所に係る現在の最新動向などの報告を行ってもらうことを通じて、形式的意味での地方自治法の研究を中心とした研究を行いたい。また、必要に応じて、履修者自身の修士論文等に係る論文報告検討や、判例報告なども行う予定である。

そこで、当該の基本文献を中心とする下記の授業計画案をさしあたり提示しておくことにするが、実際には、履修者の皆さんとの話し合いにより、授業の進め方を決定することにする。

【授業の到達目標】

①地方自治に係わる基本法制度にかかる知識・裁判例等を習得すること、そして、②それを活用して、現に生じている様々な地方自治にかかる法現象を批判的に考察し、自ら問題を解決することができる力を養い、高めること、にある。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

詳細については、事前に問い合わせていただければ幸いです。また、初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

科目名	地方自治法研究II（田村）	担当教員氏名	田村 達久
副題		学期曜日時限	秋学期 土 4 時限
		単位数	2

【授業概要】

日本国憲法の特徴の一つは、国民主権、平和主義および基本的人権の保障に加えて、地方自治を保障したことにある。これは、主権者である日本国民が、国レベルの統治団体とは別に、自治体レベルにおける地域的統治団体（地方政府）としての地方公共団体を設立し、これにも政治・行政を信託することを憲法で宣言したものである。ここから、憲法第92条ないし第95条が保障する地方自治は法律でもってしても容易に侵害することはできない、といった地方自治の基本原則が導かれることにもなる。そして、このような憲法が保障する地方自治（憲法による自治権保障）を具体化するところの基本法に相当する法律が地方自治法であり、これ以外にもさまざまな個別法律によって地方自治（地方公務員法、地方財政法、地方税法、地教行法など）は具体化されることになる。また、行政に係わる多くの法的紛争・事件が地方自治の場において生じていることを再認識できることであろう。

そこで、この授業では、まずはこのような地方自治の憲法保障を踏まえて地方自治法の基本的な法構造を確認した後、統一的なテーマを設定した上で受講者に調査研究報告を行ってもらい、それに基づき討論するというスタイルで授業を展開したい。

本年度の計画としては、春学期の地方自治法研究 I に続き、下記の教科書欄に記載した河内隆ほか編著『地方自治の構造（地方自治総合講座 第1巻）』（ぎょうせい、2002年。以下、基本文献1、という）及び小西敦ほか編著『地方自治の機構』（地方自治総合講座 第3巻）』（ぎょうせい、2002年。以下、基本文献2、という）を使用し、これら基本文献1及び基本文献2の諸章を履修者に分担してもらい、その内容のまとめ、及び、当該担当箇所に係る現在の最新動向などの報告を行ってもらうことを通じて、形式的意味での地方自治法の研究を中心とした研究を行いたい。また、必要に応じて、履修者自身の修士論文等に係る論文報告検討や、判例報告なども行う予定である。

そこで、当該の基本文献を中心とする下記の授業計画案をさしあたり提示しておくことにするが、実際には、履修者の皆さんとの話し合いにより、授業の進め方を決定することにする。

【授業の到達目標】

①地方自治に係わる基本法制度にかかる知識・裁判例等を習得すること、そして、②それを活用して、現に生じている様々な地方自治にかかる法現象を批判的に考察し、自ら問題を解決することができる力を養い、高めること、にある。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

詳細については、事前に問い合わせていただければ幸いです。また、初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

科目名	社会保障行政法（岡田）	担当教員氏名	岡田 正則			
副題		学期曜日時限	秋学期	金 6 時限	単位数	2

【授業概要】

社会保障法を研究する上で必要とされる行政法理論の基礎を修得することを目的として、行政法理論の体系に即して主要な社会保障行政分野の判例を検討する。

【授業の到達目標】

社会保障法学および社会保障判例の理解に必要な行政法の基礎を修得する。

【成績評価】

判例報告およびゼミでの議論、提出レポートを総合して判断する。

科目名	教育法研究I（廣澤）	担当教員氏名	廣澤 明			
副題		学期曜日時限	春学期	金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

教育法は、教育制度に特有な法論理の体系である。教育は、個人が人格を形成し、社会において有意義な生活を送るために不可欠の前提をなす。また、教育が広く普及することは、社会全体の経済的・文化的発展の前提であり、何よりも民主政治が成り立つための前提でもある。

本年度の教育法研究 I については、次の 2 案を考えている。

A 案は、ドイツの教育法文献の講読である。

B 案は、受講者の研究課題に即した日本教育法の重要論点の検討である。

どちらの案を採用するかは、受講者と相談の上決めたいと思う。

【授業の到達目標】

この授業においては、教育法に関する基礎知識と応用的思考能力の習得を目標とする。

【成績評価】

平常点で評価する（各個人に割り当てられた報告内容及び発言などの積極性について評価する）。

【備考・関連URL】

この授業は、履修登録していない学生（博士後期課程の者を含む）の聴講を歓迎する。

科目名	教育法研究II（廣澤）	担当教員氏名	廣澤 明			
副題		学期曜日時限	秋学期	金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

教育法は、教育制度に特有な法論理の体系である。教育は、個人が人格を形成し、社会において有意義な生活を送るために不可欠の前提をなす。また、教育が広く普及することは、社会全体の経済的・文化的発展の前提であり、何よりも民主政治が成り立つための前提でもある。

本年度の教育法研究 II については、次の 2 案を考えている。

A 案は、ドイツの教育法文献の講読である。

B 案は、受講者の研究課題に即した日本教育法の重要論点の検討である。

どちらの案を採用するかは、受講者と相談の上決めたいと思う。

【授業の到達目標】

この授業においては、教育法に関する基礎知識と応用的思考能力の習得を目標とする。

【成績評価】

平常点で評価する（各個人に割り当てられた報告内容及び発言などの積極性について評価する）。

【備考・関連URL】

この授業は、履修登録していない学生（博士後期課程の者を含む）の聴講を歓迎する。

科目名	情報法I（田島）	担当教員氏名	田島 泰彦		
副題	表現の自由の観点からのメディア法制的批判的検討	学期曜日時限	春学期 月2時限	単位数	2

【授業概要】

デジタル化やネット社会の進展など技術的変動、広告収入減による出版、新聞、テレビの経営悪化、軍事化や監視社会化などに伴い強められる表現・メディア規制の動き、自公政権復活と安倍内閣による秘密保護法や共通番号法などの展開など、情報やメディアをめぐる秩序は激しく変容し、動揺しつつある。

この講義では、こうしたメディアや情報をめぐる主要な法的論点について、特に、表現の自由の法理の観点から、迫ってみたい。具体的には、下記の教科書欄や参考文献欄などに記したような欧米等での最新の理論研究の成果を中心に、日本の法制的動向と論点、歴史研究なども含め、検討を加えていきたい。今年度は特に、教科書欄記載の(1)、(2)、(3)などの文献の中から、参考文献欄記載の文献なども適宜含め、進める予定である。

講義は、一定のテーマや文献資料につき、受講生が報告を分担し、教員を含めみんなで議論するという形で進める。表現の自由やメディア、情報のあり方につき興味・関心を抱く院生の参加を望む。

なお、以下のような私の編著を読み、基本的知識を得、問題意識を涵養しておくことを期待する。『表現の自由とメディア』（日本評論社・2013年）、『表現の自由とプライバシー』（日本評論社・2006年）、『秘密保護法 何が問題か』（岩波書店・2014年）、『特定秘密保護法とその先にあるもの』（日本評論社・2014年）、『秘密保全法批判』（日本評論社・2013年）、『物言えぬ恐怖の時代がやってくる』（花伝社・2017年）など。

【授業の到達目標】

情報法研究の到達点を理解し、それを踏まえて新しい研究成果を生み出す能力を涵養する。

【成績評価】

授業での発表成果(70%)、出席状況(30%)により判断する。

科目名	情報法II（田島）	担当教員氏名	田島 泰彦		
副題	表現の自由の観点からのメディア法制的批判的検討	学期曜日時限	秋学期 月2時限	単位数	2

【授業概要】

前期の情報法Iと同様の課題を引き続き探究していきたい。

【授業の到達目標】

情報法研究の到達点を理解し、それを踏まえて新しい研究成果を生み出す能力を涵養する。

【成績評価】

授業での発表成果(70%)、出席状況(30%)により判断する。

科目名	刑事訴訟法特殊研究（2）I（寺崎）	担当教員氏名	寺崎 嘉博		
副題		学期曜日時限	春学期 月5時限	単位数	2

【授業概要】

刑事訴訟法について、強制処分・任意処分の区別、捜査、公訴提起を内容とする。

毎回、受講生に課題を出して、期限までに提出させる。授業では、提出された回答を私が講評し、これを基軸にして授業を進める。

受講生に対して、いろいろな角度から質問をする。したがって、受講生は単に授業に出席するだけでなく、毎回、課題の回答を提出するために、予習・復習をして来なければならないし、私の質問に答えるために、幅広い準備が必要になる。

【授業の到達目標】

刑事訴訟法について、中級程度の学識を獲得することが目標である。

受講生が論文を執筆するために必要な基礎学力を養成するのが、この授業の目的であり、到達目標である。

【成績評価】

定期試験は行わない。平常点（日頃の授業に対する態度、予習・復習の熱心さ、質問等に対する受け答えなど）によって評価する。授業日数の3分の1を超えて欠席した者には単位を与えない。

なお、レポートを課すし、それだけでは評価ができないと判断した場合には、小テストを実施することもある。しかし、これは定期試験ではない。あくまでも平常点評価を補足するためのテストである。

【備考・関連URL】

受講生の学力が向上するように、授業は厳しく行っていく予定である。したがって、私の指導が不適切であるとの誹りを受けないためにも、授業の内容を録音する。この授業を受講する時点で、当該録音について同意したものと看做す。受講生諸君が、予習や復習のために授業内容を録音することは構わない。ただし、ICレコーダーあるいはスマート・フォンなど録音機能のある機器を机に出しておき、録音していることが分かるようにしておいて欲しい。なお、授業内容の録音を、予習・復習など正当な目的以外に使用（たとえば、ネットに流すなど）した場合は、著作権侵害（私の授業は私に著作権がある）など、民事的制裁のみならず、刑事上の制裁が科される可能性もあり得ることを、十分に自覚しておいて欲しい。

科目名	刑事訴訟法特殊研究（２）II（寺崎）	担当教員氏名	寺崎 嘉博		
副題		学期曜日時限	秋学期 月5時限	単位数	2

【授業概要】

刑事訴訟法について、公判の手続、審判の対象、証拠法、上訴、非常救済手続（再審、非常上告）を授業内容とする。毎回、受講生に課題を出して、期限までに提出させる。授業では、提出された回答を私が講評し、これを基軸にして授業を進める。

受講生に対して、いろいろな角度から質問をする。したがって、受講生は単に授業に出席するだけではなく、毎回、課題の回答を提出するために、予習・復習をして来なければならないし、私の質問に答えるために、幅広い準備が必要になる。

【授業の到達目標】

刑事訴訟法について、中級程度の学識を獲得することが目標である。

受講生が論文を執筆するために必要な基礎学力を養成するのが、この授業の目的であり、到達目標である。

【成績評価】

定期試験は行わない。平常点（日頃の授業に対する態度、予習・復習の熱心さ、質問等に対する受け答えなど）によって評価する。授業日数の3分の1を超えて欠席した者には、単位を与えない。

なお、レポートを課すし、それだけでは評価ができないと判断した場合には、小テストを実施することもある。しかし、これは定期試験ではない。あくまでも平常点評価を補足するためのテストである。

【備考・関連URL】

受講生の学力が向上するように、授業は厳しく行っていく予定である。したがって、私の指導が不適切であるとの誹りを受けないためにも、授業の内容を録音する。この授業を受講する時点で、当該録音について同意したものと看做す。j受講生諸君が、予習や復習のために授業内容を録音することは構わない。ただし、ICレコーダーあるいはスマート・フォンなど録音機能のある機器を机に出しておき、録音していることが分かるようにしておいて欲しい。なお、授業内容の録音を、予習・復習など正当な目的以外に使用（たとえば、ネットに流すなど）した場合は、著作権侵害（私の授業は私に著作権がある）など、民事的制裁のみならず、刑事上の制裁が科される可能性もあり得ることを、十分に自覚しておいて欲しい。

科目名	刑事政策特殊研究（１）I（石川）	担当教員氏名	石川 正興		
副題	アメリカにおける少年司法の動向	学期曜日時限	春学期 土6時限	単位数	2

【授業概要】

Susan Guarino-Ghenzzi & Edward J. Loughran, "Balancing Juvenile Justice"の輪読を行います。

受講生にはかなりの負担を課することになりますので、相応の覚悟をもって臨んでください。

【授業の到達目標】

アメリカにおける少年司法の最近の動向を理解するとともに、英語の専門書を読みこなす力を養うことを目標にします。

【成績評価】

出席状況、教材の英文読解力などを基礎に評価します。

科目名	刑事政策特殊研究（１）II（石川）	担当教員氏名	石川 正興		
副題	アメリカにおける少年司法の動向	学期曜日時限	秋学期 土6時限	単位数	2

【授業概要】

前期に引き続き、

Susan Guarino-Ghenzzi & Edward J. Loughran, "Balancing Juvenile Justice"の輪読を行います。

受講生にはかなりの負担を課することになりますので、相応の覚悟をもって臨んでください。

【授業の到達目標】

アメリカにおける少年司法の最近の動向を理解するとともに、英語の専門書を読みこなす力を養うことを目標にします。

【成績評価】

出席状況、教材の英文読解力などを基礎に評価します。

【備考・関連URL】

前期と後期の両方を受講すること。

科目名	刑事政策特殊研究（２）II（大橋）	担当教員氏名	大橋 哲		
副題		学期曜日時限	春学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

我が国の矯正施設における被収容者処遇のこれまでの歴史、経緯を踏まえながら、現状と課題を項目ごとに解説する。また、諸外国における矯正施設の実情も紹介しながら、我が国の刑罰や保護処分はいかにあるべきかという課題について考察する。

【授業の到達目標】

矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所等）における被収容者の処遇の実情や課題を理解し、刑罰や保護処分の在り方、再犯防止施策の在り方等について論ずるための考察力を高める。

【成績評価】

授業への参加の度合い、授業時間内に提示する課題への取組状況による。

科目名	刑事政策特殊研究（２）I（押切）	担当教員氏名	押切 久遠		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

更生保護とは、犯罪や非行をした人が地域社会の中で立ち直れるよう、そして、再び罪を犯さないよう働きかける制度の総称である。それは具体的には、①刑務所や少年院に収容中から行われる生活環境の調整、②仮釈放等の審理・決定、③地域の様々な関係機関と連携した保護観察など、刑事政策の中でも「社会内処遇」といわれる部分を担っている。

本講義においては、近年その変化が目まぐるしい更生保護の現状を中心に論じ、刑事政策における更生保護の意義、課題と展望、今後の調査研究を要するテーマ等について考察したい。

また、重大な他害行為をした精神障害者を対象とする医療観察についても取り上げるほか、担当者は臨床心理士でもあるため、刑事政策と心理学との関連について随所で触れたい。

【授業の到達目標】

刑事政策の一分野である「更生保護（社会内処遇）」を理解する。

【成績評価】

70%：講義中に求めるミニレポート

30%：講義中の討議内容

科目名	刑事法特殊研究（１）I（仲道）	担当教員氏名	仲道 祐樹		
副題		学期曜日時限	春学期 木 2 時限	単位数	2

【授業概要】

今年度は「刑法学の基本概念」を統一テーマとして、刑法学で当たり前のようについでられている各種の概念について集中的な検討を加える。今学期はそのうち「規範」をテーマに文献の検討を行う。参加者には指定の文献等からレジュメを作成して報告してもらい、これをもとに議論するスタイルで実施する。

【授業の到達目標】

「規範」をめぐる日本および諸外国の理論状況を正確かつ網羅的に把握すること。

【成績評価】

報告の内容と、討論への参加状況により評価する。

その他 50% 学期最後のプレゼンテーションの評価

科目名	刑事法特殊研究（１）II（仲道）	担当教員氏名	仲道 祐樹		
副題		学期曜日時限	秋学期 木 2 時限	単位数	2

【授業概要】

今年度は「刑法学の基本概念」を統一テーマとして、刑法学で当たり前のように用いられている各種の概念について集中的な検討を加える。今学期はそのうち「因果」をテーマに文献の検討を行う。参加者には指定の文献等からレジュメを作成して報告してもらい、これをもとに議論するスタイルで実施する。

【授業の到達目標】

因果概念をめぐる国内および諸外国の理論状況を正確かつ網羅的に理解すること。

【成績評価】

報告の内容と、討論への参加状況により評価する。

その他 50% 学期最後のプレゼンテーションの評価

科目名	経済刑法研究I（田山）	担当教員氏名	田山 聡美		
副題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

今日では、日々複雑化する経済活動に対応した規制を行うため、刑法に加え、特別法による規制が不可欠となっている。本講義は、経済活動に関する刑法上の犯罪に加え、特別法上の犯罪をも検討対象とする。経済刑法を論じるにあたり、伝統的な刑法理論と対比させつつその関連性を意識することによって、刑法自体の理解を深めることも期待される。受講生の人数にもよるが、毎回、指定教科書の該当部分につき報告担当者を決め、半演習・半講義形式にて進行する予定である。

【授業の到達目標】

経済活動への規制に関する基本的な知識を獲得すると同時に、刑事規制の意義および限界について考察を深めることを目標とする。

【成績評価】

40%：各自の担当発表の内容、取組みの姿勢などを評価

60%：各回の議論への参加態度などを評価

【備考・関連URL】

本授業は、法学研究科と法務研究科との合併授業となる。受講生が、それぞれに得意分野を生かしつつ、相互に活発な意見交換のできる場となることを期待している。

科目名	租税法特殊研究I（渡辺）	担当教員氏名	渡辺 徹也		
副題		学期曜日時限	春学期 金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

主としてアメリカにおける代表的な法人税法のテキストを用いて主要な判例と関連する制定法を読む。担当箇所について報告してもらい参加者で議論する。その際には関連する日本の法人税法に関する論文についても扱うことにする。

【授業の到達目標】

アメリカ法人税法の概要、所得税との差異、経済活動に与える影響などを理解すると同時に、日本の法人税のあり方について考える。

【成績評価】

報告内容、レジュメの完成度、議論への貢献度等を総合的に評価する。また課題を与えた場合は、その提出も評価の対象とする。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】租税紛争と法

科目名	租税法特殊研究II（渡辺）	担当教員氏名	渡辺 徹也		
副題		学期曜日時限	秋学期 金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

アメリカにおける代表的な法人税法のテキストを用いて主要な判例と関連する制定法を読む。担当箇所について報告してもらい参加者で議論する。その際には関連する日本の法人税法の文献についても扱う。

【授業の到達目標】

アメリカ法人税法の概要、所得税との差異、経済活動に与える影響などを理解すると同時に、日本の法人税のあり方について考える。

【成績評価】

報告内容、レジメの完成度、議論への貢献度等を総合的に評価する。また課題を与えた場合は、その提出も評価の対象とする。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】租税紛争と法

科目名	国際法特殊研究（1）（濱本）	担当教員氏名	濱本 幸也		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 7 時限	単位数	2

【授業概要】

実際に生起している国際問題について各回毎に割り振られた学生が国際法上の論点を整理して報告し、参加者と議論を行う。担当教員は実務家の立場に立って質問・コメントを行う。具体的なテーマについては各報告者の希望を踏まえて設定するが、実際に生起している国際的な問題、事件、紛争、国際裁判等を取り上げることとする。

報告においては、事実関係について様々な公開情報（各国政府の発表等）を使って整理し、関連する学術的な論考、国際判例、事例等があれば紹介しつつ国際法上の論点を指摘し、具体的な法的根拠を示しつつ報告者としての法的整理を提示する。

【授業の到達目標】

具体的な国際問題に関連する国際法上の論点を整理し、実務家の視点を踏まえつつ取り得るオプションを提示できるようになること

【成績評価】

平常点評価 100%

科目名	国際法特殊研究（2）I（萬歳）	担当教員氏名	萬歳 寛之		
副題	日本の国際法学（1）	学期曜日時限	春学期 金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、日本の国際法学の軌跡をたどっていきます。春学期は、高野雄一先生の論文集を検討します。

【授業の到達目標】

歴史の検討の中から、現代的課題の解決につながりうる国際法秩序のあり方を考えることのできる基礎的な素養を涵養する。

【成績評価】

報告のレベルと議論への積極的参加を勘案して総合的に判断する。

【備考・関連URL】

大学院の授業では、高度に専門的な事項を吸収することで満足することなく、専門的な知識をもっているものとして自分の考えを発信することも不可欠になります。その最初の1歩が、授業時での発言です。積極的な姿勢で授業に臨んでください。

科目名	国際法特殊研究（2）II（萬歳）	担当教員氏名	萬歳 寛之		
副題	日本の国際法学（2）	学期曜日時限	秋学期 金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、日本の国際法学の軌跡をたどっていきます。秋学期は、自衛権に関する日本の学説を検討します。

【授業の到達目標】

国際法制度と日本の国内法秩序との関係性を検討するための基礎的な素養を涵養する。

【成績評価】

報告のレベルと議論への積極的参加を勘案して総合的に判断する。

【備考・関連URL】

大学院の授業では、高度に専門的な事項を吸収することで満足することなく、専門的な知識をもっているものとして自分の考えを発信することも不可欠になります。その最初の1歩が、授業時での発言です。積極的な姿勢で授業に臨んでください。

科目名	国際法特殊研究（４）Ⅰ（朴）	担当教員氏名	朴 培根		
副題		学期曜日時限	春集中	その他その他	単位数 2

【授業概要】

韓国と係わる国際法問題のなかで、日本において正確に理解されていないものや日韓間の懸案になっている国際法問題を取り上げて検討・考察する。続く討論や質疑・応答を通じて、東アジアにおける安定と平和・繁栄のための国際法の果たしうべき役割やその限界についても考えてみる。授業は各主題別に指定された関連文献を受講生が事前に読み、簡単な内容報告をした後に、理解できなかった部分についての検討、文献の論旨に対する批判、残る問題についての討議等を行う方式をとる。

【授業の到達目標】

韓国と係わる国際法上の諸問題を考察することにより、東アジアにおける国際法の生きた姿を確認するとともに、日韓間の国際法懸案についての理解を深めることを目標とする。

【成績評価】

平常点評価 80% 報告および質疑応答や議論への参加の積極性

平常点評価 20% 自主的な授業参加度

科目名	国際法特殊研究（４）Ⅱ（浅田）	担当教員氏名	浅田 正彦		
副題		学期曜日時限	秋集中	その他その他	単位数 2

【授業概要】

大量破壊兵器（特に核兵器および化学兵器）の軍備管理・軍縮を素材に、国際法の観点から注目すべき側面を取り上げて検討する。具体的には、担当教員の関連論文を批判的に検討し、その後の討議を通して、上記に掲げた目標の達成を目指す。

【授業の到達目標】

軍備管理・軍縮という政治性の強い分野において、国家承継法、条約法、国家責任法などの国際法の諸規則が、現実にはいかなる機能を果たしている（果たしうる）のかを理解することを目標とする。

【成績評価】

平常点評価 100% 報告および質疑応答や議論への参加状況を総合的に評価する

科目名	国際政治学研究Ⅰ（篠田）	担当教員氏名	篠田 英朗		
副題		学期曜日時限	春学期	月 3 時限	単位数 2

【授業概要】

国際政治学（国際社会論）の基本的な考え方について、主要な規範原則を考察していきながら、学習する。前半は総論とし、後半は特に国家主権の概念史に焦点をあてる。

【授業の到達目標】

国際社会を全体的に理解する視点を養う。個々の国際問題を考える際に、国際秩序を構成する関連する政治的原理・法規範原則を参照していくことができるようになる。

【成績評価】

50%：授業における報告

50%：積極的な授業における討議への参加・貢献

科目名	租税法研究I（西山）	担当教員氏名	西山 由美		
副 題		学期曜日時限	春学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

前半:租税法の基本原則と租税法の解釈の基礎を学び、関連判例を分析する。

後半:課税要件総論および租税法の手続的側面を学び、関連判例を分析する。

【授業の到達目標】

「租税法総論」—租税法総論の学習を通して、関係法令の解釈と判例研究のスキルを習得する。

【成績評価】

平常点 50%：毎回の授業への積極的な参加度

その他 50%：学期最後のプレゼンテーションの評価

科目名	租税法研究II（西山）	担当教員氏名	西山 由美		
副 題		学期曜日時限	秋学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

前半:消費税の仕組みを学び、関連判例を分析する。

後半:制度の国際比較を通して、消費税の課題を考える。

【授業の到達目標】

「租税法各論:消費税」—消費税の仕組みを理解し、制度の国際比較を通して、望ましい消費税制度を探究する。

【成績評価】

平常点 50%：毎回の授業への積極的な参加度

その他 50%：学期最後のプレゼンテーションの評価

科目名	国際環境法研究（河野）	担当教員氏名	河野 真理子		
副 題		学期曜日時限	春学期 月 7 時限	単位数	2

【授業概要】

国際環境法の基本問題を検討していきます。参加者の希望や興味を生かしつつ、講義を進めたいと思います。前半は、講義形式で授業を行います。後半は、参加者の修士論文の課題や興味関心に従ったテーマについての報告と質疑応答の形式で授業を行います。

【授業の到達目標】

環境の保護のための国際的な制度を理解するために必要な国際法の基本的な知識を学ぶとともに、それらの問題についてのディスカッションをする能力を養成する。

【成績評価】

30%：国際環境法に関するテーマを自由に設定し期末レポートにより評価する。

70%：授業中の報告の内容、ディスカッションにおける貢献度を評価する。

【備考・関連URL】

積極的な態度での参加を望みます。

★【社会人研究課題科目】環境問題と法

科目名	自然保護法研究（榊澤）	担当教員氏名	榊澤 能生		
副 題		学期曜日時限	春学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

「持続可能性と所有権」のテーマに関する英語文献を講読する

【授業の到達目標】

英語による研究能力の向上、テーマに関する議論状況のフォロー

【成績評価】

平常点評価

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】環境問題と法

科目名	海上安全論（雨宮）	担当教員氏名	雨宮 正啓		
副題		学期曜日時限	秋学期 月7時限	単位数	2

【授業概要】

この講義では、船舶衝突、沈没、座礁、火災及び貨物損傷事故などの海難事故を防止するための法規制並びに船舶衝突、油濁除去、船骸撤去、海難救助及び共同海損などの海難事故処理に関する法的問題等について、実務の問題を中心に考察する。授業方式は授業担当者の概説、参加者の報告またはレポートを基本に進める。なお、最新の実務状況を知ること大切であるから、第一線で活躍されている実務家（海事補佐人、海損精算人等）をゲストスピーカーとして招聘することを予定している。

【授業の到達目標】

海上安全に関する法規制の基礎的知識の上に、海難事故処理に関する法的問題に対応するスキル（調査及び研究方法、理論構成など）を習得することを到達目標とする。

【成績評価】

個別報告またはレポート50%、出席30%、演習での参加状況20%

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	海事政策研究I	担当教員氏名	河野 真理子 他		
副題		学期曜日時限	春学期 水7時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、海事問題の基礎となる海事政策について、海事政策研究Iと海事政策研究IIを通じて、政策担当官によるオムニバス講義を行なう。

世界の持続可能な経済発展や、東日本大震災を踏まえたエネルギー戦略の見直しの中で、海洋開発・利用への期待が高まっているとともに、海洋権益保全等をめぐる国際情勢の変化が見られるところである。

こうした世界的な海洋を取り巻く情勢が大きく変化する中で、平成25年4月に新たな「海洋基本計画」が策定（平成25年4月26日閣議決定）された。同系計画では、拡大する世界の海洋開発市場の取り込みや、安全・安心のための海上交通ネットワークの確保、経済安全保障を支える外航・内航海運や人材育成、海洋汚染等の環境問題等のために今後講ずべき施策が盛り込まれている。日本としては、海事分野におけるこうした多様な課題に対して、的確に対処していくことが必要である。

この授業では、こうした海事分野の諸課題に対する施策の現状及び今後の方向性について、講義を行い、議論を深めていくこととする。

春学期は、海事政策全般とこの分野での日本の課題を概観する講義の後、海洋基本法と海洋基本計画、海事分野の安全政策、海洋開発・環境政策に関する講義を行う。また、船舶の国際法上の地位に関する問題についても講義を行う。

【授業の到達目標】

海事政策の重要なポイントについての理解を深めることを到達目標とする。

【成績評価】

60%：学期末にレポートの提出を求める。

40%：出席状況と討論を行う場合の貢献度などを評価する。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

科目名	海事政策研究II	担当教員氏名	河野 真理子 他		
副題		学期曜日時限	秋学期 水7時限	単位数	2

【授業概要】

海事政策研究Iに続いて、日本の海事政策の重要点を扱う。

海事政策研究IIでは、日本の産業を支える輸送基盤としての外航海運と内航海運に関する政策についての講義を行う。日本の社会は、外航、内航ともに、現在多くの政策課題に直面している。これらの現状と今後の課題を論ずる。これに続き、船舶産業政策の現状と課題を論じる。日本の伝統的な産業の一つであり、海事クラスターにおいて重要な位置を占める造船分野に関する講義となる。さらに、日本の海運を支える船員に関する政策についての講義を行う。船員の確保や安全に関する講義を行う。最後に、海洋に関する国際法の諸問題に関する講義を行う。

【授業の到達目標】

海事政策の重要なポイントについての理解を深めることを到達目標とする。

【成績評価】

60%：学期末にレポートの提出を求める。

40%：出席状況と討論を行う場合の貢献度などを評価する。

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】国際海事問題の実務と法

公法学専攻

(専修科目)

科目名	憲法研究I (水島)	担当教員氏名	水島 朝穂		
副題		学期曜日時限	春学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

(日本の) 憲法状況に関する動態的研究を行う。受講者には関心をもった学説・判例について報告してもらう。その際、他分野からの視点も一つのアプローチとなる(他専修・他研究科の参加も歓迎している)。

希望者によっては、ドイツ語講読を行う場合もある。

【授業の到達目標】

憲法判例について広く、深く、濃く学ぶとともに、報告や議論の仕方も学ぶ。憲法についての問題意識を磨く一助とする。

【成績評価】

報告の内容、討論への参加姿勢などを総合的に判断する。

【備考・関連URL】

担当者のホームページは必ずチェックしてから授業に臨むこと。

<http://www.asaho.com/>

科目名	憲法研究II (水島)	担当教員氏名	水島 朝穂		
副題		学期曜日時限	秋学期 金 3 時限	単位数	2

【授業概要】

(日本の) 憲法状況に関する動態的研究を行う。受講者には関心をもった学説・判例について報告してもらう。その際、他分野からの視点も一つのアプローチとなる(他専修・他研究科の参加も歓迎している)。

希望者によっては、ドイツ語講読を行う場合もある。

【授業の到達目標】

後期は主に憲法学説についての知識を深め、憲法の基本問題について考える。憲法についての問題意識を磨く一助とする。

【成績評価】

報告の内容、討論への参加姿勢などを総合的に判断する。

【備考・関連URL】

担当者のホームページは必ずチェックしてから授業に臨むこと。

<http://www.asaho.com/>

科目名	憲法研究I (中島)	担当教員氏名	中島 徹		
副題		学期曜日時限	春学期 月 3 時限	単位数	2

【授業概要】

前期は大学院入学後の研究課題を探究することを目的として授業を行います。具体的には、これまで修士論文を執筆した人にその内容を報告してもらい、それを討議に付すると同時に、あわせてどのように研究テーマを設定し、論文を執筆していたかについての経験談を語ってもらうことで、これからの研究生生活に示唆を得ることを目的としています。あわせて、受講者と相談の上、社会科学の基礎的文献や外国書の講読を行うことも考えています。

【授業の到達目標】

自らの研究課題を明確にすること

【成績評価】

90% : 報告及び質疑等授業への積極的関与

10% : 研究課題の発見

科目名	憲法研究II（中島）	担当教員氏名	中島 徹		
副 題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

後期も前期に引き続き各自の関心テーマを披露してもらうことと社会科学の古典的文献を読むことを通じて、憲法学の基礎理論を考える場にしたいと考えています。2013年度は、マルクス「ユダヤ人問題によせて」と樋口陽一「憲法という作為」を合わせ読みました。今季に何を読むかは、受講者の関心を聞きながら決めていく予定です。また、希望によっては外国語講読も行います。

【授業の到達目標】

各自研究テーマの自覚化と外国語文献を読む場合は外国語の勉強としてではなく、研究に必要な資料として読みこなせるようになること。

【成績評価】

90%：授業中の報告とその内容による

10%：研究資料としての外国語講読が可能となったかどうか。

科目名	憲法研究I（金澤）	担当教員氏名	金澤 孝		
副 題		学期曜日時限	春学期 木 2 時限	単位数	2

【授業概要】

合衆国憲法の過去と未来について、テキストの精読を通じて考える。

テキストは、Jack Balkin教授とReva Siegel教授の編著 The Constitution in 2020 とし、春・秋学期の通年で読み終わる予定である。

【授業の到達目標】

知識を蓄えつつ、各自の問題意識をさらに高めること。

【成績評価】

平常点で評価する。

科目名	憲法研究II（金澤）	担当教員氏名	金澤 孝		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 2 時限	単位数	2

【授業概要】

春学期「憲法研究 I」を参照のこと。

【授業の到達目標】

春学期「憲法研究 I」に同じ。

【成績評価】

平常点で評価する。

科目名	比較憲法研究I（長谷部）	担当教員氏名	長谷部 恭男		
副 題	憲法思想史研究	学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

取り扱う文献は参加希望者と相談して決める予定である。何も希望がないようであれば、Michael Walzer, In God's Shadow: Politics in the Hebrew Bible (Yale University Press, 2012) を講読することを考えている。ボシュエ以降、政治体制の正統性をめぐる西欧の政治思想は、旧約聖書の記述を暗黙の共通了解としている部分がある。本書を講読することは、この共通了解に参入する一助となる。

【授業の到達目標】

前掲の書物を通読し、旧約聖書に現れた政治思想について、理解を深める。

【成績評価】

平常点で評価を行う。

【備考・関連URL】

教科書は各自で購入すること。

科目名	比較憲法研究II（長谷部）	担当教員氏名	長谷部 恭男		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

参加希望者と相談して内容を決める予定であるが、もし何も希望がないようであれば、John Gardner, Law as a Leap of Faith (Oxford University Press, 2012) を講読するつもりである。

【授業の到達目標】

前掲の書物を通読し、ハート法哲学を正統に継承するガードナーの法哲学について理解を深める。

【成績評価】

平常点で評価を行う。

科目名	行政法研究I（田村）	担当教員氏名	田村 達久		
副題		学期曜日時限	春学期 火 6 時限	単位数	2

【授業概要】

日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を理解し、考察・検討するために、年間の統一テーマを定め、裁判例の検討、そして、比較法研究（ドイツ行政法やアメリカ行政法を中心に）を組み込みつつ、授業を進める計画です。

本年度の年間統一テーマは、引き続き、「行政裁量論」としたいと考えます。基本的には、外国語文献の分担講読を中心として進めたい。外国語文献は、教科書欄に掲げるものを使用する。当該文献の講読検討を軸として、関係する日本語文献や、日本の最近の裁判例の検討なども適宜取り入れて、また、時に、履修者の修士論文等の論文報告検討も織り交ぜながら、授業を進めたい。

そこで、当該文献の講読を中心とする下記の授業計画案をさしあたり提示するが、最終的には、受講者の皆さんとの話し合いにより、決定する。

【授業の到達目標】

行政裁量論の比較法研究を行うための、主にイギリス・アメリカの行政裁量統制論を中心とするそれらの国の基礎的な行政法理論および最新の理論動向を把握すること、および、関係の英語の基本文献を独力で講読することができるようにすること。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

詳細については、事前に問い合わせていただければ幸いです。また、初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

科目名	行政法研究II（田村）	担当教員氏名	田村 達久		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 6 時限	単位数	2

【授業概要】

日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を理解し、考察・検討するために、年間の統一テーマを定め、裁判例の検討、そして、比較法研究（ドイツ行政法やアメリカ行政法を中心に）を組み込みつつ、授業を進める計画です。

本年度の年間統一テーマは、引き続き、「行政裁量論」としたいと考えます。基本的には、外国語文献の分担講読を中心として進めたい。外国語文献は、教科書欄に掲げるものを使用する。当該文献の講読検討を軸として、関係する日本語文献や、日本の最近の裁判例の検討なども適宜取り入れて、また、時に、履修者の修士論文等の論文報告検討も織り交ぜながら、授業を進めたい。

そこで、当該文献の講読を中心とする下記の授業計画案をさしあたり提示するが、最終的には、受講者の皆さんとの話し合いにより、決定する。

【授業の到達目標】

行政裁量論の比較法研究を行うための、主にイギリス・アメリカの行政裁量統制論を中心とするそれらの国の基礎的な行政法理論および最新の理論動向を把握すること、および、関係の英語の基本文献を独力で講読することができるようにすること。

【成績評価】

授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

【備考・関連URL】

詳細については、事前に問い合わせていただければ幸いです。また、初講日にさらにお話をいたします。春学期・秋学期の各授業は両者不可分の関係にありますので、両学期とも履修いただきたいと思います。

科目名	行政法研究I（首藤）	担当教員氏名	首藤 重幸		
副題		学期曜日時限	春学期 土 1 時限	単位数	2

【授業概要】

行政法研究 I においては、行政法の基礎知識・基礎理論を再度、確認する作業をおこなう。行政法の学習において個々の問題を考える場合、それらを行政法体系（全体）と関係付けながら議論する必要がある。従来の受講者のなかに、断片的には高度の行政法知識を有しながら、体系的見通しや関連付けの視点が弱いことから、行政法の学習を発展的レベルに高める展望が描けない者が見受けられる。

そこで、今期は、行政法研究 I の前期においては「行政法総論」に関連する基礎知識、後期においては「行政争訟法」の基礎知識を確実なものにしてゆく学習をおこなう。

【授業の到達目標】

この講義を受講する学生諸君の行政法に関する理解度は、様々であると予想される。そこで、今期は、亘理・大貫編『Law Practice 行政法』（2015年、商事法務）をテキストに使用して、その各章の記述を紹介してもらいながら、設定されている問題を検討・報告していただく。毎回、受講者に報告をお願いするが、その報告の内容は、報告者の学習の到達度に応じたものでよく、それを基礎に参加者全体で議論をしたい。行政法専攻者には、少し質の高い報告をお願いしたい。

【成績評価】

80%：担当した研究報告を基礎に評価します20%：積極的に質問や意見を出しているかを評価します

【備考・関連URL】

*使用するテキスト内容は、行政法入門的なレベルに設定されていると考えられるので、各回の報告では、このテキストが提供する情報に、他の文献や判例からの情報を付け足して欲しいと思います。

科目名	行政法研究II（首藤）	担当教員氏名	首藤 重幸		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 1 時限	単位数	2

【授業概要】

後期の行政法研究では、前期に到達した「行政法総論」の理解を前提に、「行政争訟法」の基礎概念・基礎理論を検討する。授業の進め方は前期と同じものとし、テキストは亘理・大貫編『Law Practice 行政法』（2015年、商事法務）を利用する。

【授業の到達目標】

基本的には、行政法上の諸問題を、行政訴訟法の観点から議論できる基礎能力を構築したい。行政法の学習では、訴訟法の議論ができるようになると、従来とは異なる視野が開けると思います。

【成績評価】

80%：報告していただいた内容で評価します。20%：質問や意見を出していただく点を評価します。

科目名	刑法研究I（高橋）	担当教員氏名	高橋 則夫		
副題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

年間テーマは、「刑法学の新動向（文献研究）」である。主として犯罪論に関わる最新論文を選択し、院生諸君の報告を受けて全員で討論を行う。最近の祝賀論文集や大学紀要に掲載された論文を中心に検討することとなろう。さらに、余裕があれば、犯罪論に関する重要判例も検討したい。第1回目の授業の際に、論文のリストを配布して担当者の割当を行う予定である。

【授業の到達目標】

刑法学の基礎の修得

【成績評価】

レポート：20%、平常点評価：80%

科目名	刑法研究II（高橋）	担当教員氏名	高橋 則夫
副題		学期曜日時限	秋学期 月4時限 単位数 2

【授業概要】

基本的に、各自の希望するテーマに関する文献や判例等の検討を行う。適宜、修士論文の検討会も行うほか、ドイツ語文献の講読も予定している。

【授業の到達目標】

刑法学の基礎の修得

【成績評価】

レポート: 20%、平常点評価: 80%

科目名	刑法研究I（松原）	担当教員氏名	松原 芳博
副題		学期曜日時限	春学期 火3時限 単位数 2

【授業概要】

研究対象としては、刑法総論を中心とした刑法解釈学を取り扱います。希望によって刑法各論のテーマを取り扱ってもよいと思います。講義の進め方としては、ゼミ方式を採用し、参加者の報告の後に全員で討論を行います。

刑法の研究者養成に水準を合わせるので、他専修の履習者も、その覚悟をもって臨んでください。

【授業の到達目標】

刑法理論の到達点を十分に理解した上で、自ら主体的に刑法理論の構築に寄与できるようになることを目標とします。

【成績評価】

平常点による。

【備考・関連URL】

大学院は、学問的な創造の場です。単に知識を整理するために参加するのではなく、基本的な知識があることを前提として、自ら主体的に考えて、真に正しいと考えることを主張し、議論を戦わせなければ意味がありません。定評のある（とされる）学者の見解を鵜呑みにして再現するという非生産的な儀式は大学院では無用です。批判を受けても、何々先生もこう言っているといった反論をするようでは一人の学究としての存在意義も疑われてしまうでしょう。もっとも、自分をアピールするために、心の底では正しいとは思っていないような新説を捻出するというのが無意味であることはいうまでもありません。本講義では、基本的な知識は自分で身につけた上で、既存の常識にとらわれず、また権威や格好良さにもとらわれず、そして自らの自己顕示欲にもとらわれない、自由で、正直で、闊達な議論をしたいと考えている人の参加を歓迎します。

科目名	刑法研究II（松原）	担当教員氏名	松原 芳博
副題		学期曜日時限	秋学期 火3時限 単位数 2

【授業概要】

研究対象としては、刑法総論を中心とした刑法解釈学を取り扱います。希望によって刑法各論のテーマを取り扱ってもよいと思います。講義の進め方としては、ゼミ方式を採用し、参加者の報告の後に全員で討論を行います。

刑法の研究者養成に水準を合わせるので、他専修の履習者も、その覚悟をもって臨んでください。

【授業の到達目標】

刑法理論の到達点を十分に理解した上で、自ら主体的に刑法理論の構築に寄与できるようになることを目標とします。

【成績評価】

平常点による。

【備考・関連URL】

大学院は、学問的な創造の場です。単に知識を整理するために参加するのではなく、基本的な知識があることを前提として、自ら主体的に考えて、真に正しいと考えることを主張し、議論を戦わせなければ意味がありません。定評のある（とされる）学者の見解を鵜呑みにして再現するという非生産的な儀式は大学院では無用です。批判を受けても、何々先生もこう言っているといった反論をするようでは一人の学究としての存在意義も疑われてしまうでしょう。もっとも、自分をアピールするために、心の底では正しいとは思っていないような新説を捻出するというのが無意味であることはいうまでもありません。本講義では、基本的な知識は自分で身につけた上で、既存の常識にとらわれず、また権威や格好良さにもとらわれず、そして自らの自己顕示欲にもとらわれない、自由で、正直で、闊達な議論をしたいと考えている人の参加を歓迎します。

科目名	刑法研究I（甲斐）	担当教員氏名	甲斐 克則		
副 題	イギリス、北欧の医事刑法の総合的研究	学期曜日時限	春学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

イギリス、北欧の医事刑法の重要文献を用いて検討を行う。特に医療事故・生殖医療・レギュラトリーサイエンス等に力点を置く。

【授業の到達目標】

イギリス、北欧の医事刑法の重要問題の解釈論および立法論の基礎理解を目標とする。

【成績評価】

通常の授業への取組で評価する。

科目名	刑法研究II（甲斐）	担当教員氏名	甲斐 克則		
副 題	刑事制裁論の総合的研究	学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

刑事制裁論の現状と課題について、企業犯罪・法人犯罪・組織犯罪も含め、総合的検討を加える。

【授業の到達目標】

刑法・刑事制裁論の意義およびの徹底理解を目標とする。

【成績評価】

通常の授業への取組で評価する。

科目名	刑法研究I（松澤）	担当教員氏名	松澤 伸		
副 題		学期曜日時限	春学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

刑法に関するわが国の最近の重要文献を素材として、当該問題を様々な角度から検討する。

【授業の到達目標】

刑法専修の院生が、修士論文執筆のため、十分な精度で文献を読みこなし、自己の見解を展開できる能力を身につけることを目標とする。

【成績評価】

報告の内容と、討論への参加状況により評価する。出席は不可欠である。報告を行わなかった者には単位は与えられない。

科目名	刑法研究II（松澤）	担当教員氏名	松澤 伸		
副 題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

刑法に関するわが国の最近の重要文献を素材として、当該問題を様々な角度から検討する。

【授業の到達目標】

刑法専修の院生が、修士論文執筆のため、十分な精度で文献を読みこなし、自己の見解を展開できる能力を身につけることを目標とする。

【成績評価】

報告の内容と、討論への参加状況により評価する。出席は不可欠である。報告を行わなかった者には単位は与えられない。

科目名	刑法研究I（北川）	担当教員氏名	北川 佳世子		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

受講者の研究対象や関心のあるテーマに関する報告および検討、近年発表された学術論文の検討、刑法(特別刑法も含む)に関する最近の重要判例の検討を行う。

授業は担当者による報告に基づいてディスカッションする方式をとる。

【授業の到達目標】

刑法理論の最新動向を把握し、理解を深めることを目的とする。担当者は、関連する先行業績や判例、学説状況を十分調べた上で、研究テーマ、担当文献、担当判例の報告に臨んでほしい。

【成績評価】

報告、議論等における貢献度を斟酌して評価する。

科目名	刑法研究II（北川）	担当教員氏名	北川 佳世子			
副題		学期曜日時限	秋学期 火 4 時限	単位数	2	

【授業概要】

受講者の研究対象や関心のあるテーマに関する報告および検討、近年発表された学術論文の検討、刑法(特別刑法も含む)に関する最近の重要判例の検討を行う。

授業は担当者による報告に基づいてディスカッションする方式をとる。

【授業の到達目標】

刑法理論の最新動向を把握し、理解を深めることを目的とする。担当者は、関連する先行業績や判例、学説状況を十分調べた上で、研究テーマ、担当文献、担当判例の報告に臨んでほしい。

【成績評価】

報告、議論等における貢献度を斟酌して評価する。

科目名	刑法研究I（杉本）	担当教員氏名	杉本 一敏			
副題	刑法理論に関するドイツ文献の検討	学期曜日時限	春学期 木 5 時限	単位数	2	

【授業概要】

刑法理論（基礎理論、総論）分野に関するドイツ語文献の講読、検討。

【授業の到達目標】

刑法理論（基礎理論、総論）分野のドイツ語文献の講読を通じて、①刑法理論に関するドイツ語文献に慣れ、②内容について理解し、それについて自分自身の意見を持つことができるようになることを目標とする。また、③基礎理論が刑法解釈論・その他に対してもち得る影響についても考える。

【成績評価】

講読の報告分担における報告内容、報告以外の回での議論等への参加など、平常点を総合して評価する。

科目名	刑法研究II（杉本）	担当教員氏名	杉本 一敏			
副題	刑法理論に関するドイツ文献の検討	学期曜日時限	秋学期 木 5 時限	単位数	2	

【授業概要】

刑法理論（基礎理論、総論）分野に関するドイツ語文献の講読、検討。

【授業の到達目標】

刑法理論（基礎理論、総論）分野のドイツ語文献の講読を通じて、①刑法理論に関するドイツ語文献に慣れ、②内容について理解し、それについて自分自身の意見を持つことができるようになることを目標とする。また、③基礎理論が刑法解釈論・その他に対してもち得る影響についても考える。

【成績評価】

講読の報告分担における報告内容、報告以外の回での議論等への参加など、平常点を総合して評価する。

科目名	刑法研究I（田山）	担当教員氏名	田山 聡美			
副題		学期曜日時限	春学期 木 2 時限	単位数	2	

【授業概要】

主として財産犯に関する最近の判例を素材として、その分析を行う。取り扱う判例は、基本的に参加者の希望に応じて決定する予定である。各回の報告担当者を決め、その報告をベースに全員で討議を行う。

【授業の到達目標】

財産犯に関する判例の動向を把握し、批判的に検討できる目を養うことを目標とする。

【成績評価】

40%：各自の報告の内容、取組みの姿勢等を評価

60%：各回の議論への参加態度等を評価

【備考・関連URL】

上記授業計画はあくまでも目安であり、参加者の希望によっては変更の可能性がある。

科目名	刑法研究II（田山）	担当教員氏名	田山 聡美
副題		学期曜日時限	秋学期 木2時限
		単位数	2

【授業概要】

主として財産犯に関する最近の学術論文を素材として、その検討を行う。取り扱う文献は、基本的に参加者の希望に応じて決定する予定である。各回の報告担当者を決め、その報告をベースに全員で討議を行う。

【授業の到達目標】

財産犯に関する学会の動向を把握し、自らの視点で分析できる力を養うことを目標とする。

【成績評価】

40%：各自の報告の内容、取組みの姿勢等を評価

60%：各回の議論への参加態度等を評価

【備考・関連URL】

上記授業計画はあくまでも目安であり、参加者の希望によっては変更の可能性がある。

科目名	刑事訴訟法研究I（寺崎）	担当教員氏名	寺崎 嘉博
副題		学期曜日時限	春学期 月2時限
		単位数	2

【授業概要】

刑事訴訟法の基本的な問題について、勉強する。

毎回、受講生に課題を出す。受講生は全員、この課題について期限までに回答を提出すること。毎回、受講生全員が報告を出す（持ち回りの報告ではない）。

授業では、提出された回答を私が講評し、これを基軸にして、私が多方面から質問をする。

受講生は単に授業に出ていさえすれば、単位がもらえると思わないでほしい。

毎回、課題の回答を期限までに提出しなければならないし、私の質問に答えるためにも、相当の準備が必要になる。

【授業の到達目標】

基本的文献の探し方、読み方、論文の書き方を習得することが、本授業の到達目標である。

【成績評価】

各授業時間における報告の優劣で評価する。習熟度が一番の評価基準であることはもちろんだが、各回の授業への積極的な参加態度、十分に下調べをしていることなども評価の基準とする。

したがって、レポートを期限までに提出しない者は、評価が低くなる。また、授業日数の3分の1を超えて休んだ者（合理的理由がある場合を除く）には、単位を与えない（G評価）。

また、合理的な理由なく、3分の1を超えてレポートを提出しなかった者も同様である。またレポートとそれに対する質疑応答で適切な評価ができないと判断した場合には、小テストを実施することがある。

しかし、これは定期試験ではない。あくまでも平常点評価を補足するものである。

【備考・関連URL】

受講生の学力が向上するように、授業は厳しく行っていく予定である。したがって、私の指導が不適切であるとの誹りを受けないためにも、授業の内容を録音する。この授業を受講する時点で、当該録音について同意したものと看做す。j受講生諸君が、予習や復習のために授業内容を録音することは構わない。ただし、ICレコーダーあるいはスマート・フォンなど録音機能のある機器を机に出しておき、録音していることが分かるようにしておいて欲しい。なお、授業内容の録音を、予習・復習など正当な目的以外に使用（たとえば、ネットに流すなど）した場合は、著作権侵害（私の授業は私に著作権がある）など、民事的制裁のみならず、刑事上の制裁が科される可能性もあり得ることを、十分に自覚しておいて欲しい。

科目名	刑事訴訟法研究II（寺崎）	担当教員氏名	寺崎 嘉博		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 2 時限	単位数	2

【授業概要】

授業の初めに、刑事訴訟法における重要な問題を呈示する。各受講生は、それらの問題について、文献を収集し、自分で考えて問題点を整理したうえで、私見をまとめて報告する。

4単位分で、ある程度のレベルの論文にまとめることを目標とする。したがって、2年続けて履修することが望ましい。

【授業の到達目標】

基本的文献の探し方、読み方、論文の書き方を習得することが、本授業の到達目標である。

【成績評価】

各授業時間における報告の優劣で評価する。習熟度が一番の評価基準であることはもちろんだが、各回の授業への積極的に参加し、十分に下調べをしていることなども評価の基準とする。

科目名	刑事訴訟法研究I（酒巻）	担当教員氏名	酒巻 匡		
副題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

刑事手続法の解釈適用を行った直近数年間の最高裁判例・下級審裁判例を読解し、法解釈上の問題点を討議する。

【授業の到達目標】

日本における最近の刑事手続法に関する最高裁判例・下級審裁判例の動向を把握する。

【成績評価】

平常点100% 積極的な授業参加の程度及び事案分析と刑事手続法規の解釈適用能力の程度によって評価します。

科目名	刑事訴訟法研究II（酒巻）	担当教員氏名	酒巻 匡		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

刑事証拠開示に関する基準（ABA Standards for Criminal Justice ch11 Discovery 3d ed.）とその註釈を講読し、アメリカ証拠開示法とその運用の諸相について分析・討議する。

【授業の到達目標】

アメリカ合衆国における刑事証拠開示法制の動向を把握する。

【成績評価】

平常点100% 積極的な授業参加の程度及び英文の日本語への変換能力の程度によって評価します。

科目名	刑事訴訟法研究I（小川）	担当教員氏名	小川 佳樹		
副題		学期曜日時限	春学期 月 4 時限	単位数	2

【授業概要】

春学期・秋学期を通じて、アメリカ刑事手続法（証拠法）についての概説書を講読します。

【授業の到達目標】

アメリカ刑事手続法について理解を深めるとともに、アメリカ刑事手続法研究の手法を身に付けることを目標とします。

【成績評価】

積極的な授業参加度によって評価します。

科目名	刑事訴訟法研究II（小川）	担当教員氏名	小川 佳樹		
副題		学期曜日時限	秋学期 木 6 時限	単位数	2

【授業概要】

春学期・秋学期を通じて、アメリカ刑事手続法（証拠法）についての概説書を講読します。

【授業の到達目標】

アメリカ刑事手続法について理解を深めるとともに、アメリカ刑事手続法研究の手法を身に付けることを目標とします。

【成績評価】

積極的な授業参加度によって評価します。

科目名	刑事政策研究I（石川）	担当教員氏名	石川 正興		
副 題		学期曜日時限	春学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

「刑事政策研究 1」では、授業計画に掲載する刑事政策論の総論部分について私が解説します。

【授業の到達目標】

刑事政策の基礎的諸問題を解説します。受講生が刑事政策の各論的テーマを自分の頭で考え、論点を的確に整理する能力を身につけてもらうことが、この授業の目標です。

【成績評価】

出席回数、受講態度、私の質問に対する回答等を基に評価を行います。

【備考・関連URL】

後期に行われる「刑事政策研究」も必ず履修すること。

科目名	刑事政策研究II（石川）	担当教員氏名	石川 正興		
副 題		学期曜日時限	秋学期 土 3 時限	単位数	2

【授業概要】

最近の刑事立法政策の動向について、私の解説を中心に進めます。

【授業の到達目標】

前期の「刑事政策研究 I」で学んだ刑事政策の基礎知識を基に、最近行われた各種刑事立法政策の内容を理解すること。

【成績評価】

出席回数、受講態度、私の質問に対する回答等を基に評価を行います。

【備考・関連URL】

前期の「刑事政策研究 I」を必ず履修すること。

科目名	犯罪者処遇法研究I（小西）	担当教員氏名	小西 暁和		
副 題		学期曜日時限	春学期 金 6 時限	単位数	2

【授業概要】

前期は、わが国の犯罪者処遇法学及び少年法学に関する古典的な論文、著書等を講読する。

初回に、講師から文献リストを提示する。その文献リストに基づき、受講生の希望を考慮しながら、報告担当者を決めることにする。その後の回では、担当した文献について受講生に報告してもらい、全員で議論していくことにしたい。

【授業の到達目標】

本研究では、わが国の犯罪者処遇法学及び少年法学における理論について理解を深めることを目指す。

【成績評価】

50%：担当した文献についての報告を評価の対象とする。

50%：毎回の議論への積極的な参加度を評価する。

科目名	犯罪者処遇法研究II（小西）	担当教員氏名	小西 暁和		
副 題		学期曜日時限	秋学期 金 6 時限	単位数	2

【授業概要】

後期は、わが国の犯罪者処遇法学及び少年法学に関する近時の論文、著書等を講読する。

初回に、講師から文献リストを提示する。その文献リストに基づき、受講生の希望を考慮しながら、報告担当者を決めることにする。その後の回では、担当した文献について受講生に報告してもらい、全員で議論していくことにしたい。

【授業の到達目標】

本研究では、わが国の犯罪者処遇法学及び少年法学における理論について理解を深めることを目指す。

【成績評価】

50%：担当した文献についての報告を評価の対象とする。

50%：毎回の議論への積極的な参加度を評価する。

科目名	国際関係論研究I（河野）	担当教員氏名	河野 真理子		
副題		学期曜日時限	春学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

国際関係の様々な現象をどのような方法で管理し、紛争を予防していくべきかを考えたいと思います。第三者機関が介入する紛争解決手続に特に注目していきます。参加者の希望や興味に従って、教科書などを決定したいと思います。

【授業の到達目標】

国際法の専門書が読めるような英語力の養成を目指します。

【成績評価】

報告と議論への参加の度合いによって判断する。

【備考・関連URL】

積極的な態度での参加を望みます。

科目名	国際関係論研究II（河野）	担当教員氏名	河野 真理子		
副題		学期曜日時限	秋学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

国際関係論Iを受けて、具体的な紛争解決の事例を取り上げ、紛争の予防方法なども検討していきます。参加者の希望や興味に従って、教科書などを決定したいと思います。

【授業の到達目標】

国際法に関する専門書が読めるような英語力の養成を目標とします。

【成績評価】

報告と議論への参加によって評価します。

【備考・関連URL】

積極的な態度での参加を望みます。

科目名	国際法研究I（古谷）	担当教員氏名	古谷 修一		
副題		学期曜日時限	春学期 月 2 時限	単位数	2

【授業概要】

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）を素材として、国際人権法の一般理論と保護されるべき自由・権利の内容について検討する。具体的には、主要な条文について「一般的意見」（General Comments）を検討し、関連する個人通報事例などについても考察する。また、必要にお維持て、日本に関する総括所見（Concluding Observation）や関係する日本の国内判例についても検討を行う。

レポーターが検討対象となる一般的意見の要約と論点に関する報告を行い、それを受けて全員で議論を行う。

【授業の到達目標】

国際人権法が持つ現代的な特徴を把握するとともに、保障されるべき自由・権利の内容を的確に理解することを目標とする。

【成績評価】

レポーターとしての報告内容と議論への参加を評価する

【備考・関連URL】

検討すべき一般的意見などの資料については、事前に指示をする。

科目名	国際法研究II（古谷）	担当教員氏名	古谷 修一		
副 題		学期曜日時限	秋学期 月 2 時限	単位数	2

【授業概要】

国際法研究Iに引き続き、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）を素材として、国際人権法の一般理論と保護されるべき自由・権利の内容について検討する。具体的には、主要な条文について「一般的意見」（General Comments）を検討し、関連する個人通報事例などについても考察する。また、必要にお維持て、日本に関する総括所見（Concluding Observation）や関係する日本の国内判例についても検討を行う。 レポーターが検討対象となる一般的意見の要約と論点に関する報告を行い、それを受けて全員で議論を行う。

【授業の到達目標】

国際法の個別分野が持つ現代的な特徴を把握するとともに、それが国際法の一般理論との関係で有する意義を的確に理解することを目指す。

【成績評価】

レポーターとしての報告内容と議論への参加を評価する

【備考・関連URL】

検討すべき一般的意見などの資料については、事前に指示をする。

科目名	国際経済法研究I（清水）	担当教員氏名	清水 章雄		
副 題		学期曜日時限	春学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

国際法の観点からWTO協定に基づく多角的貿易システムの原則、規則及び手続並びにTPP等の地域貿易協定の諸問題を検討する。

【授業の到達目標】

この分野の一次資料、学術論文その他の資料を分析することができる能力を養うこと。

【成績評価】

平常点評価 100%（予定）

【備考・関連URL】

<http://www.wto.org/>

<http://www.worldtradelaw.net/dsc/main.htm>

科目名	国際経済法研究II（清水）	担当教員氏名	清水 章雄		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

国際法の観点から国際通商に関する法的諸問題並びにWTO法の特徴を検討する。

【授業の到達目標】

この分野の学術論文および関連資料を分析することができる能力を養う。

【成績評価】

平常点評価 100%（予定）

【備考・関連URL】

<http://www.wto.org/>

<http://www.worldtradelaw.net/dsc/main.htm>

科目名	国際法研究I（萬歳）	担当教員氏名	萬歳 寛之			
副題	外国書購読（1）	学期曜日時限	春学期	金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

本研究は、国際法研究のための基礎力を涵養することを第一の目的とします。具体的には、教科書の項目に挙げた文献の翻訳を通じて、外国書購読の基礎を学びます。

外国書の翻訳とは、単なる英文解釈ではなく、国際法の理解にもとづいたものになります。しかし、国際法の理解は、時代や国によって異なる場合があります。今年度取り上げる文献（Emmanuelle Tourme Jouannet, A Short Introduction to International Law (2015)）は、2013年に仏語で発刊されたEmmanuelle Tourme Jouannet著、Le Droit Internationalの英訳版です。120頁程度の小著ですが、国際法の歴史から、現代の国際社会における国際法的規律の特質にまで触れた好著です。国際法研究Iでは、第2章を翻訳していくことにします。希望者がいれば、英訳版と合わせて原書の仏文解釈も勉強していくことも可能です。

現在、国際社会における法の支配のあり方が問われています。本書を通じて、国際社会における法的規律や社会的介入の手段としての国際法のあり方について研究をしていければと考えています。

大学院では、知識や技能の修得だけでなく、コミュニケーション能力の向上も目指します。それゆえ、授業時には、翻訳を担当する報告者その他の受講生との質疑をもとに進めていきますので、受講者全員の積極的な課題への取り組みと発言を求めることになります。

【授業の到達目標】

社会的背景を考えながら、国際法の文献を正確に読むことのできる能力を涵養する。

【成績評価】

全訳の報告のレベルと議論への積極的参加を勘案して総合的に判断する。

【備考・関連URL】

大学院の授業では、高度に専門的な事項を吸収することで満足することなく、専門的な知識をもっているものとして自分の考えを発信することも不可欠になります。その最初の1歩が、授業時での発言です。積極的な姿勢で授業に臨んでください。この授業では春と夏に合宿を行います。

科目名	国際法研究II（萬歳）	担当教員氏名	萬歳 寛之			
副題	外国書購読（2）	学期曜日時限	秋学期	金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

本研究は、国際法研究のための基礎力を涵養することを第一の目的とします。具体的には、教科書の項目に挙げた文献の翻訳を通じて、外国書購読の基礎を学びます。

外国書の翻訳とは、単なる英文解釈ではなく、国際法の理解にもとづいたものになります。しかし、国際法の理解は、時代や国によって異なる場合があります。今年度取り上げる文献（Emmanuelle Tourme Jouannet, A Short Introduction to International Law (2015)）は、2013年に仏語で発刊されたEmmanuelle Tourme Jouannet著、Le Droit Internationalの英訳版です。120頁程度の小著ですが、国際法の歴史から、現代の国際社会における国際法的規律の特質にまで触れた好著です。国際法研究Iでは、第3章を翻訳していくことにします。希望者がいれば、英訳版と合わせて原書の仏文解釈も勉強していくことも可能です。

現在、国際社会における法の支配のあり方が問われています。本書を通じて、国際社会における法的規律や社会的介入の手段としての国際法のあり方について研究をしていければと考えています。

大学院では、知識や技能の修得だけでなく、コミュニケーション能力の向上も目指します。それゆえ、授業時には、翻訳を担当する報告者その他の受講生との質疑をもとに進めていきますので、受講者全員の積極的な課題への取り組みと発言を求めることになります。

【授業の到達目標】

社会的背景を考えながら、国際法の文献を正確に読むことのできる能力を涵養する。

【成績評価】

全訳の報告のレベルと議論への積極的参加を勘案して総合的に判断する。

【備考・関連URL】

大学院の授業では、高度に専門的な事項を吸収することで満足することなく、専門的な知識をもっているものとして自分の考えを発信することも不可欠になります。その最初の1歩が、授業時での発言です。積極的な姿勢で授業に臨んでください。この授業では春と夏に合宿を行います。

基礎法学専攻

（専修科目以外の科目）

科目名	法社会学特殊研究I（糊澤）	担当教員氏名	糊澤 能生		
副 題		学期曜日時限	春学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

「持続可能性と法」に関するドイツ語文献を講読する。

【授業の到達目標】

ドイツ語での研究能力の向上、テーマに関するドイツでの議論をフォローする。

【成績評価】

平常点評価

【備考・関連URL】

辞書があれば読める程度のドイツ語力がなければ参加できません。

科目名	法社会学特殊研究II（糊澤）	担当教員氏名	糊澤 能生		
副 題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

「持続可能性と法」に関するドイツ語文献を講読する。

【授業の到達目標】

ドイツ語での研究能力の向上、テーマに関するドイツでの議論をフォローする。

【成績評価】

平常点評価

【備考・関連URL】

辞書があれば読める程度のドイツ語力がなければ参加できません。

科目名	法哲学・法思想史特殊研究I（郭）	担当教員氏名	郭 舜		
副 題		学期曜日時限	春学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

20世紀後半を代表する法哲学者の一人であるRonaldDworkinの最後の論稿は国際法についてのものであった（“A New Philosophy forInternational Law”）。これが示すように、国際法やそれを中心とするグローバルな法秩序に対する法哲学的関心が近年大きな高まりを見せている。グローバルな貧困問題、国際テロリズム、移民・難民問題など、グローバルな問題への対処が現代社会の喫緊の課題となっていることを背景として、解決のための手段であると同時に部分的には問題の元凶とも見なしうるグローバルな法秩序についての議論が脚光を浴びているのである。本授業においては、このテーマに関する最新の論文を取り上げ、演習形式で理解を深める。

【授業の到達目標】

1. グローバルな法秩序をめぐる法哲学上の諸問題とはどのようなものかを理解する。
2. 法哲学的な議論の作法を身につける。

【成績評価】

発表（30％）・レポート（40％）・議論への参加（30％）。ただし、何れかが全く欠けている場合には評価の対象としない。

科目名	法哲学・法思想史特殊研究II（郭）	担当教員氏名	郭 舜		
副 題		学期曜日時限	秋学期 水 2 時限	単位数	2

【授業概要】

法哲学・法思想史分野の重要基本文献から最新の議論動向までを演習形式で扱う。本学はDavid Dyzenhaus, *Hard Cases in Wicked Legal Systems*を読む。「悪法も法か」という問いは法哲学の根本問題の一つであるが、本書はアパルトヘイト体制下の南アフリカの法を具体的素材としてこの問題に取り組むものである。著者は南アフリカ出身でありカナダで教鞭をとる法哲学者である。不正な内容の法、邪悪な内容の法は法として扱われるべきか。裁判官やその他の法主体はそうした法に直面したときどのような態度をとるべきか。参加者と共に考えてみたい。

【授業の到達目標】

1. 悪法問題の法哲学上の意義を理解する。
2. 法哲学的な議論の作法を身につける。

【成績評価】

発表（30％）・レポート（40％）・議論への参加（30％）。ただし、何れかが全く欠けている場合には評価の対象としない。

科目名	日本法史学特殊研究II（和仁）	担当教員氏名	和仁 かや		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 1 時限	単位数	2

【授業概要】

本授業では、近世法に関する古典的概説書の一である金田平一郎『近世債権法』（法務庁資料統計局資料課、1948年）を手掛かりとして、近世民事法制、とりわけ債権法制について考察する。歴史資料の解釈のあり方はもとより、本書のソリッドな構成及び叙述を通じて、歴史的素材から如何にして当時の法制度及びそれを取り巻く背景を再現するかについても、出来るだけ多面的かつ緻密に検討したい。

【授業の到達目標】

近世民事法制度に関する基本的な知識の修得、及び正確な歴史資料の解釈とそれに基づく叙述や構成の手法について見識を深める。

【成績評価】

レポート：30％、平常点評価（積極的な授業参加度）：70％

科目名	英米法特殊研究（2）I（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副 題	公法重要判例研究	学期曜日時限	春学期 火 1 時限	単位数	2

【授業概要】

近時のイギリスの公法領域の重要判例を研究する。

【授業の到達目標】

イギリス公法の最先端の法律問題を理解し説明できる。

【成績評価】

平常点（100％）（とくに担当判例の報告と質疑応答の出来）

科目名	英米法特殊研究（2）II（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副 題	公法重要判例研究	学期曜日時限	春学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

近時のイギリスの公法領域の重要判例を研究する。

【授業の到達目標】

イギリス公法の最先端の法律問題を理解し説明できる。

【成績評価】

平常点（100％）（とくに担当判例の報告と質疑応答の出来）

科目名	英米法特殊研究（３）Ⅰ（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副 題	Private Governance	学期曜日時限	秋学期 火 3 時限	単位数	2

【授業概要】

この演習は英米法特殊研究（３）Ⅱと２コマ連続で行う。

この演習では、民間団体による公的な基準・規格・格付け・ルール等の形成と実施の現状を理解し、理論的にどのように既存体系に関連させ、また既存体系を修正すればよいかを、実証的かつ理論的に考える。

授業は、１回２コマ連続で行い、１回に教科書をおおよそ一章よみ、それに対応する事例について議論する。

なおこの授業は前期のヨーロッパ法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（Global Administrative Lawの研究）と深く関連する。

【授業の到達目標】

民間団体の公的機能とその統制についての論点を把握する。

【成績評価】

平常点

科目名	英米法特殊研究（３）Ⅱ（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副 題	Private Governance	学期曜日時限	秋学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

この演習は英米法特殊研究（３）Ⅰと２コマ連続で行う。

この演習では、民間団体による公的な基準・規格・格付け・ルール等の形成と実施の現状を理解し、理論的にどのように既存体系に関連させ、また既存体系を修正すればよいかを、実証的かつ理論的に考える。

授業は、１回２コマ連続で行い、１回に教科書をおおよそ一章よみ、それに対応する事例について議論する。

なおこの授業は前期のヨーロッパ法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（Global Administrative Lawの研究）と深く関連する。

【授業の到達目標】

民間団体の公的機能とその統制についての論点を把握する。

【成績評価】

平常点

科目名	英米法特殊研究（６）Ⅰ（ローゼン）	担当教員氏名	ローゼン ダニエル		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

The first two weeks will be spent learning about how cases reach the Supreme Court and the process by which the Justices work. We then will begin reading cases, usually one per week. Students will be required to read the decision in the week before the class. Then, during the class time, we will dissect and discuss the case together. This is the same process used in the training of lawyers in American law schools, although we will go about it on a less hurried schedule. All cases will be drawn from the current Supreme Court term, which began in October and will end in late June or early July. These decisions are now published immediately via the internet, so we can read them as soon as they are issued. A number of students at Waseda and at other universities in Japan who have taken this class with the same teacher have gone on to study successfully in graduate programs in the U.S.

【授業の到達目標】

In this class, we will read current decisions of the United States Supreme Court in their original form. In so doing, we will learn what kinds of issues are before the Court right now. The most important goal, however, is to gain experience in how to read and understand U.S. court decisions.

【成績評価】

Report 50%

Class Participation 50%

【備考・関連URL】

Grading will be based on class participation and a report, in English, of about 10 pages. The report will concern a case that each student will select individually. Class participation will include a short presentation at the end of the semester on the subject of the report. Our class will primarily be conducted in English so that students can have the experience of studying American law directly in its original form. However, questions and comments in Japanese are acceptable. Students need a level of English that is good enough to read the material and participate in the class discussion. However, fluency is not necessary. We will learn together. The most important thing is to do your best to work with the material.

科目名	英米法特殊研究（6）II（ローゼン）	担当教員氏名	ローゼン ダニエル		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

The first two weeks will be spent learning about how cases reach the Supreme Court and the process by which the Justices work. We then will begin reading cases, usually one per week. Students will be required to read the decision in the week before the class. Then, during the class time, we will dissect and discuss the case together. This is the same process used in the training of lawyers in American law schools, although we will go about it on a less hurried schedule. All cases will be drawn from the current Supreme Court term, which began in October and will end in late June or early July. These decisions are now published immediately via the internet, so we can read them as soon as they are issued. A number of students at Waseda and at other universities in Japan who have taken this class with the same teacher have gone on to study successfully in graduate programs in the U.S.

【授業の到達目標】

In this class, we will read current decisions of the United States Supreme Court in their original form. In so doing, we will learn what kinds of issues are before the Court right now. The most important goal, however, is to gain experience in how to read and understand U.S. court decisions.

【成績評価】

Report 50%

Class Participation 50%

【備考・関連URL】

Grading will be based on class participation and a report, in English, of about 10 pages. The report will concern a case that each student will select individually. Class participation will include a short presentation at the end of the semester on the subject of the report. Our class will primarily be conducted in English so that students can have the experience of studying American law directly in its original form. However, questions and comments in Japanese are acceptable. Students need a level of English that is good enough to read the material and participate in the class discussion. However, fluency is not necessary. We will learn together. The most important thing is to do your best to work with the material.

科目名	西洋法史学研究I（小川）	担当教員氏名	小川 浩三		
副題	中世教会法学研究	学期曜日時限	春学期 月 5 時限	単位数	2

【授業概要】

W. P. Müller & M. E. Sommer (ed.), *Medieval Church Law and the Origins of the Western Legal Tradition*, 2006 に収録されたドイツ語論文を精読する。

【授業の到達目標】

中世教会法発展の概要を理解できる。ドイツ語の研究論文を読むことができる。

【成績評価】

平常点評価

科目名	西洋法史学研究II（小川）	担当教員氏名	小川 浩三		
副 題		学期曜日時限	秋学期 月 5 時限	単位数	2

【授業概要】

W. P. Müller & M. E. Sommar (ed.), *Medieval Church Law and the Origins of the Western Legal Tradition*, 2006 に収録されたドイツ語論文を精読する。

【授業の到達目標】

中世教会法学発展の概要を理解できる。ドイツ語の研究論文を読むことができる。

【成績評価】

平常点評価

科目名	ローマ法特殊研究I（原田）	担当教員氏名	原田 俊彦		
副 題		学期曜日時限	春学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

Sententiarum receptarum libri quinque, qui uulgo Iulio Paulo adhuc tribuunturを輪読します。登録者は木曜日3限から参加してください。

【授業の到達目標】

ラテン語法文読解力の習得

【成績評価】

平常点による

科目名	ローマ法特殊研究II（原田）	担当教員氏名	原田 俊彦		
副 題		学期曜日時限	秋学期 木 4 時限	単位数	2

【授業概要】

Sententiarum receptarum libri quinque, qui uulgo Iulio Paulo adhuc tribuunturを輪読します。登録者は、木曜日3限から参加してください。

【授業の到達目標】

ラテン語法文読解力の習得

【成績評価】

平常点による

科目名	ドイツ法研究（1）I（田村）	担当教員氏名	田村 達久		
副 題		学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

ドイツ行政法に関する基礎的な知識を習得してもらうことを含めて、ドイツ行政法・公法専門書の講読・検討を行う。本年度は、テキスト欄に記載したドイツ行政法文献（以下「文献」という。）の講読を中心として授業を進める。

【授業の到達目標】

ドイツ語の法律文献の読解を通じてドイツ語の文献に親しみ、慣れるとともに、ドイツ法制（憲法および行政法の公法関係）やその歴史的背景・政治的背景等について法律的な観点より考察しうる能力を向上させることを目標とします。

【成績評価】

平常点評価: 100% 授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

科目名	ドイツ法研究（1）II（田村）	担当教員氏名	田村 達久		
副 題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

春学期開講の「ドイツ法研究（1）I」に引き続き、ドイツ行政法に関する基礎的な知識を習得してもらうことを含めて、ドイツ行政法・公法専門書の講読・検討を行う。

春学期同様、教科書欄に記載したドイツ行政法文献（以下「文献」という。）の講読を中心として授業を進める。

【授業の到達目標】

ドイツ語の法律文献の読解を通じてドイツ語の文献に親しみ、慣れるとともに、ドイツ法制（憲法および行政法の公法関係）やその歴史的背景・政治的背景等について法的な観点より考察しうる能力を向上させることを目標とします。

【成績評価】

平常点評価：100% 授業時間における報告・質疑応答の状況に応じて評価する。

科目名	ドイツ法研究（2）I（只木）	担当教員氏名	只木 誠		
副題		学期曜日時限	春学期 木6時限	単位数	2

【授業概要】

この講義では、比較法的観点から、ドイツ刑事法に関する文献を検討の対象とする。わが国の刑法と法体系を同じくするドイツ法は、これまでも、わが国の法解釈および刑事司法の運用に大きな影響を与えてきたことは周知の通りであるが、そこに流れる「論理」には、現在も学ぶべき点が多く、その比較法的見地から見た重要性は、現在も変わるところはないといえよう。

研究の対象としては、下に示す教科書をベースとして基本的な知識を習得しつつ（なお、教科書・参考文献の詳細については、開講後あらためて指示する）、個別の問題について各論文を読み進めながら議論していく。このような作業を通して、ドイツ刑法に貫かれている刑法解釈論・刑法理論と一緒に検討し、比較法的な考察を加え、翻ってわが国の法解釈の参考に供したいと考えている。

【授業の到達目標】

ドイツ刑法の基本的な考え方に親しみ、理解を深める

【成績評価】

その他：100% ドイツ刑法の理論状況に関する理解の度合い：20%

ドイツ刑法の議論について正しく理解し、討議に参加できること：80%

【備考・関連URL】

高いドイツ語能力を必須とするものではないが、将来ドイツ法を研究テーマのひとつに考えている等、意欲ある学生の参加を望む。

科目名	ドイツ法研究（2）II（只木）	担当教員氏名	只木 誠		
副題		学期曜日時限	秋学期 木6時限	単位数	2

【授業概要】

この講義では、比較法的観点から、ドイツ刑事法に関する文献を検討の対象とする。わが国の刑法と法体系を同じくするドイツ法は、これまでも、わが国の法解釈および刑事司法の運用に大きな影響を与えてきたことは周知の通りであるが、そこに流れる「論理」には、現在も学ぶべき点が多く、その比較法的見地から見た重要性は、現在も変わるところはないといえよう。

素材については、本年度は、刑法総論にかかわる近時の理論刑法に関する論文や生命倫理に関する論文、あるいは、ケースブック等を読み進めながら（なお、教科書・参考文献の詳細については、開講後あらためて指示する）、そこに貫かれている刑法解釈論・刑法理論と一緒に検討し、比較法的な考察を加え、翻ってわが国の法解釈の参考に供したいと考えている。そして、できれば、受講者諸君には、その、ときとして詩的でさえある独法の論理の世界を共に肌で感じ、堪能して欲しいと願っている。

【授業の到達目標】

ドイツ刑法の基本的な考え方に親しみ、理解を深める。

【成績評価】

その他：100% ドイツ刑法の理論状況に関する理解の度合い：20%

ドイツ刑法の議論について正しく理解し、討議に参加できること：80%

科目名	フランス法特殊研究（2）II（大橋）	担当教員氏名	大橋 麻也		
副題		学期曜日時限	秋学期 火3時限	単位数	2

【授業概要】

フランス語文献の講読を集中的に行い、フランス法の特定の分野について考察を深めます。基本的には、公権力の組織と運営に関するテーマを扱いたいと思いますが、参加者の要望に応じて内容は調整します。文献は参加者と相談の上で決めます。

【授業の到達目標】

フランス語文献の講読を通じてフランス法の分析力を養うこと。

【成績評価】

平常点評価: 100% 文献の翻訳の内容を考慮して評価します。辞書と法律用語辞典、および授業その他で得た知識をもとにフランス語文献の適確な翻訳に努めているかを見ます。

科目名	フランス法特殊研究（3）I（金山）	担当教員氏名	金山 直樹		
副題		学期曜日時限	春学期 金 2 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、フランス法的なるものに多角的かつできるだけ直接迫ってみようとするものである。プロジェクターを用いて仏書講読の形式で行われる。

【授業の到達目標】

仏文の内容を理解した上で適切な日本語で表現することのできる実力を養成すること。特に、訳文を公表しても恥ずかしくない程度の日本語になっているかを自分で確かめる能力を養成すること。

【成績評価】

総合判断で行う。

【備考・関連URL】

本講は、仏書講読を基本として行う授業であり、参加者の仏語力がアップすることに主眼をおく。受講生には、文章理解のノウハウを可能な限り伝授したい。仏語の実力向上を望む者はとくに歓迎する。

科目名	フランス法特殊研究（3）II（金山）	担当教員氏名	金山 直樹		
副題		学期曜日時限	秋学期 金 2 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、フランス法的なるものに多角的かつできるだけ直接迫ってみようとするものである。プロジェクターを用いて仏書講読の形式で行われる。

【授業の到達目標】

仏文の内容を理解した上で適切な日本語で表現することのできる実力を養成すること。特に、訳文を公表しても恥ずかしくない程度の日本語になっているかを自分で確かめる能力を養成すること。

【成績評価】

平常点評価。

【備考・関連URL】

本講は、仏書講読を基本として行う授業であり、参加者の仏語力がアップすることに主眼をおく。受講生には、文章理解のノウハウを可能な限り伝授したい。仏語の実力向上を望む者はとくに歓迎する。

科目名	中国法特殊研究（1）I（國谷）	担当教員氏名	國谷 知史		
副題		学期曜日時限	春学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

中国における民法典編纂の歴史と現状を取り上げ、基本的な論点を整理していきます。中国法専門文献（中文）をテキストとして使い、テキスト批判（日本法と比較して意味を明らかにする等）をおこないながら、中国法研究に必要な知識・技能を教授していきます。

【授業の到達目標】

中国法専門文献（中文）を読む中で、中国の法令用語・法学用語・概念を正確に理解して日本語で説明することができる等、中国法と日本法との比較研究の基本的スキルを修得し、かつ、中国法研究の課題発見・整理・分析ができるようになることを目標とします。

【成績評価】

平常点評価: 100% 平常点による。毎回の授業における議論への参加状況をみて、理解度を確認し、授業への積極性を評価します。

科目名	中国法特殊研究（１）II（國谷）	担当教員氏名	國谷 知史		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

中国における民法典編纂の歴史と現状を取り上げ、基本的な論点を整理していきます。中国法専門文献（中文）をテキストとして使い、テキスト批判（日本法と比較して意味を明らかにする等）をおこないながら、中国法研究に必要な知識・技能を教授していきます。

【授業の到達目標】

中国法専門文献（中文）を読む中で、中国の法令用語・法学用語・概念を正確に理解して日本語で説明することができる等、中国法と日本法との比較研究の基本的スキルを修得し、かつ、中国法研究の課題発見・整理・分析ができるようになることを目標とします。

【成績評価】

平常点評価: 100% 平常点による。毎回の授業における議論への参加状況をみて、理解度を確認し、授業への積極性を評価します。

科目名	中国法特殊研究（２）I（文）	担当教員氏名	文 元春		
副題		学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業は基本的に、受講者による報告を中心に進めることを考えており、受講者全員の授業への積極的な取り組みが求められます。また、必要に応じて、授業担当者のほうで、中国における重要な法学問題を取り上げ、皆さんと一緒に深く掘り下げていくことも考えています。皆さんの良い報告を期待しております。

【授業の到達目標】

中国における法治の現状を理解し、現代中国で起きている様々な社会問題(法学問題)について、その現象ばかりに囚われず、その歴史的社会的背景などをも視野に入れて、考えるようにしてもらいたい。

【成績評価】

平常点評価による。具体的には、報告の内容および授業への貢献度を勘案して評価します。

【備考・関連URL】

中国法に関心がある方の積極的な参加を歓迎します。なお、中国語の習得は必須ではありませんが、中国語の読解力がなければ、その分、参照できる文献も限られることになります。

科目名	中国法特殊研究（２）II（文）	担当教員氏名	文 元春		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業は基本的に、受講者による報告を中心に進めることを考えており、受講者全員の授業への積極的な取り組みが求められます。また、必要に応じて、授業担当者のほうで、中国における重要な法学問題を取り上げ、皆さんと一緒に深く掘り下げていくことも考えています。皆さんの良い報告を期待しております。

【授業の到達目標】

中国における法治の現状を理解し、現代中国で起きている様々な社会問題(法学問題)について、その現象ばかりに囚われず、その歴史的社会的背景などをも視野に入れて、考えるようにしてもらいたい。

【成績評価】

平常点評価による。具体的には、報告の内容および授業への貢献度を勘案して評価します。

【備考・関連URL】

中国法に関心がある方の積極的な参加を歓迎します。なお、中国語の習得は必須ではありませんが、中国語の読解力がなければ、その分、参照できる文献も限られることになります。

科目名	比較環境法研究（１）（大塚）	担当教員氏名	大塚 直		
副題		学期曜日時限	春学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

この授業では、アメリカにおける環境法・環境政策の全体像を概観し、わが国のそれと比較することを目的とする。

【授業の到達目標】

アメリカにおける環境法・環境政策とわが国の環境法・環境政策の相違についてダイナミックに理解すること。

【成績評価】

レポート: 50% レポートにより評価を行う。

平常点評価: 50% 授業中の発言や発表の内容について評価します。

科目名	比較環境法研究（２）（棚澤）	担当教員氏名	棚澤 能生			
副題	持続可能社会への転換と法	学期曜日時限	秋学期 木 4 時限	単位数	2	

【授業概要】

「持続可能性と所有権」のテーマに関する英語文献を講読する

【授業の到達目標】

英語による研究能力の向上、テーマに関する議論状況のフォロー

【成績評価】

平常点評価

【備考・関連URL】

★【社会人研究課題科目】環境問題と法

科目名	ヨーロッパ法特殊研究I(中村)	担当教員氏名	中村 民雄			
副題	Global Administrative Lawの研究	学期曜日時限	春学期 火 3 時限	単位数	2	

【授業概要】

Sabino Cassese (ed.), Research Handbook on Global Administrative Law (Edward Elgar, 2016)を講読し、事例研究をする。ヨーロッパ法特殊研究IとIIは連続授業。

【授業の到達目標】

グローバル法に対する一つのアプローチとして、Global Administrative Lawの視座を学び、応用して事例研究をする。

【成績評価】

平常点（100%）

科目名	ヨーロッパ法特殊研究II(中村)	担当教員氏名	中村 民雄			
副題	Global Administrative Lawの研究	学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2	

【授業概要】

Sabino Cassese (ed.), Research Handbook on Global Administrative Law (Edward Elgar, 2016)を講読し、事例研究をする。ヨーロッパ法特殊研究IとIIは連続授業。

【授業の到達目標】

グローバル法に対する一つのアプローチとして、Global Administrative Lawの視座を学び、応用して事例研究をする。

【成績評価】

平常点（100%）

基礎法学専攻

(専修科目)

科目名	法社会学研究I（棚澤）	担当教員氏名	棚澤 能生		
副題		学期曜日時限	春学期 火6時限	単位数	2

【授業概要】

トランスナショナルなレベルにおける国家性、公共性、立憲制に関する英語文献を講読する。

【授業の到達目標】

英語による研究遂行能力の向上、テーマに関するヨーロッパでの議論の吸収

【成績評価】

平常点評価

科目名	法社会学研究II（棚澤）	担当教員氏名	棚澤 能生		
副題		学期曜日時限	秋学期 火6時限	単位数	2

【授業概要】

前期に引き続きトランスナショナルなレベルにおける国家性、公共性、立憲制に関する英語文献を講読する。

【授業の到達目標】

英語による研究遂行能力の向上、テーマに関するヨーロッパでの議論の吸収

【成績評価】

平常点評価

科目名	ローマ法研究I（原田）	担当教員氏名	原田 俊彦		
副題		学期曜日時限	春学期 木3時限	単位数	2

【授業概要】

Sententiarum receptarum libri quinque, qui uulgo Iulio Paulo adhuc tribuunturを輪読します。木曜日3限の設置ですが、登録者は、木曜日4限も空けておいてください。新たに受講される方には、テキストは初回にコピーにて配布します。

【授業の到達目標】

ラテン語法文読解力の習得

【成績評価】

平常点による

科目名	ローマ法研究II（原田）	担当教員氏名	原田 俊彦		
副題		学期曜日時限	秋学期 木3時限	単位数	2

【授業概要】

Sententiarum receptarum libri quinque, qui uulgo Iulio Paulo adhuc tribuunturを輪読します。ローマ法研究I同様、登録者は木曜日4限を空けて置いてください。

【授業の到達目標】

ラテン語法文読解力の習得

【成績評価】

平常点による

科目名	日本法史学研究（２）（和仁）	担当教員氏名	和仁 かや		
副題		学期曜日時限	秋学期 金 2 時限	単位数	2

【授業概要】

近世～近代初期の法・裁判関係の基本史料を素材として、西洋近代法継受の基盤をなした前近代法のあり方及びそれをめぐる思考について具体的に検討する。具体的に取り上げる素材については、受講者の問題関心も参考にしながら決定するが、いわゆる「崩し字」で書かれたものも含め、歴史的な原テキストと真摯に取り組む意欲と姿勢が履修の要件である。

【授業の到達目標】

近世から近代初期にかけての法制関係史料（崩し字含む）を正確かつ緻密に解釈し、そのテキストが含意する意図や思考枠組につき、当時の背景を含めて再構成出来るようになる。

【成績評価】

レポート 10%：提出されたレポートにより評価する

平常点 90%：積極的な授業参加度及び報告

科目名	英米法研究I（宮川）	担当教員氏名	宮川 成雄		
副題		学期曜日時限	春学期 金 4 時限	単位数	2

【授業概要】

Jonathan Z. Cannon, *Environment in the Balance: The Green Movement and the Supreme Court* (Harvard University Press, 2015)を講読する。本書は、1970年代から最近までのアメリカ連邦最高裁判決に反映されたアメリカ人の環境主義（environmentalism）の考え方を検討するものです。アメリカ最高裁判決を読み解くことによって、アメリカ人の環境に関する考え方の特徴を把握し、また逆に最高裁判決によってアメリカ人の環境に対する考え方や行動様式がどのように変化しているのかを検討するものです。

本書が裁判所の判決を主たる素材にしてアメリカ人の環境主義を捉えようとしていることに、アメリカ社会における裁判の位置付けがいかに大きいかを物語っています。日本では、裁判所の判決をとおして日本人の考え方や行動様式の特徴を読み解こうとする試みはないと思います。判決に表われる事象はほんの一握りの事象であると日本では考えられるのに対して、アメリカでは判決の中に表われる社会の事象が社会の縮図と考えられているからでしょう。ここにも、1830年代にアメリカを旅行したトクヴィルの観察が依然としての的を射ていることが示されています。「この国ではあらゆる問題が、裁判所で解決される。」という観察です。

【授業の到達目標】

目標

アメリカの環境訴訟にみられる法理論の発展と、アメリカ社会における環境主義の考え方の特徴を理解する。

講読文献の受動的な意味の把握だけでなく、文献で使用されている英語表現を用いて、受講生自らが英語での表現が、文章および口頭表現によってもできるようになることを目標とする。

【成績評価】

講読文献についての理解度、授業における学生の報告の質、および学期中に課すターム・ペーパーの質を総合的に評価する。

科目名	英米法研究II（宮川）	担当教員氏名	宮川 成雄		
副題		学期曜日時限	春学期 金 5 時限	単位数	2

【授業概要】

「英米法研究（宮川）」は、春学期4限の「英米法研究Ⅰ（宮川）」と、春学期5限の「英米法研究Ⅱ（宮川）」の2コマ連続授業である。

授業概要は、春学期4限の「英米法研究Ⅰ（宮川）」の記述を参照のこと。

【授業の到達目標】

アメリカの環境訴訟にみられる法理論の発展と、アメリカ社会における環境主義の考え方の特徴を理解する。

講読文献の受動的な意味の把握だけでなく、文献で使用されている英語表現を用いて、受講生自らが英語での表現が、文章および口頭表現によってもできるようになることを目標とする。

【成績評価】

授業での学生の報告、および学期末のターム・ペーパーにより総合的に評価する。

科目名	英米法研究I（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副題	イギリス法に影響を及ぼす現代ヨーロッパ法	学期曜日時限	秋学期 火 1 時限	単位数	2

【授業概要】

この演習は英米法研究 IIと2コマ連続で行う。

この演習では、イギリス法に重要な影響を及ぼす最近のヨーロッパ法の重要判例を速く、かつ、精確に読み、法的論点を掘り下げて討論する。それを通して、現代イギリス法およびヨーロッパ法の理解を深める。

授業は、1回2コマ連続で行い、1回に1件～2件の判例を取り上げる。

概ね1コマ目に判例の読解を全員とする。

2コマ目に事案ごとの担当者に法的論点を掘り下げた報告を求め、それをもとに全員で討論する。

【授業の到達目標】

- ・判例を精確に、しかし、スピード感をもって、要領よく読めるようになる。
- ・判例を、事実・争点・判決・理由づけにわけて、的確に要約できるようになる。
- ・主たる法的論点を、関連する文献や先例や後続判例も調べて、掘り下げて考察する要領を会得する。

【成績評価】

平常点（50%）およびレポート（50%）

科目名	英米法研究II（中村）	担当教員氏名	中村 民雄		
副題	イギリス法に影響を及ぼす現代ヨーロッパ法	学期曜日時限	秋学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

この演習は英米法研究 Iと2コマ連続で行う。

この演習では、イギリス法に重要な影響を及ぼす最近のヨーロッパ法の重要判例を速く、かつ、精確に読み、法的論点を掘り下げて討論する。それを通して、現代イギリス法およびヨーロッパ法の理解を深める。

授業は、1回2コマ連続で行い、1回に1件～2件の判例を取り上げる。

概ね1コマ目に判例の読解を全員とする。

2コマ目に事案ごとの担当者に法的論点を掘り下げた報告を求め、それをもとに全員で討論する。

【授業の到達目標】

- ・判例を精確に、しかし、スピード感をもって、要領よく読めるようになる。
- ・判例を、事実・争点・判決・理由づけにわけて、的確に要約できるようになる。
- ・主たる法的論点を、関連する文献や先例や後続判例も調べて、掘り下げて考察する要領を会得する。

【成績評価】

平常点（50%）およびレポート（50%）

科目名	フランス法研究II（大橋）	担当教員氏名	大橋 麻也		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 2 時限	単位数	2

【授業概要】

フランス語文献の講読を集中的に行い、フランス法の基本事項について考察を深めます。フランス法のどの分野を研究するにせよ、共通して身に付けておくべき知識はたくさんあります。とりわけ、法史入門、そして政治・行政・裁判の各制度は、フランス法というひとつの特殊な規範体系を枠づける基本要素です。これらに限定する必要はありませんが、フランス法の基本事項に関する文献を取り上げ、講読を行います。文献は参加者と相談の上で決めます。

【授業の到達目標】

フランス語文献の講読を通じてフランス法の分析力を養うこと。

【成績評価】

平常点評価100% 文献の翻訳の内容を考慮して評価します。辞書と法律用語辞典、および授業その他で得た知識をもとにフランス語文献の適確な翻訳に努めているかを見ます。

先端法学専攻

※先端法学専攻の学生のみ履修可

科目名	LL.M.知的財産法研究I (高林)	担当教員氏名	高林 龍		
副題		学期曜日時限	春学期 木 6 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、少人数クラスとして設置するためゼミ方式で実施する。講義対象は主として特許法とし、副次的に商標法、不正競争防止法、意匠法等の著作権法以外の産業財産権法分野を対象とする。15回の講義においては、講師がテーマを設定して、具体的な問題を提示して、発表担当者を指名し、発表担当者が当該論点をめぐる議論状況や国外の状況を調査したうえ紹介し、講師を含む参加者全員での討議を行う。このことにより、全受講生が知財政策を含んだ最先端の議論に触れて思考を深めると共に、各人の業務に生かすことも目的とする。なお、リサーチペーパー起案に際しての留意事項等にも触れる予定である。

【授業の到達目標】

知財政策を含んだ知的財産法に係わる具体的な紛争に対応しうる実践的能力の獲得を目標とする。

【成績評価】

平常点 100%：上記のとおり、ゼミ形式で実施するので発表担当者はその発表内容、参加者は議論への貢献の程度等が平常点として評価される。

【備考・関連URL】

科目名	LL.M.知的財産法研究II (上野)	担当教員氏名	上野 達弘		
副題	著作権法の最新論点	学期曜日時限	秋学期 月 6 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、LLMに特化した先端講義として、著作権法を中心とする知的財産法に関して、日々生起し続ける最新の論点を取り上げ、基本的に講義形式で進める。具体的には、各論点をめぐる議論状況や国外の状況を幅広く紹介した上で、参加者を含めて実務上のインプリケーションについて議論を行う。

なお、取り上げるテーマについては、開講時に、受講生の要望等を取り入れて決定したい。

【授業の到達目標】

参加者が、知財政策をめぐる最先端の議論に触れて思考を深めると共に、相互に経験を共有して意見交換しつつ、各人が今後の業務に生かすことも目的とする。

【成績評価】

平常点 100%：議論への積極的な貢献度

科目名	特許法 (オムニバス)	担当教員氏名	高林 龍、中田 誠		
副題		学期曜日時限	春学期 火 4 時限	単位数	2

【授業概要】

近時、産業界において知的財産権の重要性が高まり、知的財産紛争を法的に処理する必要性が増大している。本科目は知的財産法のうちでも特許法を対象とするものであり、昨年度まで秋学期に開講していたが、今年度からは法研のLL.M.受講生との合併授業とし、また著作権法の授業とも同学期に履修できるようにするため、春学期に設置することにした。

講義では、知的財産法全体を鳥瞰した後に、特許法のテーマごとに進行するが、双方向的な手法も取り入れて、毎回、ケースブックのQを応用するなどして意見交換の時間を設ける予定である。

【授業の到達目標】

研究者教員と特許庁からの派遣実務家教員がチームを組んで担当することによって、受講生は知的財産法の全体像及び特許法の理論的な側面と実務的な側面の双方を理解し、法曹として知的財産関係事件とりわけ特許訴訟事件を手がけるために必要な素地を固めることができる。

【成績評価】

試験 100%：学期末に行う試験で評価する。

【備考・関連URL】

＜受講要件等＞

本講義は知的財産法の初歩と位置付けられているため、特に受講要件は定めない。本講義のほか、春学期には「著作権法」「国際知的財産法」「比較知的財産法」「出願実務と権利の活用」の講義があるほか、知的財産法の理論と実務を架橋する「特許紛争処理法」「著作権等紛争処理法」の講義がある。また、秋学期には「知的財産訴訟の実務」「不正競争防止法・商標法」や英語による「Comparative Studies of Intellectual Property Law」「Patent Law in Japan」

「Copyright Law in Japan」も開講している。知的財産法に興味のある学生は積極的に受講して欲しい。そのほか、法務研の院生に限り、夏休み期間中には知的財産エクスターンシップ・インターンシップ等が、秋学期には総仕上げとして応用演習のクラスも用意されている。知的財産法に興味を持った受講生の多くが、知的財産法の理論及び実務を学ぶ意欲を得て、将来の知的財産専門弁護士の道に進むきっかけとなることが期待される。

＜受講生への要望＞

特許法を学ぶ者として理工系学部出身者は大歓迎である。文系学部出身者であっても、高度な技術的知識は全く必要ないが、技術を学ぶとする意欲や好奇心のある者であることが望まれる。

科目名	著作権法（上野）	担当教員氏名	上野 達弘
副題		学期曜日時限	春学期 火 3 時限
		単位数	2

【授業概要】

著作権法は、文芸、学術、美術、音楽といった分野に属する知的財産を保護することにより、「文化の発展に寄与することを目的とする」（1条）法律である。

本講義は、著作権法について、身近でアクチュアルなトピックに触れつつ、これをプロジェクト等によりヴィジュアルに解説することによって理解と関心をうながす一方で、知的財産法全体および民事法全体からの視角を意識しながら、体系的な理解をも修得できるようにする。

【授業の到達目標】

本講義では、受講者が著作権法に関する基本的知識を身につけるとともに、個別問題に柔軟に対処する応用力を体得することを目指す。

【成績評価】

試験 100%：定期試験を実施することによって、授業の内容全般についての理解度を評価します。

科目名	商標法・不正競争防止法（三村）	担当教員氏名	三村 量一
副題		学期曜日時限	秋学期 土 2 時限
		単位数	2

【授業概要】

商標法と不正競争防止法について、理論的解説にとどまらず、実務上の問題点等に踏み込んで説明する。商標法と不正競争防止法は、文系出身者にとって取り組みやすい科目であるが、これらの法律は特許法・著作権法と並んで社会経済上重要な役割を果たしており、法律実務家（弁護士）として取り扱う機会の多い分野でもある。この講義では、商標権侵害訴訟・不正競争訴訟における法律問題に関し、特許権侵害訴訟・著作権侵害訴訟との共通点、相違点を採り上げて、それぞれの訴訟における考え方を分かりやすく解説する。例えば、無効の抗弁、並行輸入（消尽）、損害賠償額の算定などの問題である。このような比較を通じて、受講者は、商標法・不正競争防止法の知識を習得するのみならず、特許法・著作権法についても、既に習得した知識と理解を更に深めることができる。講義は、具体的な事例を採り上げて、解説と受講者による討論により進行する。

【授業の到達目標】

この講義の到達目標は、次の3つである。第1の目標は、不正競争防止法及び商標法の構造及び基本的な法律問題を理解することである。第2の目標は、特許法・著作権法との共通点・相違点を認識することを通じて、知的財産法全体の法体系について理解を得るとともに、特許法・著作権法の理解を深めることである。第3の目標は、自らレポートを作成し、討論に参加することで、思考力及び表現力を身につけることである。

【成績評価】

試験 60%：事例形式の試験を実施し、講義内容の基本を理解しているか、表現能力が身についているかどうかを評価する。試験の際には、判例集、教科書等の参考資料の持ち込みは自由である（但し、モバイル機器を除く）。

レポート 30%：指定された裁判例について、ごく簡単な判例評釈を作成し、提出することを求める。当該法律問題に即した事実関係の整理と判決内容の要約ができているかどうか、判決内容に対して適切な論評がされているかどうかを評価する。

平常点 10%：授業、特に討論の場における積極的な発言をプラス要素として評価する。

【備考・関連URL】

＜受講要件等＞ この講義を受講するのは、能力的に余裕のある者が多いであろうが、初学者にも分かりやすく解説を行うので、知的財産法全般に興味のある者は、進んで受講してほしい。学説・裁判例の紹介にとどまらず、訴訟の場面にあられる実務的な問題点を具体例に即して解説し、受講者において自ら思考し、解決する能力を身につけることを目標にする。講義においては、特許法・著作権法との共通点・相違点を解説するので、受講者は知的財産法全体の法体系を理解するとともに、特許法・著作権法の法律問題についての理解を深めることができる。

＜受講者への要望＞

知的財産法を専門分野とする法律家となることを目指す者のみならず、知的財産法全般に興味のある初学者も歓迎する。

科目名	特許紛争処理法（オムニバス）	担当教員氏名	オムニバス		
副題		学期曜日時限	春学期 土 2 時限	単位数	2

【授業概要】

新たな技術に基づく製品を開発しビジネスを始めた起業家を想定し、その製品及びビジネスについて、知的財産紛争の事前処理方法としての和解交渉やライセンス交渉、あるいは交渉が決裂した場合の訴訟の準備と遂行という場面ごとに、知的財産権を戦略的に保護するための実体法、手続法を学習する。特許法を学んでいることを前提として、これらの理論面を、具体的紛争解決との実践面と架橋することを企図するものである。この授業の到達目標は、次の2つである。第1の目標は、特許権をめぐるビジネスの場面における弁護士の活動内容を理解し、実践のための経験を得ること、第2の目標は、特許権侵害訴訟の場における法律上の問題点を理解し、思考力と表現力を身につけることである。

【授業の到達目標】

この授業の到達目標は、次の2つである。第1の目標は、特許権をめぐるビジネスの場面における弁護士の活動内容を理解し、実践のための経験を得ること、第2の目標は、特許権侵害訴訟の場における法律上の問題点を理解し、思考力と表現力を身につけることである。

【成績評価】

試験 60%：講義内容の基本を理解しているか、表現力が身につけているかどうかを評価する。試験の際には、モバイル機器以外であれば、判例付き六法、教科書等の参考資料の持ち込みは自由である。

レポート 30%：授業の進行に応じて、課題についてのレポートの提出を求める。

平常点 10%：授業、特に討論や模擬裁判（準備段階を含む）における積極的な態度をプラス要素として評価する。

【備考・関連URL】

＜受講者への要望＞

積極的かつ主体的に授業に参加する意欲のある者の受講を希望する。

科目名	著作権等紛争処理法（オムニバス）	担当教員氏名	オムニバス		
副題		学期曜日時限	春学期 火 5 時限	単位数	2

【授業概要】

本講義は、知的財産権法の理論と実務とを架橋するものと位置付けられる。具体的な紛争処理の場面において知的財産の専門家に必要となる知識と実務スキルを獲得することを目標とする。

【授業の到達目標】

本講義は、法務研究科（法科大学院）において法曹を目指す大学院生と共に学ぶクラスとして設置する。知的財産権法の理論と実務とを架橋するものと位置付けられ、著作権等の紛争事例を素材とする事例研究を行う。具体的には、2回の総論の後、担当講師が分担し、実際の事例に類する仮想紛争事例を取り上げ、これを検討する。著作権法上の争点を中心となるが、手続法や不正競争防止法、商標法などについても、目配せすることが必要となる。それらの知識を前提とし、実務的な課題（警告書、回答書、訴状・準備書面等の訴訟上の書類の検討など）にも取り組む。これらを通じて、この分野における基本判例等を学ぶとともに、実務スキルを修得することを目標とする。

【成績評価】

試験 70%：評価基準 学期末試験を実施し、理解度の確認を行う。

平常点 30%：評価基準 出席の有無による。

【備考・関連URL】

＜受講要件等＞

2年秋学期に「不正競争防止法・商標法」を受講したこと及び2・3年春学期に「著作権法」を受講することが好ましいが、必須ではない。なお、本講義履修者には夏休み期間に知的財産関係機関（弁護士事務所など）へのエクスターンシップ等を経験する機会が与えられる。これによって、さらに生きた紛争を実際に解決する場面に立会い、その解決法を見出して行く方法を習得すれば、知的財産権法専門弁護士としての基本的スキルはすべて満たした者となることができる。

＜受講者への要望＞

積極的かつ主体的に授業に参加する意欲のある者の受講を希望する。

科目名	出願実務と権利の活用（加藤）	担当教員氏名	加藤 志麻子		
副題		学期曜日時限	春学期 金 6 時限	単位数	2

【授業概要】

ビジネスに活用できる強い特許の取得のためには、権利の活用を意識しつつ出願から権利取得に至るまでの手続を戦略的行うことが求められる。権利の活用の観点では、裁判例に照らして権利行使の際に実際に問題となる点を検討し、権利行使に強いクレーム及び明細書とは何かを論理と実務の両面から学習する。また、権利取得の観点では、新規性、進歩性の論理を理解すると共に、拒絶理由に対する的確な対応を検討する。特に、無効審判、審決取消訴訟及び特許権侵害訴訟にも応用可能な効果的な意見書の作成方法、権利を適切な範囲で維持するための補正について学習する。

【授業の到達目標】

本講義では、権利行使、活用を視野に入れた権利取得を可能にするための知識を身に着けると共に、これらの知識を実践的に実務に応用できるようにする。

【成績評価】

平常点 100%：授業の理解度、授業に対する取り組み、積極的姿勢（発言等）によって総合的に判断します。

科目名	Patent Law in Japan（NAKAYAMA）	担当教員氏名	中山 一郎		
副題		学期曜日時限	秋学期 土 4 時限	単位数	2

【授業概要】

This class discusses major issues under Japanese Patent Act. In contrast with "Comparative Studies of Intellectual Property Law" that puts more focus on comparative aspects, the main purpose is to gain basic understanding of Japanese Patent Act, even though comparative aspects may sometimes be considered. The class analyzes major judicial decisions by frequently using case method. In Japan, unlike in common law nations, there are not so many judicial cases to cover all major topics. Therefore, some government guidelines and scholarly works are also used. The class is conducted in English.

【授業の到達目標】

Participants are expected to gain a basic understanding of Japanese Patent Law and how it functions in practice.

【成績評価】

試験 80%：期末試験により評価する。

試験 20%：主体的な授業参加度により評価する。

科目名	Copyright Law in Japan（KOMADA）	担当教員氏名	駒田 泰士		
副題		学期曜日時限	秋学期 火 6 時限	単位数	2

【授業概要】

The course covers various copyright questions to be discussed. Each unit will begin normally with the introduction to the basic framework of the question, and several models of regulation will be shown by the instructor. We will examine the advantages and the disadvantages of each. So, the course puts an emphasis on rule-making rather than on possible interpretations of current laws. The questions to be discussed are, for example, the cumulative protection of applied arts by plural laws, the freedom of parody, works made for hire, the choice of laws for copyright infringements via internet transmissions.

【授業の到達目標】

To provide students with opportunities to foster a critical mind.

To provide students with opportunities to develop communication skills.

To introduce students to the advanced legal questions in Japanese copyright law and widen their perspectives on modern society.

【成績評価】

Report 30%: The evaluation will be based on papers.

Regular evaluation 70%: The attendance and the class-participation will be evaluated.

【備考・関連URL】

The assigned materials will be distributed by the instructor. Students would be expected to do 2 hours of reading before each class.

時 間 割 表

2018年度 大学院法学研究科 時間割(春学期)

曜 日	1時限 [9:00～10:30]			2時限 [10:40～12:10]			3時限 [13:00～14:30]			4時限 [14:45～16:15]			5時限 [16:30～18:00]			6時限 [18:15～19:45]			7時限 [19:55～21:25]		
	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任	教室	科目名	担任
月	601			601			601			601			601			601			601		
	602			602			602			602			602			602			602		
	603			603			603			603			603			603			603		
	604			604			604			604			604			604			604		
	605			605			605			605			605			605			605		
	606			606			606			606			606			606			606		
	607			607			607			607			607			607			607		
	613			613			613			613			613			613			613		
火	614			614			614			614			614			614			614		
	615			615			615			615			615			615			615		
	616			616			616			616			616			616			616		
	617			617			617			617			617			617			617		
	618			618			618			618			618			618			618		
	601			601			601			601			601			601			601		
	602			602			602			602			602			602			602		
	603			603			603			603			603			603			603		
水	604			604			604			604			604			604			604		
	605			605			605			605			605			605			605		
	606			606			606			606			606			606			606		
	607			607			607			607			607			607			607		
	613			613			613			613			613			613			613		
	614			614			614			614			614			614			614		
	615			615			615			615			615			615			615		
	616			616			616			616			616			616			616		
木	617			617			617			617			617			617			617		
	618			618			618			618			618			618			618		
	601			601			601			601			601			601			601		
	602			602			602			602			602			602			602		
	603			603			603			603			603			603			603		
	604			604			604			604			604			604			604		
	605			605			605			605			605			605			605		
	606			606			606			606			606			606			606		
金	607			607			607			607			607			607			607		
	613			613			613			613			613			613			613		
	614			614			614			614			614			614			614		
	615			615			615			615			615			615			615		
	616			616			616			616			616			616			616		
	617			617			617			617			617			617			617		
	618			618			618			618			618			618			618		
	601			601			601			601			601			601			601		
土	602			602			602			602			602			602			602		
	603			603			603			603			603			603			603		
	604			604			604			604			604			604			604		
	605			605			605			605			605			605			605		
	606			606			606			606			606			606			606		
	607			607			607			607			607			607			607		
	613			613			613			613			613			613			613		
	614			614			614			614			614			614			614		

※ 教室は変更になる場合があります。その際は、掲示にてお知らせします。
※ この表に記載の教室は早稲田キャンパス8号館です。8号館以外の科目は別表にてご確認ください。
※ 集中講義科目については記載していません。後日掲示にてお知らせします。

2018年度 大学院法学研究科 時間割(秋学期)

曜 日	1時限 [9:00 ~ 10:30]				2時限 [10:40 ~ 12:10]				3時限 [13:00 ~ 14:30]				4時限 [14:45 ~ 16:15]				5時限 [16:30 ~ 18:00]				6時限 [18:15 ~ 19:45]				7時限 [19:55 ~ 21:25]			
	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	教室	教員	科目名	担任	
月	601			601				601				601				601				601				601			担任	
	602			602				602				602				602				602				602				
	603			603				603				603				603				603				603				
	604			604				604			岩志	604				604				604			島田・大木	604			労働法研究Ⅱ	
	605			605				605				605				605				605			近江	605			民法研究指導(近江)(修士)	
	606		International Human Rights Law	古谷	606				606				606				606				606				606			国際法特殊研究Ⅰ
	607				607				607				607				607				607				607			船舶金融法研究
火	613			613				613				613				613				613			河野	613			国際関係論研究Ⅱ	
	614			614			田島	614			鳥山	614				614				614			小川	614			商法研究Ⅱ	
	615			615			幸崎	615			岩巻	615				615				615			寺崎	615			商法研究Ⅱ	
	616			616			古谷	616				616				616				616				616			国際交流能力養成科目(フランス語Ⅲ)	
	617			617				617				617				617				617				617			船舶金融法研究	
	618			618				618				山口	618				618				618				618			船舶金融法研究
	619			619				619								619				619				619			船舶金融法研究	
水	601			601				601				601				601				601				601				
	602			602				602				602				602				602				602				
	603			603				603				603				603				603				603				
	604			604				604				604				604				604				604				
	605			605				605				605				605				605				605				
	606			606				606				606				606				606				606				
	607			607				607				607				607				607				607				
木	613			613				613				613				613				613				613				
	614			614				614				614				614				614				614				
	615			615				615				615				615				615				615				
	616			616				616				616				616				616				616				
	617			617				617				617				617				617				617				
	618			618				618				618				618				618				618				
	619			619				619				619				619				619				619				
金	601			601				601				601				601				601				601				
	602			602				602				602				602				602				602				
	603			603				603				603				603				603				603				
	604			604				604				604				604				604				604				
	605			605				605				605				605				605				605				
	606			606				606				606				606				606				606				
	607			607				607				607				607				607				607				
土	613			613				613				613				613				613				613				
	614			614				614				614				614				614				614				
	615			615				615				615				615				615				615				
	616			616				616				616				616				616				616				
	617			617				617				617				617				617				617				
	618			618				618				618				618				618				618				
	619			619				619				619				619				619				619				

※ 教室は変更になる場合があります。その際は、掲示にてお知らせします。

※この表に記載の教室は早稲田キャンパス8号館です。8号館以外の科目は別表にてご確認ください。

※ 集中講義科目については記載していません。後日掲示にてお知らせします。

2018年度 大学院法学研究科 時間割

■ 大学院法務研究科との合併科目

学期/曜日時限	法学研究科 (科目名)	法務研究科 (科目名)	担当教員	教室
春学期/月4	商法特殊研究 (3) I (鳥山)	外国法演習 (フランス法)	鳥山 恭一	8-614
春学期/火6	国際知的財産法 (駒田)	国際知的財産法	駒田 泰士	8-606
春学期/木5	企業会計法研究 (尾崎)	企業会計法特論	尾崎 安央	8-614
春学期/木6	ドイツ法研究 (2) I (只木)	ドイツ刑法	只木 誠	8-614
春学期/土2	比較環境法研究 (1) (大塚)	比較環境法	大塚 直	8-605
春学期/土3	比較知的財産法研究 (ラーデマツハ)	比較知的財産法	ラーデマツハ クリストフ	8-606
春前半/月水4	IT Law	IT Law	ツーフアール フレデリケ	27-206
秋学期/水2	経済刑法研究 (田山)	経済刑法	田山 聡美	8-606
秋学期/木5	比較家族法 (橋本)	Comparative Family Law	橋本 有生	8-615
秋学期/土3	Comparative Studies of Intellectual Property Law (RADEMACHER)	Comparative Studies of Intellectual Property Law	ラーデマツハ クリストフ	8-606
集中講義 (秋学期) /無その他	トランスナショナル・プログラム	トランスナショナル・プログラム	石田 京子/清水 草雄	未定
秋前半/月水4	Data Protection Law	Data Protection Law	ツーフアール フレデリケ	27-306

大学院全学共通設置科目

2018年度大学院全学共通設置科目

大学院全学共通設置科目の登録期間および登録方法は、グローバルエデュケーションセンターのWebページ
(<https://www.waseda.jp/inst/gec/graduate/registration/>)を確認してください。

各科目の詳細はWebシラバスに掲載されます。なお、曜日・時間等に変更が生じた場合は、Webシラバスに最新情報が反映されます。

提供箇所	科目名	担当教員	学期	単位数	曜日・時間
商研	ビジネスモデル・デザイン	井上 達彦	秋学期	2	金5時限
基幹研	情報検索	山名 早人	秋学期	2	木1時限
基幹研	バイオインフォマティクス特論	油谷 幸代 他	秋学期	2	木2時限
グローバル	研究倫理概論 01	三枝 健治 他	夏クォーター	2	フルオンデマンド
グローバル	研究倫理概論 02	三枝 健治 他	冬クォーター	2	フルオンデマンド
グローバル	起業特論A:トッパーリーダーマネジメント	朝日 透 他	春クォーター	1	火6時限
グローバル	起業特論B:企業内新規事業開発	朝日 透 他	夏クォーター	1	火6時限
グローバル	起業特論C:トッパーリーダーマネジメント	朝日 透 他	秋クォーター	1	火6時限
グローバル	Advanced Course on Entrepreneurship D	朝日 透 他	春クォーター	1	木6時限
グローバル	博士実践特論A:イノベーションリーダーシップ	朝日 透 他	集中講義(春学期)	2	無その他
グローバル	博士実践特論B:産業イノベーションとキャリアデザイン	古川 行夫 他	秋クォーター	1	無その他
グローバル	博士実践特論S:ロジカルコミュニケーション	朝日 透 他	春クォーター	2	月3-4
グローバル	グローバルビジネスコミュニケーション基礎	朝日 透 他	集中講義(秋学期)	1	月3-4
グローバル	グローバルビジネスコミュニケーション上級	朝日 透 他	集中講義(秋学期)	1	無その他
グローバル	CSRマネジメント実践 02	朝日 透 他	集中講義(秋学期)	2	無その他
グローバル	イノベーション概論 α:次世代イノベーターのためのエッセンシャルズ	朝日 透 他	秋クォーター	1	木6時限
グローバル	イノベーション概論 β:次世代イノベーターのためのエッセンシャルズ	朝日 透 他	冬クォーター	1	木6時限
グローバル	イノベーションとテクノロジー基礎 α:人工知能・先端ロボットテクノロジーの基礎とスタートアップを学ぶ	朝日 透 他	春クォーター	1	水6時限
グローバル	イノベーションとテクノロジー基礎 β:人工知能・先端ロボットテクノロジーの基礎とスタートアップを学ぶ	朝日 透 他	夏クォーター	1	水6時限
グローバル	イノベーションとテクノロジー実践 α:人工知能・先端ロボットテクノロジー実践	朝日 透 他	秋クォーター	1	水6時限
グローバル	イノベーションとテクノロジー実践 β:人工知能・先端ロボットテクノロジー実践	朝日 透 他	冬クォーター	1	水6時限
グローバル	ビジネス・プロフェッション(企業) α	井上 達彦 他	春クォーター	1	金4時限
グローバル	ビジネス・プロフェッション(企業) β	井上 達彦 他	夏クォーター	1	金4時限
グローバル	ビジネス・プロフェッション(行政) α	井上 達彦 他	秋クォーター	1	金4時限
グローバル	ビジネス・プロフェッション(行政) β	井上 達彦 他	冬クォーター	1	金4時限
グローバル	起業の技術(12 Essentials)	井上 達彦 他	夏クォーター	2	金4-5
グローバル	実践・起業インターン(REAL) I	井上 達彦 他	秋学期	2	金4時限
グローバル	Machine Learning for Advanced Integrated Intelligence α	朝日 透 他	集中講義(春学期)	1	土その他
グローバル	Machine Learning for Advanced Integrated Intelligence β	朝日 透 他	集中講義(春学期)	1	土その他
グローバル	Machine Learning for Advanced Integrated Intelligence γ	朝日 透 他	集中講義(春学期)	2	土その他
グローバル	人工知能概論	朝日 透 他	集中講義(春学期)	1	土1-2
グローバル	人工知能とその応用 α:エージェント	朝日 透 他	集中講義(春学期)	1	土1-2
グローバル	The Application of Artificial Intelligence β: Natural Language Processing	朝日 透 他	集中講義(春学期)	1	土1-2
グローバル	現代演劇と多文化主義(入門)	澤田 敬司	夏クォーター	2	金2-3
グローバル	現代演劇と多文化主義(発展)	澤田 敬司	冬クォーター	2	金2-3
グローバル	シェイクスピアと映像	本山 哲人	秋学期	2	木4時限
グローバル	日本語文体の背景 1	坂本 麻裕子	秋クォーター	1	水3時限
グローバル	日本語文体の背景 2	坂本 麻裕子	冬クォーター	1	水3時限
グローバル	言葉がひらく哲学 1	外村 江里奈	秋クォーター	1	火4時限
グローバル	言葉がひらく哲学 2	外村 江里奈	冬クォーター	1	火4時限
グローバル	地域研究としての台湾 1	若林 正文 他	春クォーター	1	火2時限
グローバル	地域研究としての台湾 2	若林 正文 他	夏クォーター	1	火2時限
グローバル	質的研究方法入門 1 02クラス	太田 裕子	秋クォーター	1	月2時限
グローバル	質的研究方法入門 2 02クラス	太田 裕子	冬クォーター	1	月2時限
グローバル	イノベーション創出思考法 1	三原 康司 他	集中講義(春学期)	1	土3-6
グローバル	イノベーション創出思考法 2	三原 康司 他	集中講義(秋学期)	1	土3-6
グローバル	イノベーション・プラクティス	林 千晶 他	夏クォーター	1	水2時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 1 01クラス	佐渡島 紗織	春クォーター	1	金2時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 1 02クラス	坂本 麻裕子	春クォーター	1	金3時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 1 03クラス	太田 裕子	秋クォーター	1	金2時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 1 04クラス	外村 江里奈	春クォーター	1	火4時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 2 01クラス	佐渡島 紗織	夏クォーター	1	金2時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 2 02クラス	坂本 麻裕子	夏クォーター	1	金3時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 2 03クラス	太田 裕子	冬クォーター	1	金2時限
グローバル	学術的文章の作成とその指導 2 04クラス	外村 江里奈	夏クォーター	1	火4時限
グローバル	ビジネスアイデア・デザイン(BID)	井上 達彦 他	春クォーター	2	金4-5
グローバル	ビジネスモデル仮説検証(エッセンシャル) 01	堤 孝志 他	集中講義(春学期)	2	無その他
グローバル	ビジネスモデル仮説検証(エッセンシャル) 02	堤 孝志 他	集中講義(秋学期)	2	無その他
グローバル	ビジネスモデル仮説検証(プレミアム) 01	堤 孝志 他	集中講義(秋学期)	4	無その他
グローバル	イノベーション人材になるためのコーチング研修(ベーシック)	島岡 未来子	夏クォーター	1	木6時限

大学院全学共通設置科目 大学院生開放科目 外国人留学生対象 日本語科目 春学期科目登録日程

【重要】秋学期設置科目は、9月に科目登録を実施します。

■科目登録日程

イ ベ ント	期 間	方 法
1 次登録	受付：3月30日(金)9:00 ～ 4月3日(火)17:00	全科目 Web 科目登録のみでの受付。
	発表：4月6日(金)	Web 科目登録画面に表示。
聴講料・実験実習料納入 【対象】：「General Tutorial English $\alpha \cdot \beta$ 」(1次登録)のみ※	受付：4月6日(金) ～ 4月13日(金)	納入案内メールに記載の方法(コンビニ支払、ペイジーまたはクレジットカード)で納入。
2 次登録	受付：4月6日(金)9:00 ～ 4月7日(土)17:00	全科目 Web 科目登録のみでの受付。
	発表：4月11日(水)	Web 科目登録画面に表示。
3 次登録	受付：4月12日(木)9:00 ～ 4月13日(金)17:00	全科目 Web 科目登録のみでの受付。
	発表：4月17日(火)	Web 科目登録画面に表示。
聴講料・実験実習料納入 【対象】：上記※以外の科目	■大学院全学共通設置科目・大学院生開放科目 受付：4月17日(火) ～ 4月23日(月)	納入案内メールに記載の方法(コンビニ支払、ペイジーまたはクレジットカード)で納入。
	■外国人留学生対象 日本語科目 受付：4月24日(火) ～ 5月9日(水)	最寄の銀行窓口にて納入。

注：情報生産システム研究科は2次登録からの受付となります。

■注意事項

①大学院全学共通設置科目 (グローバルエデュケーションセンター提供科目)

・2018年度はグローバルエデュケーションセンター設置科目以外の大学院全学共通設置科目はありません。

②大学院生開放科目 (グローバルエデュケーションセンター提供科目)

- ・聴講料・実験実習料を未納の場合は、登録決定科目の履修が認められないばかりか、その後の科目登録において抽選の優先順位が下がることがあります。なお、期限後の納入はどんな理由でも認められません。
- ・「General Tutorial English α 」は、レッスングループ編成の都合上、1次登録でのみ申請可能です。それ以外の英語科目および「チュートリアル中国語」は、2次登録まで可能です。対象科目など詳細はグローバルエデュケーションセンターWeb ページで周知します。

対象科目・登録方法は、以下の Web ページで確認可能です。

【グローバルエデュケーションセンター】

<https://www.waseda.jp/inst/gec/>

※訪問者別メニューから「大学院生の方へ」を選択



③外国人留学生対象 日本語科目 (日本語教育研究センター提供科目)

- ・聴講料・実験実習料を未納の場合は、登録決定科目の履修が認められないばかりか、その後の科目登録において抽選の優先順位が下がることがあります。なお、期限後の納入はどんな理由でも認められません。

対象科目・登録方法・授業料振込方法の詳細は、以下の URL の Web ページで確認可能です。

【日本語教育研究センター】

<https://www.waseda.jp/inst/cjl/students/registration/>



以 上